

令和7年度

災害待機下山手宿舎計画修繕工事

設計書

令和7年7月作成

(全 39 枚)

兵庫県危機管理部総務課



4 着手及び工事手順

敷地内には仮設現場事務所、工事関係者用駐車場等を設置する空間がないため、

受注者は、受注者の責において、契約後速やかに敷地外に工事用地を確保し、工事に着手すること。

なお、現場事務所として当該施設の居室等の利用希望がある場合は、発注者と協議を行うこと。

5 その他、本工事に適用する事項

① 入札に際し、本設計書の項目・数量等を再検討し、敷地及び周辺を十分調査の上、応札すること。

② 工事着手に際し、工事期間中に問題が生じないように工事計画・期間・工法について、事前に周辺住民など関係者に十分説明し、理解を得ること。

③ 本工事は公共建築工事標準仕様書に記載のとおり、原則として行政機関の休日（以下「休日」という。）に施工を行わない。なお、休日に施工を行う必要がある場合は監督職員及び施設管理者等と調整の上行うこと。

④ 工程表の作成にあたっては、施工上密接に関連する工事の総合試運転調整や官公署その他の関係機関の検査等を適切に見込んだ実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。

⑤ 工事現場内は常に整理清掃を行い、また仮囲い等で工事現場を囲い、事故の発生防止に努めるとともに、場外へ資材等が飛散しないよう十分養生を行うこと。また、工事用進入路となる公道についても常に清掃すること。

⑥ 大型車両・重機の使用時及び必要に応じて交通整理員等を配置し、現場周辺の安全を確保すること。万一、第三者に被害を与えた場合、受注者の責任において対処すること。

⑦ 工事に伴う関係法令等の届出等の手続きは受注者において遅滞なく行うこと。

⑧ 施工について、事前に仮設計画書、工程表、施工図を作成し、監督職員の承諾を得た後、施工すること。また、各工事種別毎に、事前に施工計画書を作成し、承諾を得ること。

⑨ 毎月末日締めで翌月10日までに工事進捗状況を書面で報告すること。

⑩ 使用材料については、事前に材料承諾願いを提出し、監督職員の承諾を得ること。

⑪ トルエン、酢酸エチルまたはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料、及びシーリング材の盗難防止に留意し、厳重に保管すること。

⑫ 熱帯産木材の保全に資するため、本工事に使用するコンクリート型枠に針葉樹使用の複合合板（JAS規格によるもの）を積極的に使用するよう努めること。

⑬ 重機・仮設機材及び鋼材等の盗難防止に留意し、厳重に保管すること。

⑭ 運搬作業従事者は、交通安全規則を遵守し、工事用資材の搬出入において過積載のないよう努めること。又、「土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進すること。

⑮ 交通誘導員は原則として各ゲートに配置し、通行人及び通行車両の安全確保を図ること。

なお、兵庫県公安委員会が認定した路線（区間）において交通誘導を行う場合は、「1・2級交通誘導警備検定合格者」を配置すること。

⑯ 建設副産物の再利用・処理に当たっては、発生抑制、再利用及び適正処理を原則とし、  
 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）  
 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）  
 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）  
 「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省 平成14年5月30日）  
 「近畿地方における建設リサイクル推進計画」（建設副産物対策近畿地方連絡協議会 平成27年6月）  
 「建築工事における副産物処理マニュアル」（兵庫県まちづくり部作成「建築工事関係資料」の一部）  
 に基づき、発生土の現場内処理や工事間流用、分別解体、副産物の分別を行うことなどにより、可能な限り  
 再資源化を行うとともに、必要な書類を提出すること。

⑰ 受注者は、本工事の施工にあたり、安全協議会を結成すること。  
 また、現場代理人は「統括安全管理責任者」の職務と併せて協議会長の任に当たること。

⑱ 工事の一部を下請負させる場合は、事前の下請負業者名簿を提出の上、監督職員の承諾を受けること。

⑲ 工事カルテの作成及び登録

受注者は、工事実績等の登録業務として(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運用管理する「工事実績入力  
 (CORINS)」により「工事カルテ」を作成し、発注者の承諾を得た上で、契約締結後10日以内に(一財)日本建設情報  
 総合センター(JACIC)に登録すること。また、受注者は、「工事カルテ受領書」の写しを発注者あてに提出すること。

なお、上記に係る一切の費用は、請負代金額に含まれているので、遺漏のないよう対応すること。

(注) (一財)日本建設情報総合センター TEL 03-3505-0463

住所 〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアベニュービル4F

<https://cthp.jacic.or.jp/corins/>

⑳ 受注者は、監理技術者、主任技術者および専門技術者並びに下請業者の主任技術者に工事現場において  
 工事名、工期、顔写真、所属会社名及び氏名の入った名札を着用させるものとする。

㉑ 骨材のJIS A 5308 附属書Aに適合することの監督職員による確認は、原則として兵庫県「コンクリート  
 工法に関する指導要綱」第8に規定する試験実施機関による試験結果報告書によること。  
 試験結果報告書については、同実施機関による月例巡回採取検査時をもって可とするが、当該工事名の  
 入った報告書とすること。

㉒ 元請け及び下請け業者は、事前に施工体制台帳の各様式に記載し、監督職員に提出すること。

㉓ 居住者が生活しながらの工事であり、居住者の安全に万全の対策をとること。

また、執務等に支障無いよう十分配慮するとともに、事前に工程、施工要領については施設管理者と協議の  
 うえ着手すること。

㉔ 火災保険、法定外の労災保険等

本工事において、工事目的物及び工事材料を出来高に応じて受注者が火災保険、建設工事保険その他の保険  
 に付さなければならない。

また、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

なお、契約書第57条（火災保険等）に基づき、受注者は保険契約を締結したのち、その火災保険、法定外の  
 労災保険等の証券等を発注者に提示すること。

兵庫県危機管理部総務課
⑳ 表示板等
法令に規定されているものに加えて、県が指定する工事表示板とシンボルマークを掲示すること。
㉑ 工事関係書類の納品
工事完了時には、工事関係書類について、一部を除き電子データとして提出すること。ただし、現地管理者等との調整により紙等による提出となる場合もあるため、事前に監督職員に確認すること。
なお、提出する図書や電子データのまとめ方については、兵庫県まちづくり部「建築工事関係資料」による。
㉒ 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（旧建設業法における特例監理技術者。以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
なお、相手方工事の発注者が兼任可能としている工事同士との兼務に限り認めることとする。
(1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる建築物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は同一土木事務所管内の工事となければならない。
(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
㉓ 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務する事となる場合、㉒(1)～(8)の事項について確認できる書類を落札決定後、総務課に提出すること。
㉔ 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。
㉕ 本工事は、週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。
1. 「週休2日制度」の考え方は以下のとおりである。
・「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
・「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
・「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
・「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
・「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の

<p>水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。</p>
<p>また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。</p>
<p>2. 受注者は、工事着手前に、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を提出し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。</p>
<p>なお、受注者は、2 工事概要及び規模（2）別途工事に示す工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で「実施工程表」を作成すること。</p>
<p>さらに、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出し、監督職員の確認を得ること。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行うこと。</p>
<p>受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出すること。</p>
<p>また、「週休2日制度」の対象工事である旨を仮囲い等に明示する。</p>
<p>3. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。</p>

別紙 1 解体工事等 仕様書

1. 総則	
1.1 適用範囲	本仕様書は、以下のいずれかの工事（以下、「解体工事等」という。）を行う場合に適用する。
	① 建築物及び建築物に付属する工作物、樹木等（以下、「建築物等」という。）の一部若しくは全部を解体、撤去及び処分する工事
	② 建築物等を模様替、改修（封じ込め又は囲い込みを含む）、補修（以下、「改修等」という。）する工事
	③ 建築物等の外壁・内壁の塗仕上材の再塗装を行う工事
2. 解体工事等の計画	
2.1 基本事項	(1) 解体工事等の実施に際して、事前に立地条件や周辺の状況を調査し、工事条件に適した解体を検討するとともに、作業員及び周辺の安全確保・周辺の環境保全・建設副産物の再利用促進・建設廃棄物の減量化及び適正処理に努めること。
	(2) 解体工事等の実施にあたっては、建築基準法・労働安全衛生法・騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・再生資源の利用促進に関する法律・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・環境の保全と創造に関する条例その他の関係法令を遵守すること。
	(3) 解体工事等の施工に先立ち、解体工事等を適切に遂行するための具体的手段と方法を明示した施工計画書を作成すること。施工計画書には、一般事項、準備作業、仮設計画、解体作業及び改修作業（以下、「解体作業等」という。）計画、建設副産物処理計画、終結作業及び安全衛生管理計画等について記載し、仮設計画図・工程表・各種法令に基づく届け出済みの写しを添付すること。
	(4) 解体工事等は分別解体により行い、解体作業等の順序は以下を標準とする。
	i 建築設備、内装材の取り外し
	ii 屋根葺き材の取り外し
	iii 外装材、上部躯体の取り壊し
	iv 基礎及び外構の取り壊し
	(5) 外壁仕上材に外部足場壁つなぎ等設置のため削孔する場合は、集塵装置の併用又は集塵装置付きの削孔機を使用して粉じんの飛散を抑制すること。
2.2 事前調査と届出	(1) 解体工事等の計画・施工に先立ち事前調査を行うこと。
	(2) 事前調査は、対象建築物等の石綿含有建築材料及び特別管理産業廃棄物の使用状況、敷地状況、敷地周辺環境、建設副産物再利用・建設廃棄物処理等について行うこと。
	(3) 事前調査の方法は石綿・PCB・フロンガス等の有害物質が含まれる建築材料・設備機器等に関する設計図書・施工記録・維持保全記録等の既存資料及び現場目視（設計図書等と異なる点の確認又は製品番号等の照合）により実施し、石綿等の有害物質の有無を確認すること。ただし、平成18年9月1日以後に工事着手したことが設計図書等で確認できた場合は、現場目視を行わなくてよい。
	なお、石綿等の含有の有無が不明確な建築材料については、サンプルを当該現場より採取し、分析調査を行うか、石綿が使用されているものと見なすこと。
	(4) 石綿の事前調査については、大気汚染防止法施行規則第16条の5、石綿障害予防規則第3条第2項及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省令和3年3月）に基づき実施し、調査結果を3年間保管すること。
	(5) 石綿の事前調査については、次のいずれかの者に行わせること。
	・特定建築物石綿含有建材調査者

別紙 1 解体工事等 仕様書

	・一般建築物石綿含有建材調査者
	・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	(5) 石綿・PCB等の分析調査の検体採取は、専門の分析機関に依頼すること。
	(6) 石綿分析調査留意事項
	① 調査項目は、建材中の石綿（クリソタール・アモイト・クロソライト・トモライト・アクチノライト・アンソナイト）
	6種類とする。
	② 試料採取は、依頼する分析機関において、定められた方法により採取を行う。
	③ 調査方法は、JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有測定方法 第1部：市販バルク材
	からの試料採取及び定性的判定方法」又はJIS A 1481-2 第2部：試料採取及び
	アスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法に準拠して定性分析を行う。
	なお、定性分析により、石綿の含有が認められたもののみ定量分析を行う。
	④ 次のいずれかの者が所属する分析機関で実施すること。
	・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
	(令和2年厚生労働省告示第277号)
	・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により
	認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
	・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修
	(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
	・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析
	技能試験(技術者対象)合格者」
	・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会
	認定JEMCAインストラクター」
	・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロス
	チェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び
	程度を判定する分析技術」の合格者
	⑤ 事前調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすいところに掲示すること。
	(7) 事前調査の結果は、全ての内容について記録し、該当する解体工事等の開始の日までに
	監督職員に書面で提出すること。なお、提出した書面の写しは3年間保管すること。
	(8) 解体工事等の施工に際し、工事着手前に法令により定められた各種許可申請や報告、届出を遅滞
	なく行うこと。
2.3 解体工事等工法の選定	(1) 解体工事等対象物の内外装・構造や規模・立地条件・健全度・解体工法の特性等を考慮した
	上で、以下の事項に留意して適切な工法を選定すること。
	① 作業者の安全及び第三者の安全を確保する。
	② 解体工事中の騒音・振動・粉塵を低減し、環境を保全する。
	③ 建設副産物の再利用を促進し、廃棄物の発生を抑制する。
	④ 石綿含有建材の除去・解体に際しては、法令の定めにより適切な工法を選定する。
	⑤ 石綿含有の可能性のある建材で、石綿吹付材・保温材・耐火被覆板・断熱材等以外の
	石綿含有建材(石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材は除く。)の解体及び改修作業
	(以下「解体作業等」という。)を行う場合は、特別の定めがない限り石綿含有建材が
	含まれていると見なした工法(以下「見なし工法」という)を選定し、次の場合等
	を除き、切断・破砕等以外の方法によること。
	・材料が下地材等と接着材で固定され切断・破砕等を行わずに除去することが困難な場合
	・材料が大きく切断・破砕等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合

別紙1 解体工事等 仕様書

	・石綿含有建材や固定具が劣化している場合
	⑥ ⑤の石綿含有建材をやむを得ず切断・破砕等をするときは、切断面等への散水、固化剤又は剥離剤の使用により湿潤な状態に保ちながら作業をすること。湿潤な状態とすることが困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用等により石綿粉じん発散を防止すること。
	⑦ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、プラスチックシート等により作業場所を隔離した上で、⑥と同様に湿潤な状態に保ちながら作業をすること。湿潤な状態とすることが困難なときは⑥の措置をとること。
	(2) 石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）をディスクグラインダー又はディスクサンダーで除去するときは、プラスチックシート又はパネル等により作業場所を隔離養生し、水又は剥離剤により湿潤な状態に保ちながら作業をすること。湿潤な状態に保つことが困難なときは、(1)⑥の措置をとること。
2.4	解体工事等の安全確保 (1) 工事現場内には適切な安全施設を設置し、解体作業等に伴う作業員の危険を防止すること。
	(2) 解体片などの飛来落下物を工事現場の外に出さないよう必要な危険防止措置を行い、解体作業等に伴う第三者の安全を確保すること。
	(3) 解体作業等に伴う重機作業の安全を確保すること。
	(4) 解体途中の構造物や構造部材が不安定な状態になると予想される場合には、あらかじめ構造的な検討を行い、安定であることを確認すること。
2.5	解体工事等の環境保全 (1) 解体工事等に際して、騒音・振動・粉塵・その他を考慮して周辺環境の保全に努めること。
	(2) 解体作業等に伴って発生する騒音・振動は、騒音規制法・振動規制法や自治体条例等の規制基準以下とし、かつ、周辺状況に応じた目標値以下とする。
	(3) 周辺環境に影響を与えると予想される場合には、あらかじめ発生騒音・振動の予測を行い、予測値が目標値を超える場合には、解体工法の変更・解体作業・手順の変更・低騒音・低振動型機械への変更等の対策を講じること。
	(4) 解体作業等に伴って発生する粉塵が周辺環境に影響を与えると予測される場合には、散水・防塵のための仮設養生材の使用・解体作業手順の変更・解体工法の変更・粉塵を受ける対象物の養生などの粉塵低減対策を講じること。
	(5) 基礎や地下構造物の解体に際しては、あらかじめ周辺地盤・地下埋設物・近接構造物等に障害を発生させないための措置を講じること。
	(6) 設計図書に石綿粉塵濃度測定要と記載のある工事は、建築改修工事監理指針に基づき実施すること。
	なお、測定場所・測定箇所数については、同監理指針9章石綿含有建材の除去工事表9.1.5による。
	施工区画（処理作業室、セキュリティゾーン、廃棄物置場、資材置場）内の作業後、施工区画周辺の作業中及び敷地境界線の作業中における石綿粉塵濃度の管理基準値は、10f/m <sup>3</sup> 以下とする。
2.6	建設副産物の搬出 (1) 搬出工程は、建設副産物の荷下ろし・場内の搬送及び処理場までの輸送時間を十分に検討して決めること。
	(2) 荷下ろし方法は、部材解体の場合、クレーンなどを用いて積み込み場所へ搬送し、破砕解体の場合、荷下ろし用設備を設けて場内集積所へ搬送すること。
	(3) 搬出する運搬車は、建設副産物の重量・形状・安定性を考慮して決めること。必要に応じて塊状のコンクリートは二次処理を行うこと。

別紙 1 解体工事等 仕様書

2.7 建設副産物の処理	(1) 解体工事により発生した建設副産物は、再利用の促進に努めること。
	(2) 建設副産物を処理する場合は、建設廃棄物の減量化及び処理先の受け入れ体制を調査し、現場内あるいは場外において適切な処理を行うこと。
	(3) 建設廃棄物を委託処理する場合には、収集運搬業者と中間処理業者の許可証を確認し、法令に従い適正に対処すること。
3. 解体工事等の施工	
3.1 基本事項	(1) 解体工事等の施工は、施工計画書に基づいて実施すること。
	(2) 施工計画書と現場の状況が異なる場合には速やかに是正措置を行うこと。
3.2 工事現場管理	(1) 解体工事等の現場管理は、受注者が自主的に行うこと。
3.3 安全衛生管理	(1) 解体工事等の施工に際しては、安全な作業ができる適切な安全衛生管理計画に基づき、組織を構成して安全衛生管理を行うこと。
	(2) 石綿含有建築材料等の除去・解体作業等を行う場合は、工事に従事する全作業員の安全衛生意識の周知徹底を図るため、安全衛生教育を実施すること。
	(3) 解体工事等に伴う災害を防止するための安全対策を行うこと。
	(4) 受注者は、運搬作業従事者の交通安全意識の高揚を図るとともに、ダンプトラック等の過積載による違法運行及び事故のないように努めること。
3.4 仮設工事	(1) 解体工事等においては、作業員の安全確保、工事現場周辺の安全と環境保全のために、仮囲い・ゲート・仮設建物・仮設設備等を設けること。
	(2) 解体工事等に伴って発生する飛来落下物の防止や騒音・粉塵などの抑制のために、適切な足場や養生設備を設けること。
	(3) 地下構造物の解体においては、必要に応じて解体後の周囲の地盤の崩壊を防ぐため適切な山留めを設けること。
	(4) 工事現場周辺のガス・水道・電気・道路などの公共施設に対し、工事による影響を防ぐため適切な養生を行うこと。
	(5) 仮設工事の施工に際しては、安全確保に十分な注意を払うこと。
3.5 事前解体作業	(1) 可燃物は、環境保全の観点から現場内で焼却してはならない。
	(2) 解体作業等に先立ち、部分的な解体によって開口部を設置する場合、作業の安全確保に十分な注意を払うこと。
	(3) 解体作業等作業時に落下・崩壊のおそれのある建物の付属物は事前に撤去すること。
	(4) 火災・爆発の危険性のある物質及び有害ガスを発生するおそれのある物質は事前に撤去すること。
	(5) 対象建築物等に吹付け石綿製品・PCB使用機器が新たに発見された場合は、速やかに工事を中止し、監督職員へ通知の上関係法令に基づき手続きを行うとともに、監督職員へ変更施工計画書を提出し、承諾を得た上で工事を再開すること。
	なお、石綿の取扱いについては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理委員会）、環境の保全と創造に関する条例その他の関係法令に基づくこと。

別紙 1 解体工事等 仕様書

3.6 地上躯体解体工事	(1) 地上躯体の解体作業は、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」を選任し、その直接の指示のもとに行うこと。
	(2) 地上躯体解体に際しては、あらかじめ決められた解体工事計画に従って、整然と作業を行うこと。解体作業は原則として上方から下方へ、水平部材から鉛直部材へ、二次的部材から主部材へと進めること。また、躯体の解体作業中は、常に解体途中の躯体や部材の安定度を監視し、必要に応じて解体手順の変更を行うなど、残存躯体の安定を図ること。
	(3) 躯体解体作業中は、コンクリート塊や鉄筋・鉄骨の切断片など解体物の飛散により、他の作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を立入禁止とし、必要に応じて見張りを置く等の措置を講ずること。
	(4) 躯体解体作業中は、破砕片が養生足場や仮囲いを越えて外部に飛散しないよう注意すること。
3.7 地下躯体解体工事	(1) 地下躯体の解体に際しては、山留め工事と解体工事の関連を充分把握して、あらかじめ決められた解体工事計画に従って、整然と作業を行うこと。
	(2) 山留め壁に接した躯体など側圧を負担している部材の解体に際しては、切梁などの山留め架構が設置されていることを確認した上で、作業を行うこと。
	(3) 地下躯体の解体は、切梁や支持杭など山留めのための仮設材が存在し、限定された空間での作業となるので、常に周囲の状況に注意を払って安全を確認しながら作業を行うこと。
	(4) 地下躯体は大断面で土に接している場合が多いので、振動低減に配慮しながら解体作業を行うこと。
	(5) 地下躯体の解体は、山留め工事に伴う地盤沈下や地盤変位による周辺への影響を少なくするよう注意しながら作業を行うこと。
3.8 建設副産物の搬出・処理	(1) 建設副産物は、荷降ろし・積み込み等の搬出作業中、落下のおそれがないように養生し、周辺建物・仮設物などに接触しないように注意すること。
	(2) 建設副産物の積み込みには、重機の安全を確保し、車両の制限範囲内とし、運搬中の荷崩れ落下のおそれがないように注意すること。
	(3) 搬出作業においては、作業場所の安全と車両及び歩行人の安全を確保すること。
	(4) 建設廃棄物を委託処理する場合には、法令に従い適正に対処すること。
3.9 後片付け	(1) 解体作業の終了後には、仮設物の撤去や移設物の原状回復を行い、購入良質土にて埋め戻し整地を行うこと。
(参考) 関係法令等	
①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法：平成12年法律第104号)	
②「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法：平成3年法律第48号)	
③「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法：昭和45年法律第137号)	
④「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)」(建設廃棄物処理指針：環境省 平成13年6月)	
⑤「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 最終改正平成14年5月)	
⑥「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)	
⑦「石綿障害予防規則」(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)	
⑧「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)	
⑨「環境の保全と創造に関する条例」(兵庫県 平成7年条例第28号)	
⑩「近畿地方における建設リサイクル推進計画」(建設副産物対策近畿地方連絡協議会 平成27年6月)	
⑪「建築工事における副産物処理マニュアル」(兵庫県まちづくり部作成「建築工事関係資料」の一部)	

## 別紙2 外壁等補修工事 仕様書

1 適用範囲	本仕様書は、コンクリート打放し仕上げ部、モルタル仕上げ部、タイル仕上げ部及び塗り仕上げ部の内外壁等の亀裂、浮き、剥離、露筋補修及び部分改修工法の模様合わせに適用する。
2 設計数量	本工事における設計数量の内、外壁等補修工事の数量は予定であり、調査後に設計変更を行う。
3 施工手順	本工事は以下の手順により行う。
(1) 調査	内外部共、設計図書に基づき、現地で亀裂部についてはクラックスケール等で亀裂の幅・延長、浮き部分についてはテストハンマー等で肌分かれ箇所を特定するなど不良箇所を調査し、その範囲を計測すること。 このほか、調査には部分改修工法による模様合わせが必要な範囲の数量調査を含むものとする。
	① 壁面等に不良範囲及び番号（各補修工法別）を水性スプレー等でマーキングし全箇所写真撮影し、「調査写真」として整理すること。（スプレーでのマーキングは補修工法別に色分け表示すること。）
	② 数量の計測は10cm単位とし、計測長さ等がスケール等により判別出来るよう写真撮影すること。
	③ 塗仕上げ部（複層塗材、外装薄塗材）については、劣化した塗膜を高圧水洗等により除去した後に調査を行うこと。
(2) 調査報告書	調査後直ちに調査報告書（A4折製本又はA4版ファイル綴じ；表紙に元請け業者の記名押印をしたもの）を作成し、監督職員に提出すること。
	① 提出部数は1部（受注者及び外壁調査専門業者の控え分も作成のこと）
	② 調査報告書には、各補修工法別に不良箇所を立面図等に番号を付して表示した「図面」並びにこれと照合できる「数量集計書」及び「調査写真」を添付すること。
	③ 図面及び数量集計書は、調査写真でのスプレーのマーキングと容易に照合できるよう、同一の色分け表示を行うこと。
(3) 工事範囲	調査報告書提出後、監督職員の指示により工事範囲を決定する。
(4) 工事仕様	設計図の特記仕様書及び「公共建築改修工事標準仕様書」による。
(5) 施工計画書	調査と並行し、各補修工法別に施工計画をたて監督職員の承諾を得た上で、外壁等補修工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を提出すること。
(6) 工事写真	以下に従い撮影・整理を行うこと。
	① 全補修箇所について、任意の工程時における補修中の写真を撮影（補修中写真）
	② 各補修工法別に監督職員の指示する箇所について、全工程を撮影（工程写真）
	③ 各写真は、マーキング、黒板、スケール等により工事内容が判別できるよう撮影し整理
(7) 完了報告書	下地補修完了後、補修位置を明示した「図面」、「施工数量集計書」、「調査写真」及び「工事写真（補修中写真及び工程写真）」を完了報告書として、監督職員へ1部提出すること。 「調査写真」、「工事写真(補修中写真)」については、全補修箇所を報告対象とし、番号等で対比させるとともに、位置、数量、補修内容が判別できるよう整理すること。
(8) 中間検査	完了検査時に検査できない部分（亀裂・浮き補修、高層階の塗装等）について、適宜監督職員 の検査を受けること。

別紙3 石綿含有吹付け材除去工事 仕様書

1 総則	
1.1 適用範囲	(1)本仕様書は、以下の工事を行う場合に適用する。 ① 建築物及び建築物に付属する工作物（以下、「建築物等」という。）の一部若しくは全部を解体、撤去及び処分する場合に吹付け石綿含有建材が含まれている工事 ② 建築物等を模様替、改修、補修（以下、「改修等」という。）する場合に吹付け石綿含有建材が含まれている工事 ③ 建築物等の外壁・内壁の仕上塗材の再塗装を行う場合、既存仕上塗材（下地調整塗材含む）に石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けパーミキュライトが使用されている工事
2 石綿含有吹付け材除去工事の計画	
2.1 基本事項	(1) 除去工事の実施にあたっては、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、建設リサイクル法、その他の関係法令を遵守すること。 (2) 大気汚染防止法による特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という）を実施する場合は、発注者に実施の届出義務があるため、施工者は監督職員と協議の上、以下の手順により実施すること。 ①当該工事が特定工事に該当するか否かの事前調査結果及び届出事項を作業開始の14日前までに監督職員に書面で説明すること。石綿等の含有の有無が不明確な建築材料については、石綿を使用しているの見なして説明してもよい。なお、事前調査結果及び提出した書面の写しは3年間保存すること。 ②特定工事に該当する場合は、大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による「特定粉じん排出等作業実施届出書」を作成し監督職員に提出し確認を受けた後、作業開始の14日前までに代行して担当窓口へ届出を行うこと。 ③大気汚染防止法第18条の17に基づき、上記①の事前調査結果その他環境省令で定める事項を、当該工事の場所において公衆に見やすいように掲示すること。 ④事前調査結果の写しを工事現場に備え付けること。 (3) 除去工事の施工に先立ち、除去工事を適切に遂行するための具体的手段と方法を明示した施工計画書を作成すること。施工計画書には、一般事項、準備作業、仮設計画、除去作業計画、特別管理産業廃棄物処理計画、終結作業、安全衛生管理計画などについて記載すること。 (4) 除却工事の実施にあたっては、建設業法および建設リサイクル法、環境の保全と創造に関する条例に基づく標識を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、石綿障害予防規則に基づく掲示を作業に従事する労働者が見やすい箇所に行うこと。 (5) 除去工事の施工に際し、法令により定められた各種許可申請や届出を遅滞なく行うこと。
2.2 除去工事の施工	(1) 除去時には、隔離シート（プラスチックシート）による隔離養生、集じん・排気装置、セキュリティゾーン等を設置し、作業場から他の一般環境地域への石綿粉塵の飛散を防止すること。
2.3 石綿粉塵濃度測定	(1) 作業環境及び一般環境の各状況を把握するために、浮遊石綿粉塵の濃度測定を行うこと。 (2) 測定場所・測定箇所数については、建築改修工事監理指針9章石綿含有建材の除去工事表9.1.5による。 (3) 施工区画（処理作業室、セキュリティゾーン、廃棄物置場、資材置場）内の作業後、施工区画周辺の作業中及び敷地境界線の作業中における石綿粉塵濃度の管理基準値は、 $10f/1000$ 以下とする。

2.4 処理等	(1) 除去した石綿は、隔離シート、保護衣等も含めて、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」 として処分を行うこと。
	(2) 特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理委託すること。
	(3) 埋立処分の際は、耐水性材料による二重梱包又はコンクリート固形化による措置を 行うこと。

# 災害待機下山手宿舎改修工事

【目次】			
建築意匠図			
記号	図面名称	記号	図面名称
A-00	表紙・目次	A-16	北側立面図・東側立面図（現況・改修）
A-01	特記仕様書（1/10）	A-17	断面図（現況・改修）
A-02	特記仕様書（2/10）	A-18	1階，2階，3階軒天伏図（改修）
A-03	特記仕様書（3/10）	A-19	4階，5階軒天伏図（改修）
A-04	特記仕様書（4/10）	A-20	建具リスト
A-05	特記仕様書（5/10）	A-21	植栽計画図
A-06	特記仕様書（6/10）	A-22	2階，3階空調平面図
A-07	特記仕様書（7/10）	A-23	4階，5階空調平面図
A-08	特記仕様書（8/10）	A-24	仮設計画図（参考）
A-09	特記仕様書（9/10）		
A-10	特記仕様書（10/10）		
A-11	仕上表		
A-12	1階平面図（改修）兼配置図 付近見取図		
A-13	2階，3階，4階，5階平面図（改修）		
A-14	屋根伏面図（改修）・断面詳細図		
A-15	南側立面図・西側立面図（現況・改修）		

建築改修工事特記仕様書														
<b>I. 工事概要</b> 工事場所 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 8-24 敷地面積 327.92 m <sup>2</sup> 構造規模等														
	棟名	構造	階数	延べ面積	建築面積	建設年度								
	宿舍棟	RC造	地上5階	931.53 m <sup>2</sup>	203.51 m <sup>2</sup>	H9年								
工事内容 防水改修, 外壁改修, 建具改修, 塗装改修 植栽改修工事														
<b>II. 建築工事仕様</b> 1. 設計書（内訳書）に記載されていない事項については、以下の仕様書等によることとする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」令和4年版 「建築工事監理指針」令和4年版、「公共建築改修工事標準仕様書」令和4年版、 「建築改修工事監理指針」令和4年版、「公共建築木造工事標準仕様書」令和4年版、 「建築物解体工事共通仕様書」令和4年版、「建築工事標準詳細図」令和4年版 兵庫県まちづくり部「建築工事関係資料」令和5年4月 2. 本工事に該当する「特記事項」項目は該当項目内の該当事項に■を付した項目とする。■を付していない項目は※の付いた項目とする。 3. 特記仕様書間に相違がある場合は次の特記仕様書を優先する。□構造特記仕様書 □建具特記仕様書 □（ ）														
<b>III. 県内産業の優遇措置</b> 工事下請業者の決定に当たっては地域性を考慮する。また、使用材料の採用に当たっては県内産資材を優先して選定すること。														
<b>1章 一般共通事項</b>														
1 工事实績情報システム (CORINS) への登録	1.1.4	※適用する												
2 書類の書式等	1.1.5	※「建築工事関係資料」によるほか 監督職員との協議による												
3 工事写真	1.2.4	※国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」令和3年版により撮影、整理する ※デジタル工事写真は、国土交通省 平成29年1月30日付け 国技建管第10号に準ずる ※着工前・施工中・検査中・完了時の写真は、上記要領に記載された撮影対象表を参考に撮影する L版（サービス版）印刷、撮影時期・箇所等記入し、A4判ファイルにまとめ、1部提出 なお、着工前と完了時で同じアングルでの撮影を行い、1ページの上下に貼り付ける ※完成写真は、キャビネ版印刷、A4クリアホルダー綴り表紙色指定 □赤 □緑 □青 ■黒 ※3部提出 ※データの提出など特記なき事項は「建築工事関係資料」によること ※各写真は記録広告等のため紙面掲載する場合がありますので、応諾のこと □適用する（資格： ）※適用しない												
4 電気保安技術者	1.3.3	□適用する（資格： ）※適用しない												
5 施工条件	1.3.5	施工順序の制約：※設計書による 工事用車両の駐車場及び資機材の置場所：※図示による 標準仕様書 1.3.5(1)～(3)以外の条件：※設計書による												
6 シーリング材のPCB含有調査	1.3.12	□要（□打継ぎ □建具廻り □（ ）） ■不要												
7 発生材の処理等	1.3.12	発注者に引渡しを要するもの：□有（※金属類及びPCB含有物 □（ ）） ※無 特別管理産業廃棄物												
	1.3.12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生材の種類</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□廃石綿等</td> <td>法的に適正な処分地、処分施設</td> </tr> <tr> <td>□PCB含有物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□PCB含有シーリング材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					発生材の種類	処理方法	□廃石綿等	法的に適正な処分地、処分施設	□PCB含有物		□PCB含有シーリング材	
発生材の種類	処理方法													
□廃石綿等	法的に適正な処分地、処分施設													
□PCB含有物														
□PCB含有シーリング材														
	1.3.12	石綿含有成形板として処理するもの：□有（ ） ■無												
	1.3.12	再利用を図るもの：□有（ ） ※無												
	1.3.12	再資源化を図るもの：※有（コンクリート塊、木材、アスファルト・コンクリート塊） ■無												
	1.3.12	せっこうボード（石綿・ヒ素・カドミウムを含まない）の処理：□管理型最終処分場 □再資源化施設												
8 石綿含有建材の調査	1.5.1	既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与：■有（□追加調査要） □無												
	1.5.1	事前調査：調査箇所：□（ ）箇所												
	1.5.1	※1試料につき同仕土範囲において近接しない3箇所から採取すること												
9 施工数量調査	1.5.1	分析調査：□要 ■不要												
	1.6.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査箇所</th> <th>調査方法と結果の整理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■外壁・軒裏・面台・床</td> <td>目視及び検打調査し、劣化部（ひびわれ、欠損、浮き）のマーキング、写真撮影及び寸法入り図面作成</td> </tr> <tr> <td>□内壁・床・天井</td> <td>目視及び検打調査し、劣化部（ひびわれ、欠損、浮き）のマーキング、写真撮影及び寸法入り図面作成</td> </tr> </tbody> </table>					調査箇所	調査方法と結果の整理	■外壁・軒裏・面台・床	目視及び検打調査し、劣化部（ひびわれ、欠損、浮き）のマーキング、写真撮影及び寸法入り図面作成	□内壁・床・天井	目視及び検打調査し、劣化部（ひびわれ、欠損、浮き）のマーキング、写真撮影及び寸法入り図面作成		
調査箇所	調査方法と結果の整理													
■外壁・軒裏・面台・床	目視及び検打調査し、劣化部（ひびわれ、欠損、浮き）のマーキング、写真撮影及び寸法入り図面作成													
□内壁・床・天井	目視及び検打調査し、劣化部（ひびわれ、欠損、浮き）のマーキング、写真撮影及び寸法入り図面作成													
10 調査のための破壊部分の補修	1.6.3	※現状復旧 ただし、周囲を新しい仕上げとする場合は、それに準ずる												

11 技能士	1.7.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種類</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>□とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>□アスファルト防水工事業 □ウレタンゴム系塗膜防水工事業 □アクリルゴム系塗膜防水工事業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>□型枠工事業 □コンクリート圧送工事業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>□構造物鉄工事業</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事</td> <td>□コンクリートブロック工事業 □エーエルシーパネル工事業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>□アスファルト防水工事業 □ウレタンゴム系塗膜防水工事業 □アクリルゴム系塗膜防水工事業 □合成ゴム系シート防水工事業 □塩化ビニル系シート防水工事業 □セメント系防水工事業 □シーリング防水工事業 □改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業 □FRP防水工事業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>□石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>□タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>□大工工事業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びといた工事</td> <td>□内外装板金作業 □スレート工事業</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>□鋼製下地工事業 □内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>□左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>□ビル用サッシ施工作業 □ガラス工事業 □自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>□金属製カーテンウォール工事業 □ビル用サッシ施工作業 □ガラス工事業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>□建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>□プラスチック系床仕上げ工事業 □カーペット系床仕上げ作業 □ボード仕上げ工事業 □壁装作業</td> </tr> <tr> <td>排水工事</td> <td>□建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>□溶融ペイントハンドマーカ工事業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>□造園工事業</td> </tr> </tbody> </table>	適用工事種類	技能検定の作業の種別	仮設工事	□とび作業	防水改修工事	□アスファルト防水工事業 □ウレタンゴム系塗膜防水工事業 □アクリルゴム系塗膜防水工事業	コンクリート工事	□型枠工事業 □コンクリート圧送工事業	鉄骨工事	□構造物鉄工事業	コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事	□コンクリートブロック工事業 □エーエルシーパネル工事業	防水工事	□アスファルト防水工事業 □ウレタンゴム系塗膜防水工事業 □アクリルゴム系塗膜防水工事業 □合成ゴム系シート防水工事業 □塩化ビニル系シート防水工事業 □セメント系防水工事業 □シーリング防水工事業 □改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業 □FRP防水工事業	石工事	□石張り作業	タイル工事	□タイル張り作業	木工事	□大工工事業	屋根及びといた工事	□内外装板金作業 □スレート工事業	金属工事	□鋼製下地工事業 □内外装板金作業	左官工事	□左官作業	建具工事	□ビル用サッシ施工作業 □ガラス工事業 □自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	□金属製カーテンウォール工事業 □ビル用サッシ施工作業 □ガラス工事業	塗装工事	□建築塗装作業	内装工事	□プラスチック系床仕上げ工事業 □カーペット系床仕上げ作業 □ボード仕上げ工事業 □壁装作業	排水工事	□建築配管作業	舗装工事	□溶融ペイントハンドマーカ工事業	植栽工事	□造園工事業
適用工事種類	技能検定の作業の種別																																									
仮設工事	□とび作業																																									
防水改修工事	□アスファルト防水工事業 □ウレタンゴム系塗膜防水工事業 □アクリルゴム系塗膜防水工事業																																									
コンクリート工事	□型枠工事業 □コンクリート圧送工事業																																									
鉄骨工事	□構造物鉄工事業																																									
コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事	□コンクリートブロック工事業 □エーエルシーパネル工事業																																									
防水工事	□アスファルト防水工事業 □ウレタンゴム系塗膜防水工事業 □アクリルゴム系塗膜防水工事業 □合成ゴム系シート防水工事業 □塩化ビニル系シート防水工事業 □セメント系防水工事業 □シーリング防水工事業 □改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業 □FRP防水工事業																																									
石工事	□石張り作業																																									
タイル工事	□タイル張り作業																																									
木工事	□大工工事業																																									
屋根及びといた工事	□内外装板金作業 □スレート工事業																																									
金属工事	□鋼製下地工事業 □内外装板金作業																																									
左官工事	□左官作業																																									
建具工事	□ビル用サッシ施工作業 □ガラス工事業 □自動ドア施工作業																																									
カーテンウォール工事	□金属製カーテンウォール工事業 □ビル用サッシ施工作業 □ガラス工事業																																									
塗装工事	□建築塗装作業																																									
内装工事	□プラスチック系床仕上げ工事業 □カーペット系床仕上げ作業 □ボード仕上げ工事業 □壁装作業																																									
排水工事	□建築配管作業																																									
舗装工事	□溶融ペイントハンドマーカ工事業																																									
植栽工事	□造園工事業																																									
12 化学物質の濃度測定	1.7.9	※測定する（下表による） <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定対象化学物質</th> <th>厚生労働省の指針値 (25℃の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">室名：○（○箇所）</td> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.08ppm (100 μg/m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>パラジクロロベンゼン</td> <td>0.04ppm (240 μg/m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07ppm (260 μg/m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>0.05ppm (200 μg/m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.88ppm (3,800 μg/m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>計○室、計○箇所</td> <td>スチレン</td> <td>0.05ppm (220 μg/m<sup>3</sup>)</td> </tr> </tbody> </table> 測定方法等については、平成24年4月5日 国営整第4号「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空气中の化学物質の抑制に関する措置について」（H28 建築工事監理指針 P75 参照）を準用する	測定対象室	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)	室名：○（○箇所）	ホルムアルデヒド	0.08ppm (100 μg/m <sup>3</sup> )	パラジクロロベンゼン	0.04ppm (240 μg/m <sup>3</sup> )	トルエン	0.07ppm (260 μg/m <sup>3</sup> )	キシレン	0.05ppm (200 μg/m <sup>3</sup> )	エチルベンゼン	0.88ppm (3,800 μg/m <sup>3</sup> )	計○室、計○箇所	スチレン	0.05ppm (220 μg/m <sup>3</sup> )																							
測定対象室	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)																																								
室名：○（○箇所）	ホルムアルデヒド	0.08ppm (100 μg/m <sup>3</sup> )																																								
	パラジクロロベンゼン	0.04ppm (240 μg/m <sup>3</sup> )																																								
	トルエン	0.07ppm (260 μg/m <sup>3</sup> )																																								
	キシレン	0.05ppm (200 μg/m <sup>3</sup> )																																								
	エチルベンゼン	0.88ppm (3,800 μg/m <sup>3</sup> )																																								
計○室、計○箇所	スチレン	0.05ppm (220 μg/m <sup>3</sup> )																																								
13 技術検査	1.8.2	■工事検査室検査 実施回数（ 2 ）回程度、実施する段階（ 中間, 完成時 ）																																								
14 完成時の提出図書	1.9.1	種類・枚数：※完成時の状態を表現し、設計図書に添付した図面と同程度の種類・枚数とする 詳細は「建築工事関係資料」によること																																								
<b>2章 仮設工事</b>																																										
1 騒音・粉じん等の対策	2.1.3	□防音パネル ■防音シート 防音パネル等を取付ける足場等の設置範囲等：※図示による																																								
2 足場の設置	2.2.1	外部足場：□手すり先行枠組足場 ■（くさび緊結式足場） ※設置範囲は図示による																																								
	2.2.1	内部足場：※脚立・足場板等 □（ ）																																								
	2.2.1	設置するシート等：■メッシュシート ■（防音シート） ※設置範囲は図示による																																								
3 材料、撤去材の運搬	2.2.1	（表 2.2.1）：□A種 ■B種 □C種 ■D種 □E種																																								
4 既存部分の養生	2.3.1	既存部分及び既存家具、既存設備等の養生方法：※ビニルシート等 □その他（ ）																																								
	2.3.1	既存ブラインド等の養生方法、保管場所等：□（ ）																																								
	2.3.1	固定された備品等の移動：□有 ■無																																								
5 仮設間仕切り	2.3.2	（表 2.3.1）：□A種（材種： 厚さ： ）□B種（材種： 厚さ： ）□C種 ※設置箇所は図示による																																								
	2.3.2	片面塗装仕上げ：□適用有 ■適用無																																								
	2.3.2	仮設扉：※合板張り木製扉程度 □その他（ ） ※設置箇所は図示による																																								
6 監督職員事務所	2.4.1	※総合打合せ等が可能な室や現場臨場に必要の備品を提供すること																																								
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>□要</td> <td>面積</td> <td>□10 m<sup>2</sup>程度 □20 m<sup>2</sup>程度 □35 m<sup>2</sup>程度 □65 m<sup>2</sup>程度 □100 m<sup>2</sup>程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>標準仕上</td> <td>床：合板張り、ビニル床シート張り又はカーペット仕上げ 内壁・天井：合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り 屋根：塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備</td> <td>※監督職員との協議による ※空調 ※衛生 ※電気、照明 □その他（ ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>標準備品</td> <td>□打合機 □書棚ロッカー □更衣ロッカー □事務机 □雨具 □長靴 ■ヘルメット □安全靴 □墜落制止用器具 ■軍手 □上記数量は監督職員との協議による</td> </tr> </tbody> </table> その他備品：□（ ） □上記数量は監督職員との協議による	□要	面積	□10 m <sup>2</sup> 程度 □20 m <sup>2</sup> 程度 □35 m <sup>2</sup> 程度 □65 m <sup>2</sup> 程度 □100 m <sup>2</sup> 程度		標準仕上	床：合板張り、ビニル床シート張り又はカーペット仕上げ 内壁・天井：合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り 屋根：塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り、調合ペイント塗り		設備	※監督職員との協議による ※空調 ※衛生 ※電気、照明 □その他（ ）		標準備品	□打合機 □書棚ロッカー □更衣ロッカー □事務机 □雨具 □長靴 ■ヘルメット □安全靴 □墜落制止用器具 ■軍手 □上記数量は監督職員との協議による																												
□要	面積	□10 m <sup>2</sup> 程度 □20 m <sup>2</sup> 程度 □35 m <sup>2</sup> 程度 □65 m <sup>2</sup> 程度 □100 m <sup>2</sup> 程度																																								
	標準仕上	床：合板張り、ビニル床シート張り又はカーペット仕上げ 内壁・天井：合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り 屋根：塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																								
	設備	※監督職員との協議による ※空調 ※衛生 ※電気、照明 □その他（ ）																																								
	標準備品	□打合機 □書棚ロッカー □更衣ロッカー □事務机 □雨具 □長靴 ■ヘルメット □安全靴 □墜落制止用器具 ■軍手 □上記数量は監督職員との協議による																																								
7 快適トイレの設置	2.4.1	□要（国土交通省「快適トイレ」標準仕様）																																								
8 工事用水	2.4.1	構内既存の施設：■利用できる（■有償 □無償） □利用できない																																								
9 工事用電力	2.4.1	構内既存の施設：■利用できる（■有償 □無償） □利用できない																																								
10 その他	2.4.1	※工事表示板 ※花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマークの掲示																																								

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称	災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 / A-01 号
	照査 高村					図名	特記仕様書（1/10）	
	担当 高村		16			兵庫県危機管理部総務課		

3章 防水改修工事

1 施工一般

2 既存防水の処理

3 既存下地の処理

4 アスファルト防水

3.1.3 降雨等に対する養生方法：※3.1.3(5)(7)～(9)による □( )

3.1.4 既存保護層の撤去 □行う(範囲 ※図示による □( ))

3.2.3 既存防水層の撤去 □行う(範囲 ※図示による □( ))

3.2.6 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去  
 ■行う(□M4AS □M4SI □M4C □M4DI ■L4X) □行わない

3.2.6 既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 □図示による □( )

3.2.6 POS 工法及び POSI 工法(機械的固定工法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理  
 ※下記による  
 ①既存防水層に付着しているコンクリート等は、既存防水層を損傷しないよう剥離及び清掃を行う  
 ②既存防水層の損傷箇所、継目等のはく離箇所、浮き部分等は切開し、加熱した後、張り合わせる  
 ③既存下地がぜい弱等で、固定金具の取付強度が不十分な場合は、監督職員と協議する  
 □( )

3.2.6 設備機器架台、配管受部、パラベット、配管パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部等の納まり部の処理 ※監督職員と協議 □図示による □( )

3.3.3 屋根保護防水  
 新規防水層の種類(表 3.3.3～表 3.3.6)

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材の厚さ(mm)	絶縁用シート
□P2A	□A-1			※ホリフレインフィルム厚さ 0.15mm 以上のもの又はホリフレイン、ホリフレイン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/m <sup>2</sup> 程度)
	□A-2			
	□A-3			
□P1B	□B-1			□( )
	□B-2			
□P2AI	□AI-1			※ホリフレイン、ホリフレイン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/m <sup>2</sup> 程度)
	□AI-2			
	□AI-3			
□P1BI	□BI-1			□( )
	□BI-2			

立上り部の断熱材及び絶縁用シートの設置 □設置する □設置しない

3.3.2 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※表 3.3.3 から表 3.3.9 による  
 □JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分 □露出単層防水用(厚さ mm 以上) □露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 □非露出単層防水用(厚さ mm 以上) □非露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 材料による区分 □R 種 □N 種

3.3.2 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※表 3.3.3 から表 3.3.9 による  
 □JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分 □露出単層防水用(厚さ mm 以上) □露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 □非露出単層防水用(厚さ mm 以上) □非露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 材料による区分 □R 種 □N 種

3.3.5 平場の保護コンクリートの厚さ  
 ※こて仕上げの場合は 80mm 以上、床タイル張り等の仕上げの場合は 60mm 以上 □( )

平場の保護コンクリートの仕上りの平たみ(表 8.1.5) □a 種 □b 種 □c 種

3.3.3 立上り部の保護工法  
 □乾式保護材(□窯業系バネ I 類 □( )) □コンクリート押え □モルタル押え(屋内等)  
 □れんが押え(□JIS R 1250 □( ))

3.3.5 屋上排水溝 □設置する □設置しない

3.3.3 屋根露出防水  
 新規防水層の種類(表 3.3.7～表 3.3.9)

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料種類	使用量
□M4C	□C-1			□アスファルトフーリング類の製造所の仕様 □( )	※アスファルトフーリング類の製造所の仕様 □( )
	□C-2				
	□C-3				
	□C-4				
□M3D	□D-1			□アスファルトフーリング類の製造所の仕様 □( )	※アスファルトフーリング類の製造所の仕様 □( )
□POD	□D-2				
□PODI	□DI-1		種類( )	□アスファルトフーリング類の製造所の仕様 □( )	※アスファルトフーリング類の製造所の仕様 □( )
□M3DI	□DI-2		厚さ( )		
□M4DI					

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量  
 ※アスファルトフーリング類の製造所の指定による □種類( ) 数量( )  
 □多雪地域仕様とする

3.2.5 POD 工法、PODI 工法における改修用ドレン □設ける □設けない

3.3.4 屋根露出防水絶縁断熱工法のルーフトン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまいの位置

5 改質アスファルトシート防水

6 合成高分子系ルーフィングシート防水

□図示による □( )

3.3.5 屋上排水溝 □設置する □設置しない

3.3.3 屋内防水  
 P1E 工法及び P2E 工法の新規防水層の種類(表 3.3.10) □E-1 □E-2  
 防水層 □設ける □設けない  
 E-1 の工程 3 を行う部位 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位 □( )

3.4.3 屋根露出防水  
 新規防水層の種類(表 3.4.1～表 3.4.3)

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料種類	使用量
□M4AS	□AS-T1			□改質アスファルトシートの製造所の仕様 □( )	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 □( )
	□AS-T2				
	□AS-J2				
□M3AS	□AS-T3			□改質アスファルトシートの製造所の仕様 □( )	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 □( )
	□AS-T4				
	□AS-J1				
□POAS	□AS-T3			□改質アスファルトシートの製造所の仕様 □( )	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 □( )
	□AS-T4				
	□AS-J1				
□M3ASI	□ASI-T1		種類( )	□改質アスファルトシートの製造所の仕様 □( )	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 □( )
	□M4ASI	□ASI-J1	厚さ( )		
	□POASI				

3.4.2 改質アスファルトシートの種類及び厚さ  
 ※表 3.4.1 から表 3.4.3 による  
 □JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分 □露出単層防水用(厚さ mm 以上) □露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 □非露出単層防水用(厚さ mm 以上) □非露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 材料による区分 □R 種 □N 種

3.4.2 粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ  
 ※表 3.4.1 から表 3.4.3 による  
 □JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分 □露出単層防水用(厚さ mm 以上) □露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 □非露出単層防水用(厚さ mm 以上) □非露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 材料による区分 □R 種 □N 種

3.4.2 部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ  
 ※表 3.4.1 から表 3.4.3 による  
 □JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分 □露出単層防水用(厚さ mm 以上) □露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 □非露出単層防水用(厚さ mm 以上) □非露出複層防水用(厚さ mm 以上)  
 材料による区分 □R 種 □N 種

3.4.2 立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30x15x2.0(mm)程度 □( )

3.2.5 POAS 工法、POASI 工法における改修用ドレン □設ける □設けない

3.4.3 屋根露出防水絶縁工法、屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量  
 ※改質アスファルトシートの製造所の指定による □種類( ) 設置数量( )  
 □多雪地域仕様とする

3.4.3 屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿用シート □設置する □設置しない

3.5.3 新規防水層の種類(表 3.5.1～表 3.5.3)  
 屋根防水

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料種類	使用量
□POS	□S-F1			□ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )	※ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )
	□S-F2				
	□S-M1				
□S3S	□S-F1			□ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )	※ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )
	□S-F2				
□M4S	□S-M1			□ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )	※ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )
	□S-M2				
□POSI	□SI-F1		種類( )	□ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )	※ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )
			厚さ( )		
□S3SI	□SI-F2		種類( )	□ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )	※ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )
□S4SI	□SI-M1		種類( )	□ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )	※ルーフィングシート の製造所の仕様 □( )
□M4SI	□SI-M2				

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称 災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 A-02 号
	照査 高村					図名 特記仕様書(2/10)	
	担当 高村					兵庫県危機管理部総務課	

7 塗膜防水	3.5.2	屋内防水	<table border="1"> <tr> <th>改修工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th colspan="2">保護層</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">□PIS</td> <td rowspan="2">□S-C1</td> <td rowspan="2"></td> <td>平場の保護用外塗厚</td> <td>立上り部の保護用外塗厚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※7mm □( )</td> </tr> </table> <p>S-F2 及び S-M2 ※非歩行仕様 □軽歩行仕様(ルーフingシートの厚み 2.0mm)  S-F1 及び S-M1 ※非歩行仕様 □軽歩行仕様(厚塗り塗装材を保護層とする)  SI-M1 及び SI-M2 の防湿用フィルム □設置する □設置しない  ルーフingシートの種類及び厚さ  ※表 3.5.1 から表 3.5.3 による  □JIS A 6008 に基づく種類及び厚さ 種類( ) 厚さ( )  絶縁用シートの材質 ※発泡ポリイソシアネート □( )  可塑性移行防止用シート ※発泡ポリイソシアネート □( )  固定金具の材質、形状及び寸法  ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ 0.4mm 以上のもの  □( )  密着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量  ※ルーフingシートの製造所の仕様による □種類( ) 設置数量( )  □多雪地域仕様とする  接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理 □行う(□図示による □( )) □行わない  S-F1 又は SI-F1 の場合のプレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り□行う(□図示による □( )) □行わない  機械的固定工法の場合の建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 □図示による □( )  POS 工法、POS1 工法における改修用ドレン □設ける □設けない</p>	改修工法	種別	施工箇所	保護層		□PIS	□S-C1		平場の保護用外塗厚	立上り部の保護用外塗厚		※7mm □( )						
		改修工法	種別	施工箇所	保護層																
		□PIS	□S-C1		平場の保護用外塗厚	立上り部の保護用外塗厚															
						※7mm □( )															
		3.6.3	新規防水層の種類 屋根防水(表 3.6.1~表 3.6.2)	<table border="1"> <tr> <th>改修工法</th> <th>新設種別</th> <th>施工箇所</th> <th colspan="2">仕上塗材</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">□POX</td> <td rowspan="2">□X-1 □X-2 □X-1H □X-2H</td> <td rowspan="2"></td> <td>種類</td> <td>使用量</td> </tr> <tr> <td>□主材料の製造所の仕様 □( )</td> <td>※主材料の製造所の仕様 □( )</td> </tr> <tr> <td>■L4X</td> <td>□X-1 ■X-2 □X-1H □X-2H</td> <td>バルコニー</td> <td>■主材料の製造所の仕様 □( )</td> <td>※主材料の製造所の仕様 □( )</td> </tr> </table>	改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗材		□POX	□X-1 □X-2 □X-1H □X-2H		種類	使用量	□主材料の製造所の仕様 □( )	※主材料の製造所の仕様 □( )	■L4X	□X-1 ■X-2 □X-1H □X-2H	バルコニー	■主材料の製造所の仕様 □( )	※主材料の製造所の仕様 □( )
		改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗材																
		□POX	□X-1 □X-2 □X-1H □X-2H		種類	使用量															
□主材料の製造所の仕様 □( )	※主材料の製造所の仕様 □( )																				
■L4X	□X-1 ■X-2 □X-1H □X-2H	バルコニー	■主材料の製造所の仕様 □( )	※主材料の製造所の仕様 □( )																	
3.6.3	屋内防水(表 3.6.3)	<table border="1"> <tr> <th>改修工法</th> <th>新設種別</th> <th>施工箇所</th> <th>各工程の使用量</th> <th>保護層</th> </tr> <tr> <td>□P1Y</td> <td>□Y-2</td> <td></td> <td></td> <td>□設ける □設けない</td> </tr> <tr> <td>□P2Y</td> <td>□Y-2</td> <td></td> <td></td> <td>□設ける □設けない</td> </tr> </table>	改修工法	新設種別	施工箇所	各工程の使用量	保護層	□P1Y	□Y-2			□設ける □設けない	□P2Y	□Y-2			□設ける □設けない				
改修工法	新設種別	施工箇所	各工程の使用量	保護層																	
□P1Y	□Y-2			□設ける □設けない																	
□P2Y	□Y-2			□設ける □設けない																	
3.6.3	絶縁工法の脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料の製造所の仕様による □種類( ) 設置数量( )																				
3.2.5	POX 工法における改修用ドレン □設ける □設けない																				
3.1.4	改修工法 ■シーリング充填工法 ■シーリング再充填工法 □拡幅シーリング再充填工法 □ブリッジ工法(エッジング材張り □有 □無)																				
3.7.2	種類及び施工箇所	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>シーリング材の種類(記号)</th> <th>施工箇所</th> <th>シーリング材の種類(記号)</th> </tr> <tr> <td>外部建具</td> <td>※表 3.7.1 ■(MS-2)</td> <td></td> <td>※表 3.7.1 □( )</td> </tr> <tr> <td>耐震スリット、打継目地</td> <td>※表 3.7.1 ■(PU-2)</td> <td></td> <td>※表 3.7.1 □( )</td> </tr> <tr> <td>床目地</td> <td>※表 3.7.1 ■(PU-2)</td> <td></td> <td>※表 3.7.1 □( )</td> </tr> </table>	施工箇所	シーリング材の種類(記号)	施工箇所	シーリング材の種類(記号)	外部建具	※表 3.7.1 ■(MS-2)		※表 3.7.1 □( )	耐震スリット、打継目地	※表 3.7.1 ■(PU-2)		※表 3.7.1 □( )	床目地	※表 3.7.1 ■(PU-2)		※表 3.7.1 □( )			
施工箇所	シーリング材の種類(記号)	施工箇所	シーリング材の種類(記号)																		
外部建具	※表 3.7.1 ■(MS-2)		※表 3.7.1 □( )																		
耐震スリット、打継目地	※表 3.7.1 ■(PU-2)		※表 3.7.1 □( )																		
床目地	※表 3.7.1 ■(PU-2)		※表 3.7.1 □( )																		
表 3.7.1	仕上げを行わない施工箇所 □図示による □( )																				
3.7.3	目地寸法 ※図示による ■(既設目地寸法トスル)																				
3.7.8	シーリング材の試験 ※簡易接着性試験 □引張接着性試験 ただし、過去に同一のシーリング材製造所の同一種類のシーリング材と同一被着体の組合せで実施した信頼できる試験成績書がある場合には、監督職員の承諾を受けて試験を省略することができる 材種(表 3.8.1) □配管用鋼管 ■硬質ポリ塩化ビニル管 □( ) □表面処理鋼板(□表面及び裏面の塗膜の種類: ( ) □耐酸被覆鋼板)																				
3.8.2	とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 ※表 3.8.2 による溶融亜鉛めっきをおこなったもの(□多雪区域を適用)																				
3.8.3	既存のとい等の撤去 ■撤去する ■撤去しない(□金属用塗膜防水(10年保証) □塗装) 養生方法 ※図示による □( )																				
3.8.3	鋼管製といの防露巻き ※表 3.8.4 □( )																				
3.8.3	たてどい受け金物の取付け ※図示による □( )																				
3.8.3	ルーフトレンの取付け工法 ※水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填 □( )																				
11 アルミニウム製笠木	3.9.2	部材の種類(表 3.9.1)																			

3.9.2	種類	笠木本体																				
	□オープン形式	<table border="1"> <tr> <td>□押出 250 形</td> <td rowspan="3">表 3.9.1</td> </tr> <tr> <td>□押出 300 形</td> </tr> <tr> <td>□押出 350 形</td> </tr> </table>	□押出 250 形	表 3.9.1	□押出 300 形	□押出 350 形																
	□押出 250 形	表 3.9.1																				
	□押出 300 形																					
	□押出 350 形																					
	□シール形式	<table border="1"> <tr> <td>□板材折曲げ形</td> <td>幅 □( ) 板厚 ※2.0mm □( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅 □( ) 板厚 ※2.0mm □( )</td> </tr> </table>	□板材折曲げ形	幅 □( ) 板厚 ※2.0mm □( )		幅 □( ) 板厚 ※2.0mm □( )																
	□板材折曲げ形	幅 □( ) 板厚 ※2.0mm □( )																				
	幅 □( ) 板厚 ※2.0mm □( )																					
板材折曲げ形の付属部品の材料、コーナ一部及び突当り部等の役物 ※図示による □( )																						
笠木本体の材料の表面処理(表 5.2.2)																						
<table border="1"> <tr> <td>□AB-1 種</td> <td>□AB-2 種</td> <td>□AC-1 種</td> <td>□AC-2 種</td> <td>□BA-1 種</td> <td>□BA-2 種</td> <td>□BB-1 種</td> <td>□BB-2 種</td> <td>□BC-1 種</td> <td>□BC-2 種</td> <td>□C 種(□常温乾燥形)</td> </tr> </table>		□AB-1 種	□AB-2 種	□AC-1 種	□AC-2 種	□BA-1 種	□BA-2 種	□BB-1 種	□BB-2 種	□BC-1 種	□BC-2 種	□C 種(□常温乾燥形)										
□AB-1 種	□AB-2 種	□AC-1 種	□AC-2 種	□BA-1 種	□BA-2 種	□BB-1 種	□BB-2 種	□BC-1 種	□BC-2 種	□C 種(□常温乾燥形)												
3.9.3	既存笠木等の撤去 □撤去する □撤去しない																					
3.9.3	新規アルミニウム製笠木の地下補修の工法 ※図示による □( )																					
3.9.3	板材折曲げ形の取付方法 □図示による																					
3.9.3	板材折曲げ形以外の笠木の固定金具 ※建築基準法に基づく風圧力に対応した工法は図示による																					
4章 外壁改修工事																						
1 共通事項	※施工に先立ち、数量調査を行うこと なお、調査は既存塗膜等の除去後に行うこと ※浮き部の仕上げ厚さ及び発生部位等の調査方法については、監督職員との協議を行うこと																					
2 コンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁、タイル張り仕上げ外壁の改修	4.1.4, 4.2.4, 4.3.5, 4.4.5	外壁改修工法の種類と使用材料																				
		<table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>使用材料</th> </tr> <tr> <td>■樹脂注入工法</td> <td>エポキシ樹脂の粘度 ※低粘度形又は中粘度形</td> </tr> <tr> <td>■Uカットシール材充填工法</td> <td>シール材 □シーリング材(※PU-1 又は PU-2 □( )) □可とう性エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>□シール工法</td> <td>シール材 □可とう性エポキシ樹脂 □パテ状エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>■充填工法</td> <td>充填材 □エポキシ樹脂モルタル ■ポリマーセメントモルタル</td> </tr> <tr> <td>□モルタル塗替え工法</td> <td>モルタル □現場調合材料 □既調合材料 既成目地材 □適用する(形状: ) □適用しない</td> </tr> <tr> <td>■アンカーピン注入工法 (■ □全面)</td> <td>注入材 ■エポキシ樹脂 □ポリマーセメントスラリー アンカーピンの材質 ※SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ加工したもの □( )</td> </tr> <tr> <td>□注入口付アンカーピン注入工法 (□部分 □全面)</td> <td>注入材 □エポキシ樹脂 □ポリマーセメントスラリー アンカーピンの材質 ※SUS304、呼び径 6mm の丸棒で全ネジ加工したもの □( )</td> </tr> <tr> <td>□タイル部分張替え工法</td> <td>張付け材 □ポリマーセメントモルタル □有機系接着剤(JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形の変性シリコーン系) (□目地詰めを行わない)</td> </tr> <tr> <td>□タイル張替え工法</td> <td>張付け材 □セメントモルタル(□既調合モルタルを適用) □有機系接着剤(JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形の変性シリコーン系) (□目地詰めを行わない)</td> </tr> </table>	工法	使用材料	■樹脂注入工法	エポキシ樹脂の粘度 ※低粘度形又は中粘度形	■Uカットシール材充填工法	シール材 □シーリング材(※PU-1 又は PU-2 □( )) □可とう性エポキシ樹脂	□シール工法	シール材 □可とう性エポキシ樹脂 □パテ状エポキシ樹脂	■充填工法	充填材 □エポキシ樹脂モルタル ■ポリマーセメントモルタル	□モルタル塗替え工法	モルタル □現場調合材料 □既調合材料 既成目地材 □適用する(形状: ) □適用しない	■アンカーピン注入工法 (■ □全面)	注入材 ■エポキシ樹脂 □ポリマーセメントスラリー アンカーピンの材質 ※SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ加工したもの □( )	□注入口付アンカーピン注入工法 (□部分 □全面)	注入材 □エポキシ樹脂 □ポリマーセメントスラリー アンカーピンの材質 ※SUS304、呼び径 6mm の丸棒で全ネジ加工したもの □( )	□タイル部分張替え工法	張付け材 □ポリマーセメントモルタル □有機系接着剤(JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形の変性シリコーン系) (□目地詰めを行わない)	□タイル張替え工法	張付け材 □セメントモルタル(□既調合モルタルを適用) □有機系接着剤(JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形の変性シリコーン系) (□目地詰めを行わない)
工法	使用材料																					
■樹脂注入工法	エポキシ樹脂の粘度 ※低粘度形又は中粘度形																					
■Uカットシール材充填工法	シール材 □シーリング材(※PU-1 又は PU-2 □( )) □可とう性エポキシ樹脂																					
□シール工法	シール材 □可とう性エポキシ樹脂 □パテ状エポキシ樹脂																					
■充填工法	充填材 □エポキシ樹脂モルタル ■ポリマーセメントモルタル																					
□モルタル塗替え工法	モルタル □現場調合材料 □既調合材料 既成目地材 □適用する(形状: ) □適用しない																					
■アンカーピン注入工法 (■ □全面)	注入材 ■エポキシ樹脂 □ポリマーセメントスラリー アンカーピンの材質 ※SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ加工したもの □( )																					
□注入口付アンカーピン注入工法 (□部分 □全面)	注入材 □エポキシ樹脂 □ポリマーセメントスラリー アンカーピンの材質 ※SUS304、呼び径 6mm の丸棒で全ネジ加工したもの □( )																					
□タイル部分張替え工法	張付け材 □ポリマーセメントモルタル □有機系接着剤(JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形の変性シリコーン系) (□目地詰めを行わない)																					
□タイル張替え工法	張付け材 □セメントモルタル(□既調合モルタルを適用) □有機系接着剤(JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形の変性シリコーン系) (□目地詰めを行わない)																					
	4.4.5	タイル張替え工法及びタイル部分張替え工法のタイルの品質																				
		<table border="1"> <tr> <th>形状寸法</th> <th>うわぐすり</th> <th>吸水率</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>色</th> <th>役物</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>□施釉 □無釉</td> <td>□I 類 □II 類 □III 類</td> <td>□有 □無</td> <td></td> <td>□標準 □特注</td> <td>□有 □無</td> <td></td> </tr> </table>	形状寸法	うわぐすり	吸水率	耐凍害性	耐滑り性	色	役物	備考		□施釉 □無釉	□I 類 □II 類 □III 類	□有 □無		□標準 □特注	□有 □無					
形状寸法	うわぐすり	吸水率	耐凍害性	耐滑り性	色	役物	備考															
	□施釉 □無釉	□I 類 □II 類 □III 類	□有 □無		□標準 □特注	□有 □無																
	4.4.5	タイル張替え工法及びタイル部分張替え工法その他の材料 有機系接着剤によるタイル張りのシーリング材 ※打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地はポリウレタン系、伸縮調整目地その他の目地は変性シリコーン系シーリング材 □( )																				
	4.4.5	目地改修工法の目地材 □既調合目地材 □シーリング材(3.7.2)																				
	4.2.5	樹脂注入工法 種類 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 □手動式エポキシ樹脂注入工法 □機械式エポキシ樹脂注入工法																				
	4.2.5	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入間隔 ※200~300mm 間隔 □( ) 注入量 ※調査結果による																				
	4.2.5	手動式エポキシ樹脂注入工法 注入口間隔 □( ) 注入量 □( )																				
	4.2.5	機械式エポキシ樹脂注入工法 注入口間隔 □( ) 注入量 □( )																				
	4.2.5	※注入状況の確認方法と補修方法は監督職員との協議による																				
	4.2.6	Uカットシール材充填工法でシーリング材を充填する場合のシーリング材の試験 ※簡易接着性試験 □引張接着性試験 ただし、過去に同一のシーリング材製造所の同一種類のシーリング材と同一被着体の組合せで実施した信頼できる試験成績書がある場合には、監督職員の承諾を受けて試験を省略することができる																				
	4.3.10	モルタル塗替え工法の仕上厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の措置 □( )																				

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称 災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 / A-03 号
	照査 高村					図名 特記仕様書(3/10)	
	担当 高村					兵庫県危機管理部総務課	

4.3.11～	浮き部改修工法のアンカーピンの本数、注入口の箇所数、注入量		
4.3.15			
4.4.7.			
4.4.8			
工法の種類	アンカーピンの本数(本/m <sup>2</sup> )	注入口の箇所数(箇所/m <sup>2</sup> )	注入量 (mL/箇所)
■アンカーピン <sup>注</sup> 部分球 <sup>注</sup> 樹脂注入工法	※16 □( )	※25 □( )	— —
□アンカーピン <sup>注</sup> 全面球 <sup>注</sup> 樹脂注入工法	※13 □( )	※20 □( )	※12 □( )
□アンカーピン <sup>注</sup> 全面 <sup>注</sup> リマセメントスラリー注入工法	※13 □( )	※20 □( )	※20 □( )
□注入口付アンカーピン <sup>注</sup> 部分球 <sup>注</sup> 樹脂注入工法	※9 □( )	※16 □( )	— —
□注入口付アンカーピン <sup>注</sup> 全面球 <sup>注</sup> 樹脂注入工法	※9 □( )	※16 □( )	※9 □( )
□注入口付アンカーピン <sup>注</sup> 全面 <sup>注</sup> リマセメントスラリー注入工法	※9 □( )	※16 □( )	※9 □( )
□注入口付アンカーピン <sup>注</sup> 球 <sup>注</sup> 樹脂注入 <sup>注</sup> 固定工法	□( )	□( )	— —
□球 <sup>注</sup> 部分張替え工法	—	—	—
□球 <sup>注</sup> 張替え工法	—	—	—

4.4.7	タイル部分張替え工法で既存の下地モルタル等を撤去せず、1か所当たりの張替え面積が0.25m <sup>2</sup> を超える場合 □( )
4.4.8	タイル張替え工法の伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※表 4.4.2 □( )
4.4.8	見本焼 □行う(施工箇所: ) □行わない
4.4.8	試験張り □行う(範囲・仕様: ) □行わない
4.4.8	タイル張りの引張接着試験 ※実施する
4.4.8	ただし、施工場所の状況等により、監督職員の承諾を受けて、省略することができる
4.4.8	セメントモルタルによるタイル張り 下地モルタル塗りをを行うコンクリート素地面の下地処理の方法 □目荒し工法(4.3.10(3)) □( ) 下地モルタル塗りの接着力試験 □行う □行わない タイル張りの工法 □外装タイル(□密着張り □改良圧着張り) □ユニットタイル(□マスク張り □モザイクタイル張り)
4.4.8	有機系接着剤によるタイル張り 下地調整塗材塗りをを行うコンクリート素地面の下地処理 □目荒し工法(4.3.10(3)) □( ) 下地調整塗材塗りの接着力試験 □行う □行わない 外装タイル接着張りの目地詰め □行う □行わない
4.1.4.	目地改修工法
4.4.16	□目地ひび割れ部改修工法 □伸縮調整目地改修工法(伸縮調整目地の位置及び寸法 □( ))

3	仕上塗材仕上げ外壁等の改修																																																																														
4.5.4	既存塗膜等の除去、下地処理																																																																														
	<table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>処理範囲</th> <th>下地処理</th> </tr> <tr> <td>□サンダー工法</td> <td>※既存仕上げ面全体 □図示による</td> <td>□ひび割れ部改修工法</td> </tr> <tr> <td>□高圧水洗工法</td> <td>※既存仕上げ面全体 □図示による</td> <td>□浮き部改修工法</td> </tr> <tr> <td>□塗膜はく離剤工法</td> <td>※既存仕上げ面全体 □図示による</td> <td>□欠損部改修工法</td> </tr> <tr> <td>■水洗い工法</td> <td>※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 □図示による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□超高圧水洗(50MPa以上)カッター併用全面除去(長寿命化改修)</td> <td>※既存仕上げ面全体 □図示による</td> <td></td> </tr> </table>	工法	処理範囲	下地処理	□サンダー工法	※既存仕上げ面全体 □図示による	□ひび割れ部改修工法	□高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体 □図示による	□浮き部改修工法	□塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 □図示による	□欠損部改修工法	■水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 □図示による		□超高圧水洗(50MPa以上)カッター併用全面除去(長寿命化改修)	※既存仕上げ面全体 □図示による																																																													
工法	処理範囲	下地処理																																																																													
□サンダー工法	※既存仕上げ面全体 □図示による	□ひび割れ部改修工法																																																																													
□高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体 □図示による	□浮き部改修工法																																																																													
□塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 □図示による	□欠損部改修工法																																																																													
■水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 □図示による																																																																														
□超高圧水洗(50MPa以上)カッター併用全面除去(長寿命化改修)	※既存仕上げ面全体 □図示による																																																																														
4.5.4	下地調整 ■下地調整材 C-1、C-2 はコテ塗りとし、材料はカチオン系とする ■下地調整材に代えてポリマーセメントモルタルを使用する																																																																														
4.1.5	仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法等(表 4.5.1)																																																																														
4.5.2	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名等</th> <th>防火材料</th> <th>仕上の形状及び工法</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">■薄付け仕上塗材</td> <td>■外装薄塗材 S1</td> <td>□( )</td> <td>■砂壁状</td> </tr> <tr> <td>□可とう形外装薄塗材 S1</td> <td>□( )</td> <td>□ゆず肌状(□吹付け □ロー塗り)</td> </tr> <tr> <td>□外装薄塗材 E</td> <td>□( )</td> <td>□さざ波状</td> </tr> <tr> <td>□可とう形外装薄塗材 E</td> <td>□( )</td> <td>□平たん状</td> </tr> <tr> <td>□防水形外装薄塗材 E</td> <td>□( )</td> <td>□凹凸状(□吹付け □こて塗り)</td> </tr> <tr> <td>□外装薄塗材 S</td> <td>□( )</td> <td>□着色骨材砂壁状</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">■厚付け仕上塗材</td> <td>□外装厚塗材 C</td> <td>□( )</td> <td>□吹放し</td> </tr> <tr> <td>□上塗材がセメントスラリー以外</td> <td>□( )</td> <td>□凸部処理</td> </tr> <tr> <td>□外装厚塗材 S1</td> <td>□( )</td> <td>□平たん状</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕上表に依る</td> <td>□上塗材を適用する</td> <td>□( )</td> <td>□凹凸状</td> </tr> <tr> <td>■外装厚塗材 E(ウレタン系)</td> <td>□( )</td> <td>■ひき起こし</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">□複層仕上塗材</td> <td>□上塗材を適用する</td> <td>□( )</td> <td>□かき起こし</td> </tr> <tr> <td>□複層塗材 CE</td> <td>□( )</td> <td>□ゆず肌状</td> </tr> <tr> <td>□複層塗材 RE</td> <td>□( )</td> <td>□凸部処理</td> </tr> <tr> <td>□複層塗材 S1</td> <td>□( )</td> <td>□凹凸状</td> </tr> <tr> <td>□複層塗材 E</td> <td>□( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□可とう形複層塗材 CE</td> <td>□( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□防水形複層塗材 CE</td> <td>□( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□防水形複層塗材 RE</td> <td>□( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">□可とう形改修用仕上塗材</td> <td>□可とう形改修塗材 E</td> <td>□( )</td> <td>□平たん状</td> </tr> <tr> <td>□可とう形改修塗材 RE</td> <td>□( )</td> <td>□さざ波状</td> </tr> <tr> <td>□可とう形改修塗材 CE</td> <td>□( )</td> <td>□ゆず肌状</td> </tr> <tr> <td>□可とう形改修塗材 CE</td> <td>□( )</td> <td></td> </tr> </table>	種類	呼び名等	防火材料	仕上の形状及び工法	■薄付け仕上塗材	■外装薄塗材 S1	□( )	■砂壁状	□可とう形外装薄塗材 S1	□( )	□ゆず肌状(□吹付け □ロー塗り)	□外装薄塗材 E	□( )	□さざ波状	□可とう形外装薄塗材 E	□( )	□平たん状	□防水形外装薄塗材 E	□( )	□凹凸状(□吹付け □こて塗り)	□外装薄塗材 S	□( )	□着色骨材砂壁状	■厚付け仕上塗材	□外装厚塗材 C	□( )	□吹放し	□上塗材がセメントスラリー以外	□( )	□凸部処理	□外装厚塗材 S1	□( )	□平たん状	仕上表に依る	□上塗材を適用する	□( )	□凹凸状	■外装厚塗材 E(ウレタン系)	□( )	■ひき起こし	□複層仕上塗材	□上塗材を適用する	□( )	□かき起こし	□複層塗材 CE	□( )	□ゆず肌状	□複層塗材 RE	□( )	□凸部処理	□複層塗材 S1	□( )	□凹凸状	□複層塗材 E	□( )		□可とう形複層塗材 CE	□( )		□防水形複層塗材 CE	□( )		□防水形複層塗材 RE	□( )		□可とう形改修用仕上塗材	□可とう形改修塗材 E	□( )	□平たん状	□可とう形改修塗材 RE	□( )	□さざ波状	□可とう形改修塗材 CE	□( )	□ゆず肌状	□可とう形改修塗材 CE	□( )	
種類	呼び名等	防火材料	仕上の形状及び工法																																																																												
■薄付け仕上塗材	■外装薄塗材 S1	□( )	■砂壁状																																																																												
	□可とう形外装薄塗材 S1	□( )	□ゆず肌状(□吹付け □ロー塗り)																																																																												
	□外装薄塗材 E	□( )	□さざ波状																																																																												
	□可とう形外装薄塗材 E	□( )	□平たん状																																																																												
	□防水形外装薄塗材 E	□( )	□凹凸状(□吹付け □こて塗り)																																																																												
	□外装薄塗材 S	□( )	□着色骨材砂壁状																																																																												
■厚付け仕上塗材	□外装厚塗材 C	□( )	□吹放し																																																																												
	□上塗材がセメントスラリー以外	□( )	□凸部処理																																																																												
	□外装厚塗材 S1	□( )	□平たん状																																																																												
仕上表に依る	□上塗材を適用する	□( )	□凹凸状																																																																												
	■外装厚塗材 E(ウレタン系)	□( )	■ひき起こし																																																																												
□複層仕上塗材	□上塗材を適用する	□( )	□かき起こし																																																																												
	□複層塗材 CE	□( )	□ゆず肌状																																																																												
	□複層塗材 RE	□( )	□凸部処理																																																																												
	□複層塗材 S1	□( )	□凹凸状																																																																												
	□複層塗材 E	□( )																																																																													
	□可とう形複層塗材 CE	□( )																																																																													
	□防水形複層塗材 CE	□( )																																																																													
	□防水形複層塗材 RE	□( )																																																																													
□可とう形改修用仕上塗材	□可とう形改修塗材 E	□( )	□平たん状																																																																												
	□可とう形改修塗材 RE	□( )	□さざ波状																																																																												
	□可とう形改修塗材 CE	□( )	□ゆず肌状																																																																												
	□可とう形改修塗材 CE	□( )																																																																													

4.5.2	複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性 耐候形(□1 □2 □3)種 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の樹脂、外観及び溶媒(表 4.5.2) 樹脂 □アクリル系 □シリカ系 □ホリカルシウム系 □アクリルシリコン系 □有機系 外観 □つやあり □つやなし 溶媒 □溶剤 □弱溶剤 □水系
4.6.2	マスチック塗材塗りの種別(表 4.6.1) □A種 □B種
4.7.2	外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法(表 4.7.1) 仕上げの形状 □凹凸状 □凸部処理 □ゆず肌状 □さざ波状 模様材の種類 □( ) 仕上塗料の種類 □( )
4.7.2	仕上塗料の耐候性 □適用する(耐候形(□1 □2 □3)種)
4.7.3	下地挙動緩衝材 □適用する □適用できない

5章 建具改修工事	
1 共通事項	5.1.3 ■既存建具を新規建具に改修(適用箇所: 図示による) □かぶせ工法 ■撤去工法 5.1.3 ■新規に建具を設置 開口の開け方、周囲の補修工法・範囲 ※図示による 5.1.4 防火戸の適用・自動閉鎖機構・連動させる装置 ※図示による 5.1.5 建具見本の製作 □要(適用箇所: 図示による) ■不要 5.1.5 特殊な建具の仮組 □要(適用箇所: 図示による) ■不要 5.1.7 防犯建物部品 □適用する(適用箇所: 図示による) ■適用しない
2 アルミニウム製建具	5.2.2 耐風圧性・気密性・水密性の等級及び枠の見込み寸法 ※図示による 5.2.2 外部建具の種別(表 5.2.1) ※図示による □A種 □B種 □C種(枠の見込み寸法 mm) 5.2.2 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.2.2 断熱ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.2.3 防虫網 材質・線径・網目: ※合成樹脂製・0.25mm以上1・16~18メッシュ □図示による 5.2.4 表面処理(表 5.2.2) 外部建具 ※図示による □種別等(□BB-1種 □BB-2種 色: □標準色 □特注色) 5.2.4 内部建具 ※図示による □種別等(□BC-1種 □BC-2種 色: □標準色 □特注色) 5.2.4 くつずり ※図示による □ステンレス製(厚さ 1.5mm 以上・HL) 5.2.4 結露水の処理方法 □図示による □( ) 5.2.5 水切り板・ぜん板等 □図示による □( ) 5.3.2 耐風圧性・気密性・水密性の等級及び枠の見込み寸法 ※図示による 5.3.2 外部建具の種別(表 5.3.1) ※図示による □A種 □B種 □C種 5.3.2 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.3.2 断熱ドア・サッシ 外部建具 □適用する(適用箇所・等級: 表 5.3.2: 図示による) □適用しない 外部建具以外 □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.3.2 外部建具の日射熱取得率 ※図示による □( ) 5.3.3 網戸(5.2.3(5)) 防虫網 材質・線径・網目: ※合成樹脂製・0.25mm以上1・16~18メッシュ □図示による 5.3.3 ガラス ※複層ガラス □( ) 5.3.4 外部建具のガラス溝寸法・形状等(5.14.3) ※建具製造所の仕様による □( ) 5.3.4 くつずり ※図示による □ステンレス製(厚さ 1.5mm 以上・HL) 5.3.4 表面色 □標準色 特注色(適用箇所: 図示による) 5.3.4 その他(5.2.5(1)) 水切り板・ぜん板等 □図示による □( )
3 樹脂製建具	5.4.2 簡易気密型ドアセット □適用する(適用箇所: 図示による) ■適用しない 5.4.2 外部建具の耐風圧性(表 5.2.1) ※図示による □S-4 □S-5 □S-6 5.4.2 耐震ドア □図示による □適用する(適用箇所・面変形追従性の等級: 図示による) ■適用しない 5.4.2 その他(5.2.2(2)) 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) ■適用しない 断熱ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) ■適用しない 5.4.3 ステンレス鋼板の種類(5.6.3(1)) ※SUS304・SUS430J1L・SUS443J1 □図示による □( ) 5.4.3 点検口の場合のくつずり(材料) ※図示による □( ) 5.4.4 鋼板の厚さ ※表 5.4.2 による(戸 1 枚の有効幅 950mm・有効高 2400mm 以下に限る) □図示による 5.4.4 外部建具のガラス溝寸法・形状等(5.14.3) ※建具製造所の仕様による □( ) 5.4.4 くつずり ※図示による □ステンレス製(厚さ 1.5mm 以上・HL) 5.4.6 標準型鋼製建具 □適用する(適用箇所・形式・寸法・5.4.2~5.4.5: 図示による) ■適用しない
4 鋼製建具	5.5.2 簡易気密型ドアセット □適用する(適用箇所: 図示による) □適用しない 5.5.2 耐震ドア □適用する(適用箇所・面変形追従性の等級: 図示による) □適用しない 5.5.2 その他(5.2.2(2)) 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 断熱ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.5.3 鋼板の種類 ※図示による □垂鉛めっき鋼板 □ビニル被覆鋼板 □カラー鋼板 □ステンレス鋼板(種類(5.6.3(1)): ※SUS304・SUS430J1L・SUS443J1 □( )) 召合せ等の材質 ※図示による □鋼板 □ステンレス鋼板 □アルミニウム合金 5.5.4 鋼板の厚さ ※表 5.5.4 による(戸 1 枚の有効幅 950mm・有効高 2400 以下に限る) □図示による 5.5.4 くつずり ※図示による □ステンレス製(厚さ 1.5mm 以上・HL) 5.5.6 標準型鋼製軽量建具 □適用する(適用箇所・形式・寸法・5.5.2~5.5.5: 図示による) □適用しない 5.6 ステンレス製建具 耐風圧性・気密性・水密性の等級 ※図示による 外部建具の耐風圧性(表 5.2.1) ※図示による □S-4 □S-5 □S-6 耐震ドア □図示による □適用する(適用箇所・面変形追従性の等級: 図示による) □適用しない 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 断熱ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.6.3 鋼板の種類 ※SUS304・SUS430J1L・SUS443J1 □図示による □( )
5 鋼製軽量建具	5.5.2 簡易気密型ドアセット □適用する(適用箇所: 図示による) □適用しない 5.5.2 耐震ドア □適用する(適用箇所・面変形追従性の等級: 図示による) □適用しない 5.5.2 その他(5.2.2(2)) 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 断熱ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.5.3 鋼板の種類 ※図示による □垂鉛めっき鋼板 □ビニル被覆鋼板 □カラー鋼板 □ステンレス鋼板(種類(5.6.3(1)): ※SUS304・SUS430J1L・SUS443J1 □( )) 召合せ等の材質 ※図示による □鋼板 □ステンレス鋼板 □アルミニウム合金 5.5.4 鋼板の厚さ ※表 5.5.4 による(戸 1 枚の有効幅 950mm・有効高 2400 以下に限る) □図示による 5.5.4 くつずり ※図示による □ステンレス製(厚さ 1.5mm 以上・HL) 5.5.6 標準型鋼製軽量建具 □適用する(適用箇所・形式・寸法・5.5.2~5.5.5: 図示による) □適用しない 5.6 ステンレス製建具 耐風圧性・気密性・水密性の等級 ※図示による 外部建具の耐風圧性(表 5.2.1) ※図示による □S-4 □S-5 □S-6 耐震ドア □図示による □適用する(適用箇所・面変形追従性の等級: 図示による) □適用しない 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 断熱ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.6.3 鋼板の種類 ※SUS304・SUS430J1L・SUS443J1 □図示による □( )
6 ステンレス製建具	5.5.2 簡易気密型ドアセット □適用する(適用箇所: 図示による) □適用しない 5.5.2 耐震ドア □適用する(適用箇所・面変形追従性の等級: 図示による) □適用しない 5.5.2 その他(5.2.2(2)) 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 断熱ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.5.3 鋼板の種類 ※図示による □垂鉛めっき鋼板 □ビニル被覆鋼板 □カラー鋼板 □ステンレス鋼板(種類(5.6.3(1)): ※SUS304・SUS430J1L・SUS443J1 □( )) 召合せ等の材質 ※図示による □鋼板 □ステンレス鋼板 □アルミニウム合金 5.5.4 鋼板の厚さ ※表 5.5.4 による(戸 1 枚の有効幅 950mm・有効高 2400 以下に限る) □図示による 5.5.4 くつずり ※図示による □ステンレス製(厚さ 1.5mm 以上・HL) 5.5.6 標準型鋼製軽量建具 □適用する(適用箇所・形式・寸法・5.5.2~5.5.5: 図示による) □適用しない 5.6 ステンレス製建具 耐風圧性・気密性・水密性の等級 ※図示による 外部建具の耐風圧性(表 5.2.1) ※図示による □S-4 □S-5 □S-6 耐震ドア □図示による □適用する(適用箇所・面変形追従性の等級: 図示による) □適用しない 防音ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 断熱ドア・サッシ □適用する(適用箇所・等級: 図示による) □適用しない 5.6.3 鋼板の種類 ※SUS304・SUS430J1L・SUS443J1 □図示による □( )

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称	災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 / A-04 号
	照査 高村					図名	特記仕様書(4/10)	
	担当 高村					兵庫県危機管理部総務課		

7 木製建具	5.6.4	表面仕上げ ※HL <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.6.5	曲げ加工 ※普通曲げ <input type="checkbox"/> 角出し曲げ <input type="checkbox"/> 図示による																									
	5.6.5	金物の種類及び見え掛り部の材質：※表 5.7.1 <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.7.2	含水率(表 5.7.1) ※A種 <input type="checkbox"/> B種																									
	5.7.2	フラッシュ表面材 <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> 合板(□普通 □天然木化粧 □特殊加工化粧) □MDF ※品質等は図示による																									
	5.7.3	表面板の厚さ ※表 5.7.6 による <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )mm																									
	5.7.2	かまち戸 かまち鏡板の樹種 ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.7.3	見込み寸法(表 5.7.7) ※36mm <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )mm																									
	5.7.4	引戸の定規縁 □召合せかまちをいんろう付きとする(適用箇所：図示による)																									
	5.7.2	ふすま材料(表 5.7.3) 種別：□I型 □II型 上張り：□鳥の子 □新鳥の子 □ビニル紙程度 □：種別・上張りは図示による 見込み寸法(表 5.7.7) ※19.5mm <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )mm																									
8 建具用金物	5.7.2	戸ぶすま材料 ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.7.3	見込み寸法(表 5.7.7) ※30mm <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )mm																									
	5.7.4	縁の仕上げ □塗り縁 □生地縁(□素地 □ウレタン/UV塗装) □図示による																									
	5.7.3	紙張り障子 見込み寸法(表 5.7.7) ※30mm <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )mm																									
	5.7.2	枠・くつずりの材料 ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.8.2	金物の種類及び見え掛り部の材質 ※表 5.8.1(備考欄の特記含め適用は図示による)																									
	5.8.2	丁番の枚数・大きさ ※表 5.8.2~5.8.4 による <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.8.2	木製建具の戸車・レール ※表 5.8.5 による <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.8.3	握り玉及びレバーハンドル・押板類・クレセント等の取付位置 ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.8.4	マスターキー □製作する □製作しない																									
9 鍵	5.8.4	鍵の製作本数等 ※各室 3本 1組 <input type="checkbox"/> ( ) 鍵箱の要否 □要 □不要																									
	5.9.2	戸の開閉方式 ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.9.2	駆動装置の性能(引き戸) ※表 5.9.1 による(□防錆を適用) □図示による																									
	5.9.2	駆動装置の性能(車椅子使用者用便房出入口の引き戸) ※表 5.9.2 による(□防錆を適用) □図示による																									
	5.9.2	検出装置の性能(引き戸) ※表 5.9.3 による(□防錆を適用) □図示による																									
	5.9.2	検出装置の種類(引き戸)(表 5.9.4) □図示による □光線(反射)センサー □熱線センサー □音波センサー □光電センサー □電波センサー □タッチスイッチ(□無線式 □光線式) □押しボタンスイッチ																									
	5.9.2	□車椅子使用者用便房スイッチ(□大形押しボタン □非接触)																									
	5.9.2	凍結防止措置 □適用する(適用箇所：図示による) □適用しない																									
	5.10.3	性能 ※表 5.10.1 による <input type="checkbox"/> 図示による																									
	10 自動ドア開閉装置	5.11.2	種類 □図示による □管理用(□シャッターケースを設ける) □外壁用防火 □屋内用防火 □防煙																								
5.11.2		耐風圧強度 □( )Pa □図示による																									
5.11.2		開閉方式(表 5.11.1) □図示による ※電動式(手動併用) □手動式																									
5.11.2		安全装置の設置箇所 急降下制動装置・急降下停止装置：※図示による <input type="checkbox"/> ( ) 障害物感知装置 ※図示による <input type="checkbox"/> ( ) 危害防止機構(屋内用防火・防煙シャッター) ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
5.11.3		スラット・シャッターケース 鋼板：□JIS G 3302 □GIS G 3312 □図示による めっきの付着量：※Z12 又は F12 <input type="checkbox"/> ( ) □図示による																									
5.12.2		開閉方式(表 5.12.1) □図示による ※手動式 □電動式(手動併用)																									
5.12.2		耐風圧強度 □( )Pa □図示による																									
5.12.2		電動式の場合の安全装置(5.11.2(4)(イ)) 障害物感知装置の設置箇所 ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
5.12.3		スラットの材質 □JIS G 3312(めっき付着量：※Z06 又は F06 <input type="checkbox"/> ( )) □JIS G 3322(めっき付着量：※AZ90 <input type="checkbox"/> ( ))																									
5.12.4		スラットの種類(適用箇所は図示による) □インターロッキング形 □オーバーラッピング形																									
11 自閉式上吊り引戸装置	5.13.2	区分・材料 ※以下表による(適用箇所：図示による) □図示による																									
	5.13.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>セクション材料</th> <th>風圧力</th> <th>開閉方式</th> <th>収納形式</th> <th>ガイドレール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※スチールタイプ</td> <td>□125Pa</td> <td>※バランス式</td> <td>□スタンダード形</td> <td>※溶融垂鉛</td> </tr> <tr> <td>□アルミニウムタイプ</td> <td>□100Pa</td> <td>□チェーン式</td> <td>□ローヘッド形</td> <td>めっき鋼板</td> </tr> <tr> <td>□ファイバークラスタイプ</td> <td>□75Pa</td> <td>□電動式</td> <td>□ハイリフト形</td> <td>□ステンレス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□50Pa</td> <td></td> <td>□パーティカル形</td> <td>鋼板</td> </tr> </tbody> </table>	セクション材料	風圧力	開閉方式	収納形式	ガイドレール	※スチールタイプ	□125Pa	※バランス式	□スタンダード形	※溶融垂鉛	□アルミニウムタイプ	□100Pa	□チェーン式	□ローヘッド形	めっき鋼板	□ファイバークラスタイプ	□75Pa	□電動式	□ハイリフト形	□ステンレス		□50Pa		□パーティカル形	鋼板
	セクション材料	風圧力	開閉方式	収納形式	ガイドレール																						
	※スチールタイプ	□125Pa	※バランス式	□スタンダード形	※溶融垂鉛																						
	□アルミニウムタイプ	□100Pa	□チェーン式	□ローヘッド形	めっき鋼板																						
	□ファイバークラスタイプ	□75Pa	□電動式	□ハイリフト形	□ステンレス																						
		□50Pa		□パーティカル形	鋼板																						
	5.14.2	電動式の場合の安全装置(5.11.2(4)(イ)) 障害物感知装置の設置箇所 ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																									
	5.14.2	ガラスの種類・厚さの組合せガラス留め材等 ※図示による																									
	5.14.3	ガラス溝寸法・形状等 ※建具製造所の仕様による <input type="checkbox"/> ( )																									
5.14.5	材料等 ※以下表による(適用箇所：図示による) □図示による																										
5.14.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表面形状</th> <th rowspan="2">呼び寸法(mm)</th> <th rowspan="2">厚さ(mm)</th> <th rowspan="2">色調</th> <th colspan="2">目地幅(mm)</th> <th rowspan="2">伸縮調整目地(mm)</th> </tr> <tr> <th>平積み</th> <th>曲面積み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□正方形</td> <td>□160×160 □200×200</td> <td>95</td> <td>□ｸﾘｱ □乳白</td> <td>※8~15 □15~25</td> <td>外側 ※15以下 □( ) 内側 ※6以上 □( )</td> <td>※6mm以下ごと に幅10~25 □( )</td> </tr> <tr> <td>□長方形</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>□ｸﾘｱ □乳白</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	目地幅(mm)		伸縮調整目地(mm)	平積み	曲面積み	□正方形	□160×160 □200×200	95	□ｸﾘｱ □乳白	※8~15 □15~25	外側 ※15以下 □( ) 内側 ※6以上 □( )	※6mm以下ごと に幅10~25 □( )	□長方形	( )	( )	□ｸﾘｱ □乳白						
表面形状	呼び寸法(mm)					厚さ(mm)	色調		目地幅(mm)		伸縮調整目地(mm)																
		平積み	曲面積み																								
□正方形	□160×160 □200×200	95	□ｸﾘｱ □乳白	※8~15 □15~25	外側 ※15以下 □( ) 内側 ※6以上 □( )	※6mm以下ごと に幅10~25 □( )																					
□長方形	( )	( )	□ｸﾘｱ □乳白																								
5.14.5	壁用金属枠及び補強材 □設ける(形状：図示による) □設けない																										
5.14.5	力骨の材質 ※SUS304(寸法：径 5.5mm 形状：はしご形状複筋及び短筋) □図示による																										
5.14.5	化粧目地モルタルの色 □図示による <input type="checkbox"/> ( )																										
5.14.5	シーリング材(3.7)の種類 □図示による <input type="checkbox"/> ( )																										
5.14.5	金属製化粧カバーの材質(寸法・形状：図示による) □ステンレス製 □アルミニウム製																										
5.14.5	建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による <input type="checkbox"/> ( )																										
5.14.5	目地部の横力骨の納まり ※ガラスブロック製造所の仕様による <input type="checkbox"/> ( )																										

6章 内装改修工事								
1 他の部位との取合い等	6.1.3	既存間仕切り壁撤去に伴う取合部の天井、壁、床の改修範囲：※壁厚程度 □図示による						
	6.1.3	天井内の既存壁撤去に伴う当該壁の取合部の改修範囲：※壁面から 600mm 程度 □図示による						
	6.1.3	天井撤去に伴う取合い部の壁面の改修：※既存のまま □図示による						
2 既存床の撤去及び下地補修	6.2.2	ビニル床シート等の下地モルタルの撤去：□有(□欠損部のみ □全面) □無						
	6.2.2	合成樹脂塗床材の除去工法：□機械的除去工法 □目荒し工法						
3 既存壁の撤去及び下地補修	6.3.2	間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修：※4.3.10 によるモルタル塗替え工法 □( )						
4 木下地等	6.5.2	□JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用製材 ※施工箇所、等級、寸法、含水率及び保存処理は図示による						
	6.5.2	□JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材 ※施工箇所、等級、寸法、含水率及び保存処理は図示による						
	6.5.2	□JAS 1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材 ※施工箇所、等級、寸法、含水率及び保存処理は図示による						
	6.5.2	□JAS 1083 (製材) 以外の製材 ※施工箇所、等級、寸法、含水率及び保存処理は図示による						
	6.5.2	□「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等 ※品名、樹種名、見付け材面、寸法及び見付け材面の品質は図示による						
	6.5.2	□「集成材の日本農林規格」による化粧梁造作用集成材 ※品名、樹種名(化粧薄板、芯材)、化粧薄板の厚さ、見付け材面、寸法及び見付け材面の品質は図示による						
	6.5.2	□「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材 ※樹種名、寸法、見付け材面の品質(欠け及びきず、腐れ、割れ、逆目(仕上材に限る)、補修その他加工時の欠点)及び含水率は図示による						
	6.5.2	□「集成材の日本農林規格」以外の化粧梁造作用集成材 ※樹種名(化粧薄板、芯材)、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質(節(節を化粧のもくてきとしたものを除く)、やにつぼ等、欠け及びきず、腐れ、割れ、変色及び汚染、穴、逆目、ふくれ等、はぎ目の透き、色調及び木理の不整、補修その他の欠点)及び含水率は図示による						
	6.5.2	□JAS 0701 に基づく造作用単板積層材 ※品名、寸法、表面の品質(表面の化粧加工の有無、表面の化粧加工なしの場合は等級、表面の化粧加工の場合は、天然木化粧加工・塗装加工)及び防虫処理は、図示による						
	6.5.2	□JAS 0701 以外の造作用単板積層材 ※寸法、表面の品質(表面の化粧加工の有無、表面の化粧加工なしの場合は、生き節又は死に節、抜け節又は穴、入り皮、やにつぼ等、割れ欠け、欠点、表面の化粧加工の場合は天然木化粧加工・塗装加工)、含水率及び防虫処理は、図示による						
	6.5.2	□JAS 3079 に基づく直交集成板 ※品名、強度等級、種別、接着性能(使用環境)、樹種名及び寸法は、図示による						
	6.5.2	□「合板の日本農林規格」による普通合板 ※品名、厚さ、接着の程度、板面の品質及び単板の樹種名は図示による						
	6.5.2	□「合板の日本農林規格」による構造用合板 ※品名、厚さ、接着の程度、等級、板面の品質、単板の樹種名及び保存処理は図示による						
	6.5.2	□「合板の日本農林規格」による化粧梁構造用合板 ※品名、厚さ、単板の樹種名及び接着の程度は図示による						
	6.5.2	□「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 ※厚さ、接着の程度及び化粧板に使用する単板の樹種名は図示による						
	6.5.2	□「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 ※品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名及び化粧加工の方法(オーバーレイ、プリント、塗装等)は図示による						
	6.5.2	□パーティクルボード ※表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分、難燃性による区分及び厚さは図示による						
	6.5.2	□JAS 0360 に基づく構造用パネル ※品名及び寸法は図示による						
	6.5.2	□MDF ※表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分及び厚さは図示による						
	6.5.3	接合具等 造作材の化粧面の釘打ち：※隠し釘打ち □釘頭埋め木 □つぶし頭釘打ち □釘頭現し 諸金物の形状、寸法及び材質： ※かすがい、座金、箱金物及び短冊金物は、6.5.3(2)(ア)による □( ) (形状： 寸法： 材質： )						
	6.5.5	□工場における薬剤の加圧注入処理による防虫・防蟻処理						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用部位</th> <th>保存処理性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>□K2 □K3 □K4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□K2 □K3 □K4</td> </tr> </tbody> </table>	適用部位	保存処理性能区分		□K2 □K3 □K4		□K2 □K3 □K4
適用部位	保存処理性能区分							
	□K2 □K3 □K4							
	□K2 □K3 □K4							

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称	災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 A-05 号
	照査 高村					図名	特記仕様書(5/10)	
	担当 高村		20			兵庫県危機管理部総務課		

5	軽量鉄骨天井下地	6.5.5	□薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理			
		適用部位	処理の適用	薬剤の種類		
			※薬剤の製造所の仕様による	※JIS K 1571 に適合又は同等品		
			□ ( )	□ ( )		
			※薬剤の製造所の仕様による	※JIS K 1571 に適合又は同等品		
			□ ( )	□ ( )		
		6.5.5	□薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理：適用部位 ( )			
		6.5.5	□合板等の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理：適用部位 ( )			
		6.5.6	間仕切軸組に用いる木材：※製材を用いる場合は、杉又は松とする □ ( )			
		6.5.6	床組に用いる木材： ※製材を用いる場合は、杉又は松とする ただし、土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引及び転ばし根太は、ひのき又は6.5.5による保存処理木材とする □ ( )			
6	軽量鉄骨壁下地	6.5.7	窓、出入口その他に用いる木材： ※製材を用いる場合は、吊元杵、水掛りの下枠及び敷居はひのきその他は松又は杉とする □ ( )			
		6.5.8	縁甲板及び上がりがまちに用いる木材：※製材を用いる場合はひのきとする □ ( )			
		6.6.2	天井野縁の種類（表6.6.1）屋内：※19型 □25型 屋外：□19型 ※25型			
		6.6.3	屋外の形式及び寸法 野縁受、つりボルト、インサートの間隔：□図示による □ ( ) 風辺部の端からの間隔：□図示による □ ( ) 野縁の間隔：□図示による □ ( )			
		6.6.4	既存の埋込みインサート：□使用 □不使用 引張試験の箇所数：※当該階毎に3箇所 □ ( ) 引張試験にて確認する強度：※6.6.4(1)(ウ)(b)による □ ( )			
		6.6.4	あと施工アンカーの引張試験の箇所数：※当該階毎に3箇所 □ ( ) あと施工アンカーの引張試験にて確認する強度：※6.6.4(1)(ウ)(b)による □ ( )			
		6.6.4	□つりボルトの間隔が900を超える場合の補強方法：※図示による □ ( ) □天井のふところが3mを超える場合の補強方法：※図示による □ ( ) □天井下地材における耐震性を考慮した補強方法：※図示による □ ( )			
		6.7.3	壁スタッド、ランナー等の種類（表6.7.1）： ※スタッドの高さによる区分に応じた種類 □50型 □65型 □90型 □100型 スタッドの高さが5mを超える場合：※図示による □ ( )			
		6.7.4	出入口及び開口部補強：※6.7.4(5)(7)から(9)までによる □図示による			
		7	ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイルの接着材及び下地	6.8.2.	施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着材の種類別： □図示による □ ( )	
6.8.3	モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地、木下地以外の下地の工法： □図示による □ ( )					
6.8.2	種類の記号			色柄	厚さ	
※FS	※色柄は見本品により決定 □ ( )			※2.0mm □ mm □図示による		
□TS	※色柄は見本品により決定 □ ( )			□ mm □図示による		
□HS	※色柄は見本品により決定 □ ( )			□ mm □図示による		
□KS	※色柄は見本品により決定 □ ( )			□ mm □図示による		
□ ( )	□色柄は見本品により決定 □ ( )			□ mm □図示による		
6.8.2	特殊機能			種類	性能	厚さ
□帯電防止	□図示による □ ( )			□図示による □ ( )	□図示による □ ( )	
□耐荷重性	□図示による □ ( )	□図示による □ ( )	□図示による □ ( )			
□防滑性	□図示による □ ( )	□図示による □ ( )	□図示による □ ( )			
9	ビニル床タイル	6.8.3	目地処理の工法：※熱溶接工法 □継目処理剤工法			
		6.8.2	種類の記号	色柄	寸法	厚さ
		□FT	※色柄は見本品により決定 □ ( )	□ ( ) □図示による	□ mm □図示による	
		□TT	※色柄は見本品により決定 □ ( )	□ ( ) □図示による	□ mm □図示による	
		※KT	※色柄は見本品により決定 □ ( )	□ ( ) □図示による	※2.0mm □ mm □図示による	
		□FOA	※色柄は見本品により決定 □ ( )	□ ( ) □図示による	□ mm □図示による	
		□FOB	※色柄は見本品により決定 □ ( )	□ ( ) □図示による	□ mm □図示による	
		□ ( )	□色柄は見本品により決定 □ ( )	□ ( ) □図示による	□ mm □図示による	

10	ビニル幅木	6.8.2	特殊機能	種類	性能	厚さ				
		□帯電防止	□図示による □ ( )	□図示による □ ( )	□図示による □ mm					
		□視覚障害者用	□図示による □ ( )	□図示による □ ( )	□図示による □ mm					
		□防滑性	□図示による □ ( )	□図示による □ ( )	□図示による □ mm					
		6.8.2	材質の種類	厚さ	高さ					
		□図示による □ ( )	※1.5mm以上 □図示 □ mm	※60mm □ mm □図示による						
		11	ゴム床タイル	6.8.3	種類	色柄	寸法	厚さ		
				□ ( )	※色柄は見本品により決定 □ ( )	□ ( )	□ mm □図示による			
				12	カーペット敷き	6.9.2.	織り方、パイル形状、厚さ、寸法、種類等	帯電性		
						6.9.3	□織じゅうたん (接合方法：※ヒートボンド工 □つづり縫い)	織り方：□ウエスタンカーペット □ダブルフェースカーペット □アキスミンスターカーペット パイル形状：□カット □ループ □カット&ループ 色柄：※模様がない無地 □ ( ) パイル糸種類：※表19.3.1(□A種□B種□C種) □ ( )	□要 □不要	
□タフテッドカーペット (工法：□グリッパー工法 □全面接着工法)	パイル形状：□ ( ) パイル長：□ mm					□要 □不要				
□タイルカーペット (平場の敷き方：※市松敷き□模様流し 階段部分の敷き方：※模様流し□市松敷き)	種類：※第1種(ループパイル) □ ( ) 寸法：※50mm角 □ ( ) 総厚さ：※6.5mm □ ( )					—				
6.9.2	下敷き材：※反毛フェルト第2種2号 呼び厚さ：※8mm □ ( )									
6.9.2	見切り、押え金物の材質、種類及び形状：□図示による □ ( )									
13	合成樹脂塗床					6.10.2.	種類	材料	工法	仕上
						6.10.3	■厚膜型塗床材	■弾性ウレタン樹脂系	—	※平滑 ■防滑 □つや消し
			■エポキシ樹脂系			□薄膜流しのベ工法	□平滑□防滑			
			□厚膜流しのベ工法			□平滑□防滑				
			□樹脂モルタル工法	□平滑□防滑						
			■(ペーパースリット工法)	□平滑 ■防滑						
		□薄膜型塗床材	エポキシ樹脂系	※薄膜型塗床工法	※平滑					
			□ ( )	□ ( )						
		14	フローリング張り	6.11.2.	種類	工法	樹種	種別		
				6.11.3	□フローリングボード1等	□釘留め(□根太張り □直張り) □接着	□ ( )	—		
	□フローリングブロック1等			接着工法	□ ( )	—				
	□複合フローリング			□釘留め(□根太張り □直張り) □接着	□ ( )	□A種 □B種 □C種				
6.11.5	フローリング表面の緩衝材：※合成樹脂発泡シート □ ( )									
6.11.6	塗装の塗替えを行う場合の下地調整及び塗装：□図示による □ ( )									
6.12.2	種別（表19.6.1）：□A種□B種□C種□D種(□KT-I □KT-II □KT-III □KT-K □KT-N)									
6.12.2	衝撃緩和型量：□適用有(□C1 □C2) □適用無									
6.13.2	※ボードの種類及び厚さは図示による ※合板張りの厚さは図示による									
15	畳敷き			6.13.3	天井ボードの重ね張りを行う場合の工法：□図示による □ ( )					
		6.13.3	合板の張付けの種類別（表6.13.3）：□A種 □B種							
		6.13.3	石こうボードの目地及びエッジの種類（表6.13.5）：□継目処理 □突付け(□テーパエッジ □ベベルエッジ) □目透し(□テーパエッジ □ベベルエッジ)							
		16	ボード及び合板張り	6.14.2	種類	施工箇所	防火性能	備考		
				□紙	□図示による □ ( )	□不燃 □準不燃 □難燃				
				□繊維	□図示による □ ( )	□不燃 □準不燃 □難燃				
				□塩化ビニル樹脂	□図示による □ ( )	□不燃 □準不燃 □難燃				
				□プラスチック	□図示による □ ( )	□不燃 □準不燃 □難燃				
				□無機質	□図示による □ ( )	□不燃 □準不燃 □難燃				
				□その他	□図示による □ ( )	□不燃 □準不燃 □難燃				

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称 災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24
	照査 高村						
	担当 高村						
	21						
兵庫 県 危機 管理部 総務 課						A-06 号	

18	モルタル塗り	6.14.3	素地ごしらえ：□モルタル面及びせっこうプaster面（表7.3.4） □A種 ※B種 □コンクリート面（表7.3.5） □A種 ※B種 □石膏ボード面（表7.3.7） □A種 ※B種
		6.15.3	モルタル：□現場調査 □既調査
		6.15.4	既製目地材の適用及び形状：□適用有（施工箇所： 形状： ） □適用無
		6.15.5	壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理：□図示による □（ ）
		6.15.6	床目地：□設ける □設けない 床の目地の目地割り：※2㎡程度、最大目地間隔を3m程度 □（ ） 床の目地の種類：※押し目地 □（ ）
		6.16.2	伸縮調整目地の位置： 床タイル：※床タイルは縦・横共4m以内ごととする □（ ） 床タイル以外：□図示による □（ ）
		6.16.2	見本焼き：□行う（施工箇所： ） □行わない 試験張り：□行う（範囲、仕様等は図示による） □行わない
		6.16.2	引張接着試験：※要（ただし、施工場所の状況等により監督職員の承諾を受けて、省略することができる）
		6.16.3	□セメントモルタルによるタイル張り タイルの形状、寸法等
		6.16.3	□有機系接着材によるタイル張り タイルの形状、寸法等
6.16.3	既調査モルタル：□適用有 □適用無		
6.16.3	壁タイル張りの工法： 内装タイル：□密着張り □改良圧着張り 内装タイル以外：□マスク張り □モザイクタイル張り		
20	セルフレベルング材	6.17.2	塗厚： mm □図示による

7章 塗装改修工事

- 1 一般事項
- 2 下地調整
- 3 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）

7.1.3	※各工程（下塗・中塗・上塗）毎に塗料の色を変更し、工程に漏れがない事を確認できるようにすること 防火材料の指定又は認定 ※図示による □（ ）			
7.2.1	RB種の既存塗膜除去範囲（表7.2.1～表7.2.7） ※劣化部分のみ除去し滑膜部分は残す □（ ）			
7.5.2	新規の場合	種別	素地ごしらえ(7.3.2)	
	□ 木部 (表7.5.1)	屋外 屋内	※A種 □B種 □C種 (表7.3.1) ※A種 □B種 □A種 ※B種 □C種 (表7.3.1) ※A種 □B種	
	塗替えの場合	種別	下地調整(7.2.2)	
	□ 木部(表7.5.1)	□A種 ※B種 □C種	(表7.2.1) □RA種 ※RB種 □RC種 (表7.2.1) ※RC種	
7.5.3	新規の場合	種別	素地ごしらえ(7.3.3-4)	錆止め塗料塗り 塗料種別(7.4.2) 種別(7.4.3)
7.5.4	□ 鉄鋼面 (表7.5.2)	見え掛り 見え隠れ	□A種 ※B種 □C種 (表7.3.2) □A種 ※B種 □C種 (表7.3.2)	(表7.4.1) ※A種 (表7.4.3) ※A種 □B種 □C種 (表7.4.1) ※A種 (表7.4.3) ※A種 ※B種 □C種
	□ 亜鉛めっき鋼面 (表7.5.3)	鋼製建具等 その他	□A種 ※B種 □C種 (表7.3.3) □A種 ※B種 □C種 (表7.3.3)	(表7.4.2) ※A種 □B種 (表7.4.5) ※A種 □B種 □C種 (表7.4.2) ※A種 □B種 (表7.4.5) ※A種 ※B種 □C種
	塗替えの場合	種別	下地調整(7.2.3-4)	錆止め塗料塗り 塗料種別(7.4.2) 種別(7.4.3)
	□ 鉄鋼面 (表7.5.2)	□A種 ※B種 □C種	(表7.2.2) ※A種 (表7.2.2) ※RC種	(表7.4.1) ※A種 (表7.4.3) ※A種 □B種 ※C種
	□ 亜鉛めっき鋼面 (表7.5.3)	鋼製建具等 その他	※A種 (表7.2.3) ※B種 (表7.2.3) ※RC種 □A種 ※B種 □C種 (表7.2.3) ※RC種	(表7.4.2) ※A種 □B種 (表7.4.5) ※A種 □B種 ※C種 (表7.4.2) ※A種 □B種 (表7.4.5) ※A種 ※B種 ※C種

4	タリヤラッカー塗り（CL）	7.6.2	新規の場合	種別	A種の場合の工程2	素地ごしらえ(7.3.2)
			□ 木部(屋内) (表7.6.1)	□A種 ※B種	□適用する(□溶剤系 □油性) □適用しない	(表7.3.1) ※A種 □B種 (表7.3.1) ※A種 ※B種
			塗替えの場合	種別	A種の場合の工程2	下地調整(7.2.2)
			□ 木部(屋内) (表7.6.1)	□A種 ※B種	□適用する(□溶剤系 □油性) □適用しない	(表7.2.1) □RA種 ※RB種 □RC種 (表7.2.1) □RA種 □RB種 □RC種
5	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）	7.7.2	新規の場合	種別(表7.7.1)	素地ごしらえ(7.3.5-6)	
			□ モルタル面(屋内)	□A種 ※B種	(表7.3.4) ※B種	
			□ コンクリート面(屋内)	□A種 ※B種	(表7.3.5) ※B種	
			□ 押出成形セメント板面(屋内)	□A種 ※B種	(表7.3.6) ※B種	
			塗替えの場合	種別(表7.7.1)	下地調整(7.2.5-6)	
			□ モルタル面(屋内)	□A種 ※B種	(表7.2.4) ※RB種	
			□ コンクリート面(屋内)	□A種 ※B種	(表7.2.5) ※RB種	
			□ 押出成形セメント板面(屋内)	□A種 ※B種	(表7.2.6) ※RB種	
6	耐候性塗料塗り（DP）	7.8.2, 7.8.3	新規の場合	上塗り等級	素地ごしらえ(7.3.3-4)	錆止め塗料塗り 塗料種別(7.4.2) 種別(7.4.3)
			□ 鉄鋼面(屋外) (表7.8.1)	(3)級	(表7.3.2) ※B種	(表7.4.1) 1回目 ※C種 2-3回目 ※D種 (表7.4.4) ※A種 □B種 □C種
			□ 亜鉛めっき鋼面(屋外) (表7.8.2)	( )級	(表7.3.3) ※A種 ※B種(鋼製建具等)	(表7.4.2) ※B種 (表7.4.6)
			塗替えの場合	上塗り等級	下地調整(7.2.3-4)	錆止め塗料塗り 塗料種別(7.4.2) 種別(7.4.3)
			■ 鉄鋼面(屋外) (表7.8.1)	(3)級	(表7.2.2) □RA種 (表7.2.2) ■RB種 □RC種	(表7.4.1) 1回目 ※C種 2-3回目 ※D種 (表7.4.1) ※D種 ■E種 (表7.4.4) □A種 □B種 ■C種
			□ 亜鉛めっき鋼面(屋外) (表7.8.2)	( )級	(表7.2.3) □RA種 ※RB種 □RC種 ※RA種(無塗装既存面)	(表7.4.2) ※B種 (表7.4.6)
			新規の場合	種別	素地ごしらえ(7.3.6)	
			□ コンクリート面(屋外) (表7.8.3)	□A-1種 □B-1種 □C-1種	(表7.3.6) ※A種	
			□ 押出成形セメント板面(屋外) (表7.8.3)	□A-1種 □B-1種 □C-1種	(表7.3.6) ※B種	
			塗替えの場合	種別	下地調整(7.2.6)	
			□ コンクリート面(屋外) (表7.8.3)	□A-1種 □B-1種 □C-1種	(表7.2.6) ※RB種 (表7.2.6) ※RC種	
			□ 押出成形セメント板面(屋外) (表7.8.3)	□A-1種 □B-1種 □C-1種	(表7.2.6) ※RB種 (表7.2.6) ※RC種	
7	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）	7.9.2, 7.9.3	新規の場合	種別	素地ごしらえ(7.3.2-5~7)	
			□ コンクリート面(表7.9.1)	□A種 □B種	(表7.3.5) □A種 ※B種	
			□ モルタル面(表7.9.1)	□A種 □B種	(表7.3.4) □A種 ※B種	
			□ せっこうプaster面(表7.9.1)	□A種 □B種	(表7.3.4) □A種 ※B種	
			□ せっこうボード面 (表7.9.1)	目地：継目処理 目地：その他	□A種 □B種 (表7.3.7) ※A種 □B種 □A種 □B種 (表7.3.7) ※A種 ※B種	
			□ その他ボード面 (表7.9.1)	目地：継目処理 目地：その他	□A種 □B種 (表7.3.7) ※A種 □B種 □A種 □B種 (表7.3.7) ※A種 ※B種	
			□ 木部(屋内) (表7.9.2)	※A種 □B種 □C種	(表7.3.1) ※A種 □B種	
			塗替えの場合	種別	下地調整(7.2.2-5~7)	
			□ コンクリート面 (表7.9.1)	□A種 ※B種 □C種	□( ) ※工程1を製造所指定ソーとする (表7.2.5) □RA種 ※RB種 □RC種 (表7.2.5) ※RC種	
			□ 押出成形セメント板面(表7.9.1)	□A種 ※B種 □C種	□( ) ※工程1を製造所指定ソーとする (表7.2.6) □RB種 □RC種	
			□ モルタル面 (表7.9.1)	□A種 ※B種 □C種	□( ) ※工程1を製造所指定ソーとする (表7.2.4) □RA種 ※RB種 □RC種 (表7.2.4) ※RC種	
			□ せっこうプaster面(表7.9.1)	□A種 ※B種 □C種	□( ) ※工程1を製造所指定ソーとする (表7.2.4) □RA種 ※RB種 □RC種 (表7.2.4) ※RC種	
			□ せっこうボード面 (表7.9.1)	□A種 ※B種 □C種	□( ) ※工程1を製造所指定ソーとする (表7.2.7) □RA種 ※RB種 □RC種 (表7.2.7) ※RC種	
			□ その他ボード面 (表7.9.1)	□A種 ※B種 □C種	□( ) ※工程1を製造所指定ソーとする (表7.2.7) □RA種 ※RB種 □RC種 (表7.2.7) ※RC種	
			□ 木部(屋内) (表7.9.2)	□A種 ※B種 □C種	— (表7.2.1) □RA種 ※RB種 □RC種 (表7.2.1) ※RC種	

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称	災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 A-07号
	照査 高村					図名	特記仕様書（7/10）	
	担当 高村					兵庫県危機管理部総務課		

7.9.4. 7.9.5	新規の場合	種別	素地ごしらえ (7.3.3-4)	錆止め塗料塗り	
				塗料種別(7.4.2)	種別(7.4.3)
□ 鉄鋼面 (屋内) (表7.9.3)	見え 掛り	※A種	(表7.3.2) □A種 □B種 ※C種	(表7.4.1) □A種 ※B種	(表7.4.3) ※A種 □B種 □C種
		見え 隠れ	※A種	(表7.3.2) □A種 □B種 ※C種	(表7.4.1) □A種 ※B種
□ 垂鉛めっき 鋼面(屋内) (表7.9.4)	鋼製 建具等	※A種	(表7.3.3) ※B種	(表7.4.2) ※C種	(表7.4.5) ※A種 □B種 □C種
		その他	※A種	(表7.3.3) ※C種	(表7.4.2) ※C種
塗替えの場合	種別		下地調整 (7.2.3-4)	錆止め塗料塗り	
				塗料種別 (7.4.2)	種別 (7.4.3)
□ 鉄鋼面(屋内) (表7.9.3)	□A種 ※B種 □C種	(表7.2.2) □RA種 ※RB種 □RC種	(表7.2.2)※RC種	(表7.4.1) □A種 ※B種	(表7.4.3) □A種 B種 ※C種
				(表7.2.2)※RC種	—
□ 垂鉛めっき鋼面(屋内) (表7.9.4)	※A種 □B種	(表7.2.3) □RA種 ※RB種 □RC種	(表7.2.3)※RC種	(表7.4.2) □C種	(表7.4.5) □A種 □B種 ※C種
				(表7.2.3)※RC種	—

8 合成樹脂エマルジョンペイント 塗り(EP)	7.10.2	新規の場合(表7.10.1)		種別	素地ごしらえ(7.3.5~7)
		□ コンクリート面	□A種 □B種	(表7.3.5) □A種 ※B種	
□ モルタル面	□A種 □B種	(表7.3.4) □A種 ※B種			
□ せっこうプラスター面	□A種 □B種	(表7.3.4) □A種 ※B種			
□ せっこうボード面	目地: 継目処理工法	□A種 □B種	(表7.3.7) ※A種 □B種		
		目地: その他	□A種 □B種	(表7.3.7) □A種 ※B種	
□ その他ボード面	目地: 継目処理工法	□A種 □B種	(表7.3.7) ※A種 □B種		
		目地: その他	□A種 □B種	(表7.3.7) □A種 ※B種	
塗替えの場合(表7.10.1)	種別	しみ止め	下地調整(7.2.5~7)		
			□ コンクリート面	□A種 □( )	(表7.2.5) □RA種 ※RB種 □RC種
※B種	※工程Iを製造所指定ソーとする	(表7.2.5) ※RC種			
□C種					
□ 押出成形セメント板面	□A種 □( )	□( )	(表7.2.6) □RB種 □RC種		
			※B種	※工程Iを製造所指定ソーとする	
□C種					
□ モルタル面	□A種 □( )	□( )	(表7.2.4) □RA種 ※RB種 □RC種		
			※B種	※工程Iを製造所指定ソーとする	
□C種					
□ せっこうプラスター面	□A種 □( )	□( )	(表7.2.4) □RA種 ※RB種 □RC種		
			※B種	※工程Iを製造所指定ソーとする	
□C種					
□ せっこうボード面	□A種 □( )	□( )	(表7.2.7) □RA種 ※RB種 □RC種		
			※B種	※工程Iを製造所指定ソーとする	
□C種					
□ その他ボード面	□A種 □( )	□( )	(表7.2.7) □RA種 ※RB種 □RC種		
			※B種	※工程Iを製造所指定ソーとする	
□C種					

9 ウレタン樹脂ワニス塗り(CU)	7.11.2	新規の場合		種別	工程I	素地ごしらえ(7.3.2)
		□ 木部(屋内) (表7.11.1)	□A種 ※B種	□適用する	(表7.3.1) ※A種 □B種	
□適用しない	(表7.3.1) □A種 ※B種					
塗替えの場合		種別	工程I	下地調整(7.2.2)		
□ 木部(屋内) (表7.11.1)	□A種 ※B種	□適用する	(表7.2.1) □RA種 ※RB種 □RC種			
			□適用しない	(表7.2.1) □RA種 □RB種 □RC種		
□ オイルステイン塗り(OS) 仕様( )						
10 ステイン塗り	7.12.2	新規の場合		種別	素地ごしらえ(7.3.2)	
		□ 木部(屋外)(表7.13.1)	□A種 ※B種	(表7.3.1) □A種 □B種		
11 木材保護塗料塗り(WP)	7.13.2	塗替えの場合		種別	下地調整(7.2.2)	
		□ 木部(屋外)(表7.13.1)	□A種 ※B種	(表7.2.1) □RA種 □RB種 □RC種		

2.2 溶接金網	8.2.2	種類	種類の記号	鉄線の形状、編目寸法、鉄線の径	備考
		□溶接金網	□図示による	□図示による	
		□鉄筋格子	□図示による	□図示による	
2.3 継手及び定着	8.3.4	鉄筋の継手の部位、継手の方法、呼び径、継手位置: ※図示による □( )			
	8.3.4	柱・梁の主筋の重ね継手長さ: ※表 8.3.2 かつ 40d □図示による			
	8.3.4	耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ: ※表 8.3.2 かつ 40d □図示による			
	8.3.4	隣り合う継手を同一箇所設置: □図示による □( )			
	8.3.4	鉄筋の定着長さ: ※表 8.3.4 □図示による			
	8.3.4	仕口内に 90° 折曲げ定着する鉄筋の定着長さLが表 8.3.4 のフックあり定着長さ未満の場合の方法: ※図 8.3.3 □図示による □( )			
	8.3.4	機械式定着工法: □適用する			
	8.3.4	種類: □( ) 適用箇所: □図示による □( )			
	8.3.4	帯筋組立の形、継手及び定着: □( )			
2.4 各部配筋	8.3.7	□図示による □各部配筋参考図(標準仕様書巻末)による(適用する参考図番号図○、○、図○、○、……)			
2.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	8.3.5	最小かぶり厚さ: ※表 8.3.6 による			
		柱及び梁の主筋に D29 以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の 1.5 倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める			
		□図示による □( )			
2.6 圧接完了後の圧接部の試験	8.3.8	□超音波探傷試験(全圧接部) ※外観試験(全圧接部)			
2.7 機械式継手	8.4.2,	適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき等: □図示による □( )			
	8.4.3				
	8.4.2	施工完了後の試験: □外観試験(試験項目、試験方法: □図示による □( ))			
	8.4.2	□超音波測定試験(試験対象: □図示による □( ))			
	8.4.2	不合格継手部の措置: ※鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事による			
	8.4.3	適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき等: □図示による □( )			
	8.4.3	施工完了後の試験: □外観試験(試験項目、試験方法: □図示による □( ))			
	8.4.3	□超音波探傷試験(試験対象: □図示による □( ))			
	8.4.3	不合格継手部の措置: ※鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手工事による			
	8.21.6,	仕様: □( )			
	8.22.7				
3 コンクリート工事	8.8.1	軽易なコンクリート工事の場合は、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することができる			
3.1 共通事項	8.1.3	□普通コンクリート □軽量コンクリート □高強度コンクリート(国土交通大臣認定)			
3.1 コンクリートの種類	8.1.3	類別: ※I類 □II類			
3.2 コンクリートの品質・強度	8.1.4	□普通コンクリート 設計基準強度、スランプ、気乾単位容積質量、使用箇所: ※図示による			
	8.9.1,	□軽量コンクリート(□1種 □2種)			
	8.9.2	設計基準強度、スランプ、気乾単位容積質量、使用箇所: ※図示による			
3.3 コンクリートの仕上り	8.1.4	合板せき板を用いる打放し仕上げの種類(表 8.1.4): □A種 □B種 □C種 ※適用箇所は図示による			
3.4 コンクリートの材料	8.2.5	コンクリートの仕上げの平たんさの種類(表 8.1.5): □a種 □b種 □c種 ※適用箇所は図示による			
		セメントの種類	適用箇所	骨材の種類	
		□普通ポルトランドセメント		※JIS A 5308	
		□高炉セメントA種		□フェロニッケル系骨材	
		□高炉セメントB種	※図示による	□銅スラグ骨材	
		□シリカセメントA種		□電気炉酸化スラグ骨材	
		□フライアッシュセメントA種			
		□フライアッシュセメントB種	※図示による		
		□普通エコセメント(□湿潤養生期間: 日以上)		□再生骨材H	
	8.2.5	骨材: アルカリシリカ反応性による区分 ※A □B			
	8.2.5	混和材料: □適用有(※8.2.5(4)による □その他( )) □適用無			
	8.2.5	8.2.5(5)(b)⑥ア~ウ以外の混和材料: ※使用方法及び使用量の分かる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける □( )			
	8.2.5	構造体強度補正值: ※表 8.2.4 □( )N/mm <sup>2</sup>			
	8.2.6	□圧縮強度( )N/mm <sup>2</sup> ・フロー値( )mm			
	8.2.7	せき板の材料: ※8.2.7(1)(7)、(イ)による			
		□合板(※12mm □( )mm)			
		※外部は原則Pコンを使用する			
	8.7.8	□シアコネクタをセパレーターとして使用			
	8.7.8	打放し仕上りの打増し厚さ: 外部に面する部分 □20mm □( )mm			
		内部に面する部分 □20mm □( )mm			
	8.7.8	普通エコセメントの場合の型枠の最小存置期間: □( )			
	8.2.7	スリーブの材料(表 8.2.6): □材種( )、□規格( )			
3.8 レディーミクストコンクリート工場の選定	8.5.1	レディーミクストコンクリート工場の選定: ※全国品質管理監査会議の策定した統一基準に基づく監査に合格した工場等 ※品質に携わる技術者の資格の確認(常駐の確認)			
	8.10.2	構造体強度補正值: ※6N/mm <sup>2</sup> □( )N/mm <sup>2</sup>			
	8.11.1	コンクリート種類: ※普通コンクリート □( )			

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称	災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 A-08 号
	照査 高村					図名	特記仕様書(8/10)	
	担当 高村					兵庫県危機管理部総務課		

3.11 コンクリートの打込み工法等	8.21.8. 8.23.5 8.23.6 8.21.9	設計基準強度、スランプ等：※図示による □ ( ) 工法：□流込み工法 □圧入工法												
3.12 各種試験の実施機関		柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合の方法：□図示による □ ( ) 既存構造体との取合いの処理方法：□図示による □ ( ) 兵庫県「コンクリート工法に関する指導要綱」第8に規定する試験実施機関で行う試験 ※構造体コンクリート強度(表 8.8.2, 8.8.5) ※屋外に設置する鉄骨には溶融亜鉛メッキを施すこととし、継手はボルト接合とする(溶接しないこと)												
4 鉄骨工事		鉄骨製作工場の加工能力： ※建築基準法第 68 条の 25 に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場												
4.1 鉄骨製作工場	8.1.5	□Jグレード □Rグレード □Mグレード □Hグレード □Sグレード												
4.2 鉄骨製作工場における施工管理技術者	8.1.6	□要 適用する技術資格 ( ) □不要												
4.3 鋼材	8.2.8	規格：□規格品 □指定品 □認定品 材質：柱・梁 □SN400A □SN400B □SN400C □SN490B □SN490C □BCR295 □BCP325 □ ( ) その他：□SS400 □SS490 □ ( ) 形状・寸法：□図示による □ ( )												
4.4 高力ボルト	8.2.9	高力ボルトの種類： □トルシア形高力ボルト認定品(JSS II 09 により建築基準法に基づき認定を受けたもの) □JIS 形高力ボルト (2種 (F10T)) □溶融亜鉛メッキ高力ボルト (建築基準法に基づき認定を受けたもの、1種 (F8T) 相当)												
	8.2.9	高力ボルトの寸法 (ねじの呼び)：※図示による □ ( )												
	8.13.2	ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等：□図示による □ ( )												
	8.14.2	摩擦面の性能及び処理												
	8.20.5	□すべり試験：試験の方法等 □図示による □ ( ) □溶融亜鉛めっき面の摩擦面の処理方法：※ブラスト処理又はりん酸塩処理 □ ( )												
	8.14.7	JIS 形高力ボルトの締付け (本締め) ナット回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの 5 倍を超える場合の回転量： □図示による □ ( )												
4.5 普通ボルト	8.13.2	ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等：□図示による □ ( )												
4.5 溶接材料	8.13.8	母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径：※ねじの呼び径+1.0mm □ ( )												
4.6 スタッド	8.2.10 8.2.11	溶接材料：※8.2.10(1)及び(2) □ ( ) 種類等												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>呼び長さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□22</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	呼び長さ	適用箇所	□16			□19			□22		
呼び名	呼び長さ	適用箇所												
□16														
□19														
□22														
4.7 柱底均しモルタル	8.2.12	種類：※無収縮モルタル												
4.8 仮組	8.13.10	□要 (仮組を行う範囲： ) □不要												
4.9 溶接技能者の技量付加試験	8.15.3	□要 (試験の要領：□図示による □ ( )) □不要												
4.10 溶接接合	8.15.4 8.15.7 8.15.7	開先の形状：□図示による □ ( ) 鋼製エンドタブを切断する範囲及び切断範囲：□要 (※図示による) □不要 切断面の仕上げ：※グラインダーにより、粗さ 100μmRz 程度以下及びノッチ深さ 1mm 程度以下 □ ( )												
	8.15.7	スカラップの形状：□ノンスカラップ □改良型スカラップ □ ( )												
	8.15.7	低応力高サイクル疲労を受ける部位：□図示による □ ( )												
4.11 溶接部の試験	8.15.12	※外観試験 (試験方法等：JASS6 鉄骨工事による。工場溶接は抜取検査、現場溶接は全数検査) □完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 □その他 ( )												
4.12 錆止め塗装	8.17.2	塗装の範囲： 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 □図示による □ ( ) 耐火被覆材の接着しない面の塗装範囲 ※コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分 ※高力ボルト摩擦接合部の摩擦面 ※密着される閉鎖形断面の内面 ※ピン、ローラー等密着する部分及び回転又は摺動面で削り仕上げした部分 ※組立によって肌合せとなる部分 □図示による □ ( )												
4.13 塗料の種類	8.17.4	塗料の種類： □鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料 ※表 7.4.1 [鉄鋼面の錆止め塗料の種類] A種 □ ( ) □耐火被覆材が密着する面に塗装する場合の錆止め塗料 ( )												
4.14 耐火被覆	8.18.2	種類、材料、工法等												

5 あと施工アンカー工事	8.18.3	種類	材料・工法	耐火性能 (時間)	適用箇所 (部位・部分)
		□耐火材吹付け	□乾式吹付けロックウール □半乾式吹付けロックウール □湿式ロックウール □ ( )		
		□耐火板張り	□繊維混入けい酸カルシウム板 □ ( )		
		□耐火材巻付け	□高断熱ロックウール □ ( )		
		□ラス張りモルタル塗り	—		
		□耐火塗料			
	8.2.4	□金属系アンカー	□引張耐力、せん断耐力、アンカー径、有効埋込深さ等詳細は図示による アンカーのセット方式：※本体打込み式改良型 □ ( )		
		□接合筋の種類、径及び長さは図示による			
		□接着系アンカー	□引張耐力、せん断耐力、アンカー径、有効埋込深さ等詳細は図示による アンカー種類：※カプセル方式 (回転・打撃式) □ ( ) アンカー筋種類：□SD295 □SD345 □新設壁内への定着長さは図示による		
	8.2.4	性能確認試験：□適用有 □適用無			
	8.12.4	埋込み配管等の探査方法：□鉄筋探査器により確認 □はつりを行い確認			
	8.12.7	施工確認試験：※引張試験 (確認試験荷重：□引張耐力×2/3 □ ( )) 1 ロット：※1 日に施工されたものの径及び仕様ごと □ ( ) 試験の箇所数：※3 本/ロット □ ( ) □全数打音試験			
	8.28.3	埋戻し及び盛土材料 (表 8.28.1)：□A種 □B種 □C種 □D種			
	8.28.3	建設発生土の処理：※工事現場外に搬出し、関係法令等に基づき、適切に処理する ※搬出先は設計書による □構内敷き均し □構内指示場所に堆積			
	8.28.3	鋼矢板の抜き跡処理：※砂で直ちに充填 □流動化材 □その他			
7 地業工事		□本数 本、位置・寸法は図示による			
7.1 試験杭	8.28.4	□要 (試験方法、報告書の記載事項等は図示による) □不要			
7.2 杭の載荷試験	8.28.4	□要 (載荷試験方法、試験位置、載荷荷重、報告書の記載事項は図示による) □不要			
7.3 地盤の載荷試験	8.28.4	平成 28 年国交省告示第 468 号に規定する施工の適正化を確認する施工記録を保存する期間：※5 年			
7.4 報告書等	8.2.15	杭：□既製コンクリート杭 □場所打ちコンクリート杭 □鋼杭			
7.5 杭地業	8.28.4	杭の継手の箇所数、材料、工法等：□図示による □ ( )			
	8.28.4	杭事業の工法：□打込み工法 □特定埋込杭工法 □ ( )			
	8.28.4	杭事業の仕様：※支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ、水平方向の位置ずれ寸法、杭の寸法は図示による			
	8.28.4	継手の溶接の技能資格者：□資格 ( )			
	8.28.4	溶接部の確認：□ ( )			
	8.28.4	継手の工法：□アーク溶接 □無溶接継手 (工法は図示による)			
	8.28.4	杭頭処理：※処理しない □処理する (処理方法(切断に伴う補強方法含む)：□図示による □ ( ))			
	8.28.4	記録する施工状況等：□ ( )			
7.6 砂利、砂、捨コンクリート地業	8.2.15	砂利：□再生クラッシャーラン □切込砂利 □切込砕石			
	8.28.4	厚さ：※60mm □ ( )mm 範囲：※図示による □ ( )			
	8.2.15	砂：□シルト □山砂 □川砂 □砕砂			
	8.28.4	厚さ：※60mm □ ( )mm 範囲：※図示による □ ( )			
	8.28.4	捨コンクリート 厚さ：※50mm □ ( )mm 範囲：※図示による □ ( )			
8 連続繊維補強工事	8.24.6	下地処理 ひび割れ部改修 工法の種類：□ ( ) 柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ：□図示による □ ( )			
	8.24.6	強度試験：□適用有 (試験数量：□ ( )) □適用無			
	8.25.2	幅及び深さ：□図示による □ ( )			
	8.25.2	耐火材の使用箇所及び仕様：□図示による □ ( )			
	8.25.2	遮音材の使用箇所及び仕様：□図示による □ ( )			
	8.25.2	撤去部の補修：※撤去材と同一材で補修 □ ( )			
9 耐震スリット新設工事					

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項 24	縮尺	NS	工事名称 災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 A-09 号
	照査 高村					図名 特記仕様書 (9/10)	
	担当 高村					兵庫県危機管理部総務課	

9章 環境配慮工事				
1 石綿含有建材の除去工事	9.1.1	施工範囲及び除去工法		
		除去対象		
		施工箇所		
		除去工法(9.1.3.9.1.4.9.1.6)		
		<input type="checkbox"/> 石綿含有吹付け材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有仕上塗材(下地調整材含む)		
		外壁(下地調整材)	<input type="checkbox"/> 粉じん飛散抑制剤吹付けエアレススプレー方式 <input checked="" type="checkbox"/> 原型のまま手ばらし <input type="checkbox"/> 粉じん飛散抑制剤で湿潤化の後、破碎して除去 <input type="checkbox"/> 剥離剤工法 <input type="checkbox"/> 剥離剤ケレン併用工法 <input checked="" type="checkbox"/> 集塵機付ディスクグラインダー工法 <input type="checkbox"/> 集塵装置付超高压水洗工法	
2 外断熱改修工事	9.2.2	断熱材種類: <input type="checkbox"/> グラスウール <input type="checkbox"/> ロックウール <input type="checkbox"/> ホリエルフォーム <input type="checkbox"/> 吹付け硬質ウレタンフォーム 厚さ: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
		外装材の種類、防火性能: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
		既存外壁の仕上材撤去、下地面の清掃: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
		下地欠損部の改修工法(4.1.4による): <input type="checkbox"/> ( )		
		建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
		<input type="checkbox"/> 下地調整( )		
		断熱材の施工: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		通気層: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※通気層厚さは図示による		
		外装材の外壁取付け、外装材の施工: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
		種類: <input type="checkbox"/> 発泡プラスチック系 <input type="checkbox"/> グラスウール <input type="checkbox"/> インシュレーションボード		
		工法: <input type="checkbox"/> 断熱材打込み工法(断熱材厚さ: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( ))		
		<input type="checkbox"/> 現場発泡工法(断熱材種類: <input type="checkbox"/> A種1 <input type="checkbox"/> A種1H 吹付け厚さ: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox">( ))</input>		
		<input type="checkbox"/> 断熱材後張り工法(断熱材種類: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )、厚さ: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox">( ))</input>		
		断熱材後張り工法 断熱材への張付け工法: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
		断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルを使用する際の工法: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
3 断熱・防露改修工事	9.3.2	芝種類: <input type="checkbox"/> コウライシバ <input type="checkbox"/> ノシバ		
		見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
		※平成12年5月31日 建設省告示第1458号に基づく風圧力に対応した工法: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )		
		かん水装置 <input type="checkbox"/> 設置する(種類: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )) <input type="checkbox"/> 設置しない		
		新植した芝及び地被類の枯補償期間: <input checked="" type="checkbox"/> 引き渡しの翌日から1年 <input type="checkbox"/> ( )		
		既存舗装: <input type="checkbox"/> 撤去有 <input type="checkbox"/> 撤去無 <input type="checkbox"/> 再利用		
		凍上抑制層: <input type="checkbox"/> 要(厚さ: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )) <input type="checkbox"/> 不要		
		フィルター層: <input type="checkbox"/> 要(材料: <input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> ( ) 厚さ: <input type="checkbox"/> ( )) <input type="checkbox"/> 不要		
		路床安定処理: <input type="checkbox"/> 要(方法: <input type="checkbox"/> ( )) <input type="checkbox"/> 不要		
		盛土材料(表8.28.1): <input type="checkbox"/> A種 <input type="checkbox"/> B種 <input type="checkbox"/> C種 <input type="checkbox"/> D種		
		凍上抑制層に用いる材料: <input type="checkbox"/> 砂(粒度試験: <input type="checkbox"/> 適用有 <input type="checkbox"/> 適用無) <input type="checkbox"/> ( )		
		路床安定処理用添加材料: <input type="checkbox"/> 普通ポルトランドセメント <input type="checkbox"/> 高炉セメントB種 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントB種 <input type="checkbox"/> 生石灰特号 <input type="checkbox">生石灰1号 <input type="checkbox"/>消石灰特号 <input type="checkbox"/>消石灰1号</input>		
		路床土の支持力比(CBR)試験: <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
		路床締固め度の試験: <input type="checkbox"/> 要(※埋戻し・盛土部 <input type="checkbox"/> ( )) <input type="checkbox"/> 不要		
		4 屋上緑化改修工事	9.5.2	現場CBR試験: <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
路盤の厚さ: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> ( )				
路盤材料(表9.5.3): <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュラン <input type="checkbox"/> クラッシュラン <input type="checkbox"/> 粒度調整砕石 <input type="checkbox"/> 再生粒度調整砕石 <input type="checkbox">クラッシュラン鉄鋼スラグ <input type="checkbox"/>粒度調整鉄鋼スラグ <input type="checkbox"/>水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</input>				
舗装の構成、厚さ: <input type="checkbox"/> 図示による <input type="checkbox"/> 構成( ) 厚さ( )mm				
舗装の平坦性: <input checked="" type="checkbox"/> 著しい不陸がない <input type="checkbox"/> ( )				
5 透水性アスファルト舗装改修工事	9.5.3			開粒度アスファルト混合物の抽出試験: <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

高村設計事務所	統括責任者 高村	作図年月 R7.3	付記事項	縮尺	NS	工事名称	災害待機下山手宿舎改修繕工事	全 A-24 / A-10 号
	照査 高村					図名	特記仕様書(10/10)	
	担当 高村		25			兵庫県危機管理部総務課		

外部仕上表

	屋根	樋	外壁	巾木	軒天	建具
現状	《大屋根》 フッ素樹脂鋼板(7)0.8 フラット葺き  《庇》 フッ素樹脂鋼板(7)0.8 フラット葺き  下地：パーライトモルタル(7)50の上防湿材  《その他》 屋上点検口 600口 ステンレス製	《内樋(大屋根)》 フッ素樹脂鋼板(7)0.8 加工品  《軒樋》 硬質塩ビ雨樋 角型120(前高型)撤去(受金物共) 階段室：フッ素樹脂鋼板(7)0.8 加工品  《堅樋》 ステンレス製 φ100 養生管：スチール製(7)酸樹脂エナメルL=2000、φ150  《ドレーン》 《内樋》 堅引きドレーンφ100 《バルコニー》 中継用堅引きドレーンφ100 《共用廊下》 中継用堅引きドレーンφ100 《階段室》 横引きドレーンφ100	コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り) ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通) 一部梁下：コンクリート打放シ補修の上外装薄塗材 ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通)  《バルコニー壁》 磁器質タイル貼り(小口平)  《その他》 バルコニー手摺 アルミ製 飾り格子 アルミ製(アルテック格子型) 目隠しパネル F W G 6.8mm 換気ガラリ	《溝・階段ササラ巾木》 モルタル巾木	《バルコニー》 5階：ケイカル板(7)6.0の上リシン吹付 軽量鉄骨下地 2～4階：コンクリート打放シ補修の上リシン吹付 一部梁下：コンクリート打放シ補修の上外装薄塗材 ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通)  《共用廊下》 ケイカル板(7)6.0の上リシン吹付 軽量鉄骨下地 ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通)  《階段室》 コンクリート打放シ補修の上リシン吹付 ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通)	《アルミ製建具》 B-2種  《鋼製建具》 フタル酸樹脂エナメル塗り  《パイプシャッター》 ステンレス製：H L 仕上げ
改修	《大屋根》 下地処理 RB種、錆止め E種 耐候性塗料塗り(B種、3級)  《庇》 下地処理 RB種、錆止め E種 耐候性塗料塗り(B種、3級)  《その他》 屋上点検口 600口 ステンレス製既設のまま	《内樋(大屋根)》 下地処理 RB種、錆止め E種 耐候性塗料塗り(B種、3級)  《軒樋》 硬質塩ビ雨樋 角型120(前高型)新設(受金物共) 階段室：下地処理 RB種、錆止め E種 耐候性塗料塗り(B種、3級)  《堅樋》 ステンレス製 φ100既設のまま 養生管：下地処理 RB種、錆止め E種 耐候性塗料塗り(B種、3級)  《ドレーン》 《内樋》 ノンハ系変性エポキシ樹脂塗料塗り 《バルコニー》 改修用堅引きドレーンφ90(既設目皿、ストレーナー撤去) 《共用廊下》 ノンハ系変性エポキシ樹脂塗料塗り 《階段室》 ノンハ系変性エポキシ樹脂塗料塗り	下地処理 付着物除去 水洗い(高圧洗浄 加圧力 10MPa程度) 劣化部補修 浮き・欠損補修：ポリマーセメントモルタル充填 クラック1mm以上：既存塗材除去の上、Uカットシール充填工法 クラック0.2～1mm：自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 《砂岩吹付部分》 補修部 下地調整 模様合わせ 下塗：一液水性架橋型サーフェーサー 上塗：超低汚染ハイブリッド水性無塗料3分艶(2色分け)  《外装薄塗材部分》 下地調整 C-2 外装厚塗材E(ウレタン系)  《バルコニー壁》 浮き補修 アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 タイル 薬品洗浄  《シーリング》 耐震スリット、打継目地 打替え(PU-2) 外部建具、換気ガラリ、追止水切り 打替え(MS-2)  《目隠しパネル》 《ガラスビート》 ガラスビート撤去、ガラスシール新設	下地処理 付着物除去 水洗い(高圧洗浄 加圧力 10MPa程度) 表面研磨(ペーパー研磨) 厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗り床 (カラートップDL-STI工法 機ABC商会 同等品)	下地処理 改修 外壁に同じ 劣化部補修 改修 外壁に同じ  《砂岩吹付部分》 改修 外壁に同じ  《外装薄塗材部分》 改修 外壁に同じ  《リシン吹付部分》 下地処理 付着物除去 水洗い(高圧洗浄 加圧力 10MPa程度) 下地調整 E 外装薄塗材Si(吹付)  《ケイカル板部分》 下地処理 付着物除去 下地調整 E 外装薄塗材Si(吹付)	共通 建具・MB扉周囲： シーリング打替え(MS-2)  《アルミ製建具》 既設のまま  《鋼製建具》 下地処理 RB種、錆止め E種 耐候性塗料塗り(B種、3級)  《パイプシャッター》 パイプ：水洗い シャッターボックス：鋼製建具に同じ

内部仕上表

	階段	共用廊下	エントランス	バルコニー	駐車場	その他
現状	《床》 磁器質タイル張り 100角 下地：防水モルタルコテ押エ(7)30 《溝・巾木》 モルタル塗 《壁》 コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り) ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通) 《天井》 コンクリート打放シ補修の上リシン吹付 ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通)	《床》 磁器質タイル張り 100角 下地：防水モルタルコテ押エ(7)30 《溝・巾木》 モルタル塗 《壁》 コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り) ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通) 《天井》 ケイカル板(7)6.0の上リシン吹付 軽量鉄骨下地 ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通)	《床》 磁器質タイル張り 100角 下地：防水モルタルコテ押エ(7)30 《壁》 コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り) ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通) 《天井》 コンクリート打放シ補修の上リシン吹付 ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通) 《丸柱 φ400 H2200》 コンクリート打放シ仕上げ	《床》 コンクリートコテ押エ 下地：防水モルタルコテ押エ(7)30 《溝・巾木》 コンクリートコテ押エ 下地：防水モルタルコテ押エ(7)30 《壁》 コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り) ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通) 《天井》 コンクリート打放シ補修の上リシン吹付 ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通) 《その他》 物干し金物、避難ハッチ(SPタイプ程度)、隔て板	《床》 コンクリートコテ押エ 下地：防水モルタルコテ押エ(7)30 《壁》 コンクリート打放シ補修の上外装複層塗材 一部柱型：コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り) ※下地調整材に石綿含有(同仕上げ部分共通) 《天井》 木毛板打込み(7)25 《その他》 排水溝(グレーチング) コーナーガード(NPC型90×90程度) 車止め(U D 1 1 7 0 5程度) 車止め(緑石 L=600)	階段数表示板 室名札(玄関)  建物銘板：御影石(W390×H250) 定礎板：御影石(W600×H430)  掲示板(W900×H1200) 集合郵便受け(W2000×H400) 宅配ボックス(W1000×H2000)  《花壇・フェンス基礎》 コンクリート打放シ補修の上外装薄塗材  《その他》 電気盤
改修	《床》 浮き補修 アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 タイル 薬品洗浄 《溝・巾木》 改修 巾木に同じ 《壁》 改修 外壁に同じ 《天井》 改修 軒天に同じ	《床》 浮き補修 アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 タイル 薬品洗浄 《溝・巾木》 改修 巾木に同じ 《壁》 改修 外壁に同じ 《天井》 改修 軒天に同じ	《床》 浮き補修 アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 タイル 薬品洗浄 《壁》 改修 外壁に同じ 《天井》 改修 軒天に同じ 《丸柱 φ400 H2200》 下地処理 付着物除去 水洗い(高圧洗浄 加圧力 10MPa程度) 吸水防止処理 下塗り 補修塗り 上塗：アクリルシリコン樹脂系 3分艶(クリヤー仕上げ) (高浸透形吸水防止コンクリート打放シ工法)	《床》 劣化部補修 浮き部 アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 欠損部 ポリマーセメントモルタル充填工法 下地処理 付着物除去 水洗い(高圧洗浄 加圧力 10MPa程度) 下地調整 ポリマーセメントペースト 目地シーリング打替え(PU-2) ウレタン塗膜防水 L4 X X-2 《巾木・腰》 下地処理・下地調整：床に同じ ウレタン塗膜防水 L4 X X-2 《壁》 改修 外壁に同じ 《天井》 改修 軒天に同じ 《その他》 物干し金物、避難ハッチ、隔て板 既設のまま	《床》 劣化部補修 浮き部 アンカービニング部分エポキシ樹脂注入工法 欠損部 ポリマーセメントモルタル充填工法 下地処理 付着物除去 水洗い(高圧洗浄 加圧力 10MPa程度) 既存塗膜研削処理(うけがし研削処理 機ABC商会 同等品)、 若材含ウレタン表面処理(ケイカル)工法 機ABC商会 同等品)の上、 厚膜型弾性ウレタン樹脂系床(カラートップDL-STI工法 機ABC商会 同等品) ※入居者と調整し施工すること 《壁》 既設のまま 《一部柱型》 改修 外壁に同じ 《天井》 既設のまま 《その他》 既設のまま	階段数表示板、室名札、建物銘板、定礎石：既設のまま 掲示板：改修時、脱着  建物銘板、定礎板、ステンレスパネル： 周囲シーリング打替(MS-2)  《花壇・フェンス基礎》 下地処理 付着物除去 水洗い(高圧洗浄 加圧力 10MPa程度) 下地調整 C-2 外装厚塗材E(ローラー塗)  《電気盤》 下地処理 RB種、錆止め E種 耐候性塗料塗り(B種、3級)

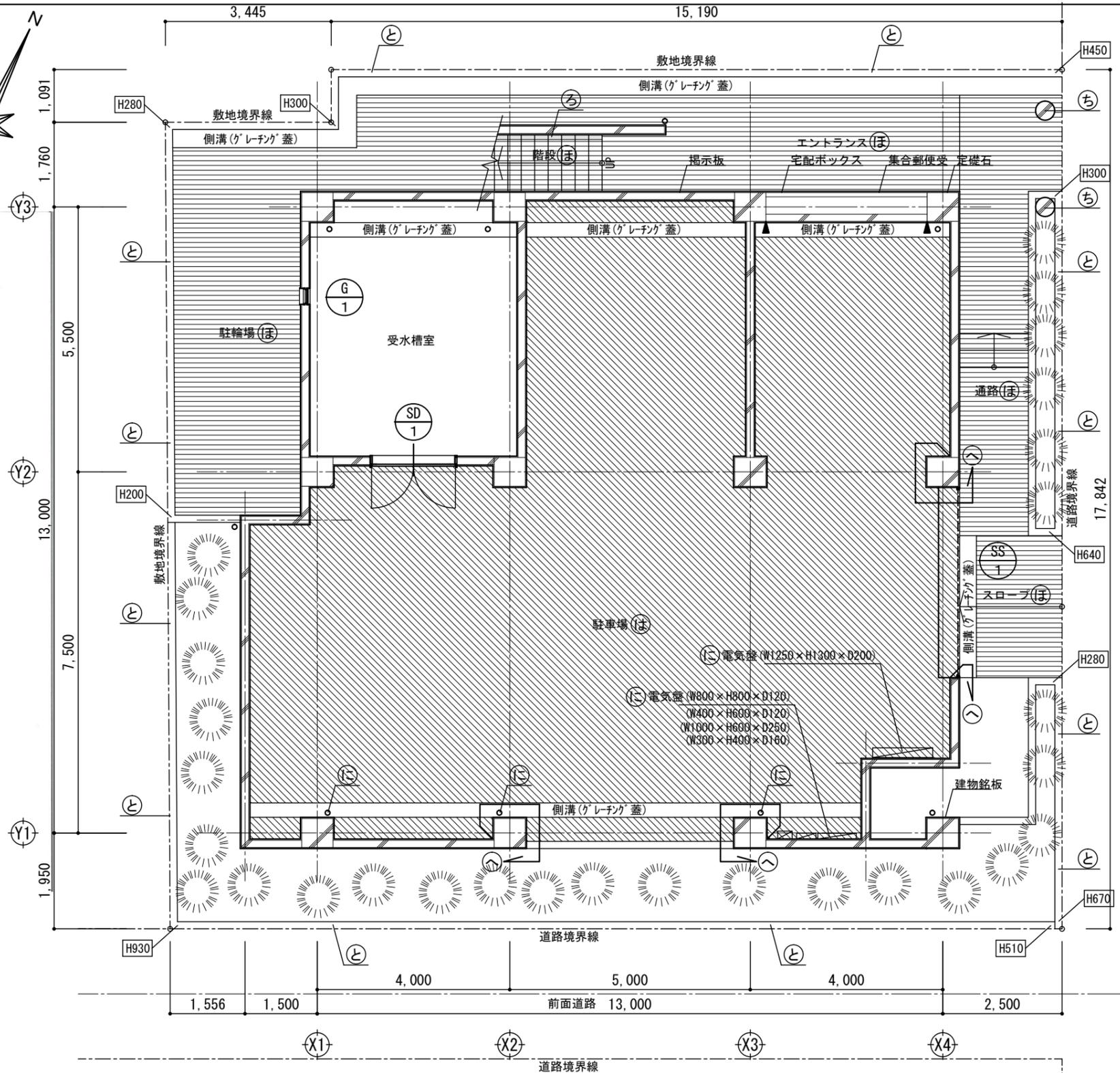
 <p>一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号 高村設計事務所 管理建築士：一級建築士登録第326449号 高村康之</p>	総括管理責任者 高村	作図年月 R7.3	附記事項	年月 令和 7 年 3 月	縮尺 縮尺	no no	工事名称 災害待機下山手宿舎改修工事	災害待機下山手宿舎改修工事 図名 仕上表	全 A24 A11 号
	担当 高村	課長 副課長 担当	26	兵庫県危機管理部総務課	号				



※地理院地図を加筆

神戸市中央区下山手通5丁目8番24号  
今回工事場所：災害待機下山手宿舎

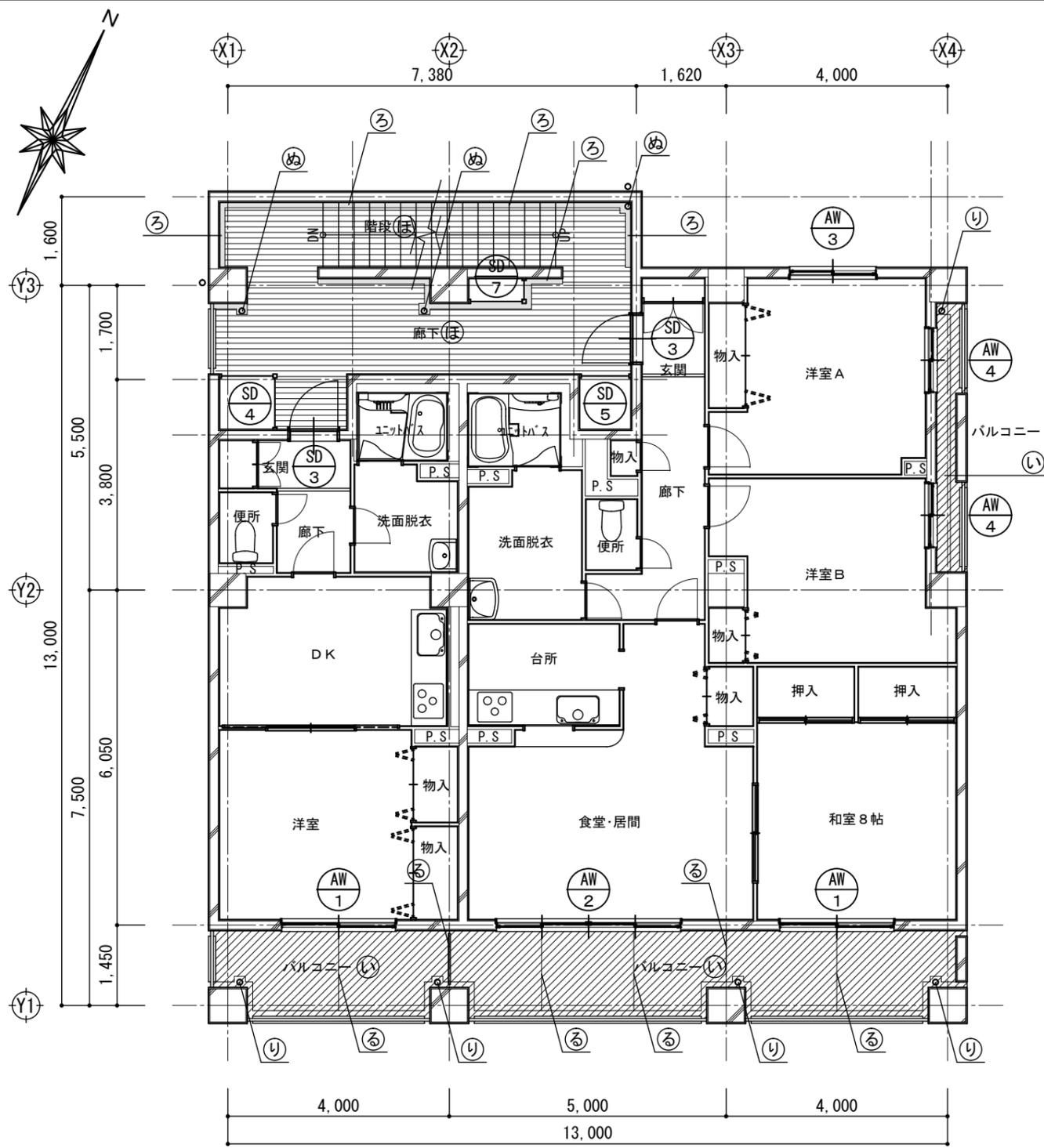
付近見取り図



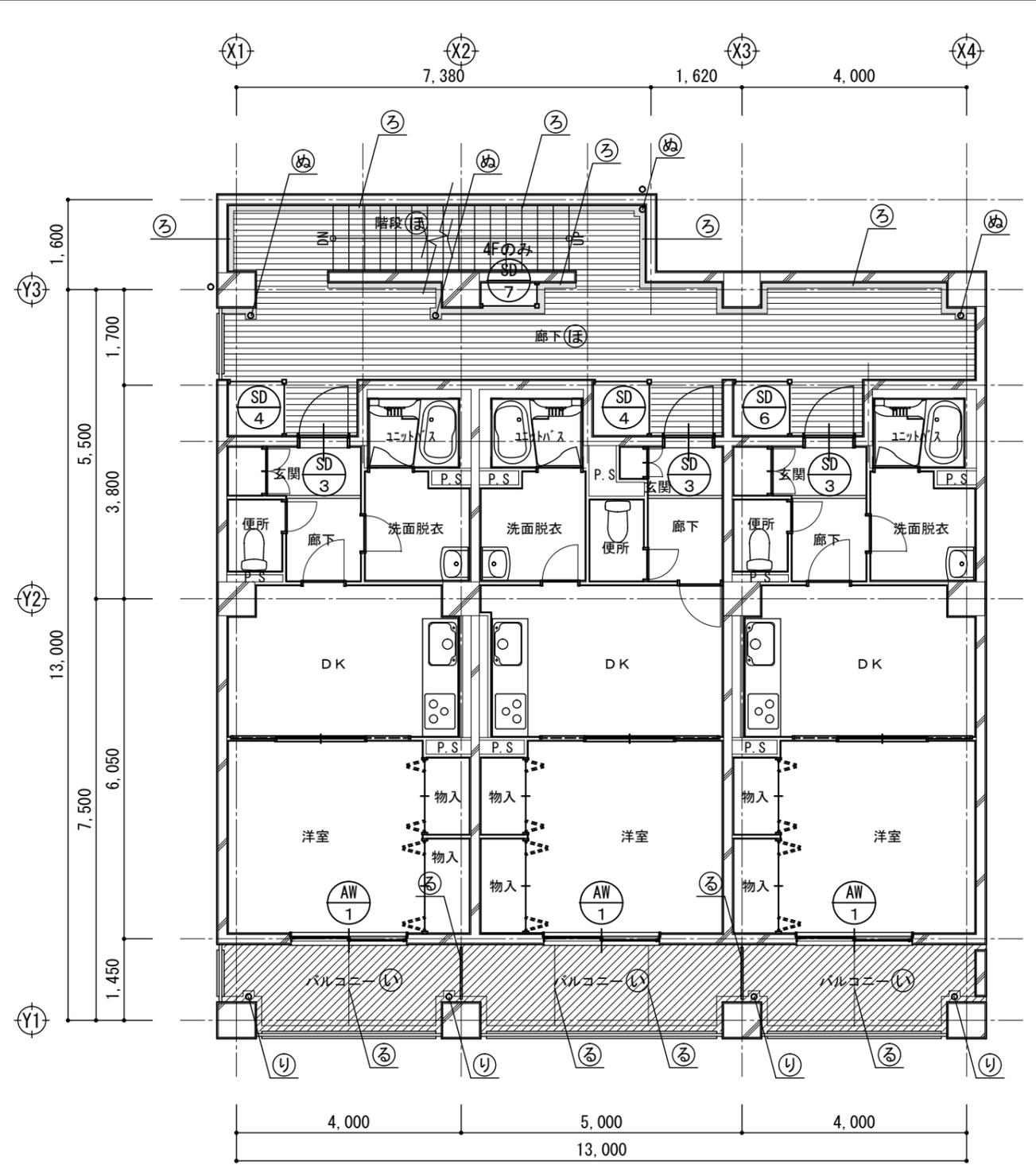
1階平面図兼配置図

改修仕上凡例		
	ウレタン塗膜防水 (LX4 X-2 密着) (浮き部：アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法)	
	厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗床	
	厚膜型エポキシ樹脂塗床 (防滑工法) (浮き部：アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法)	
	耐候性塗料塗り (B種、3級)	
	薬品洗浄 (浮き部：アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法)	

一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号 <b>高村設計事務所</b> 管理建築士：一級建築士登録第326449号 <b>高村 康之</b>	総括管理責任者 <b>高村</b> 担当 <b>高村</b>	作図年月 <b>R7.3</b>	附記事項	年月 <b>令和7年3月</b>	縮尺 <b>1:100</b>	工事名称 <b>災害待機下山手宿舎改修工事</b>	全 <b>A24/A12</b> 号
	課長 <b>高村</b>	副課長 <b>高村</b>	担当 <b>高村</b>	図名 <b>付近見取り図・1階平面図(改修)兼配置図</b>	兵庫県危機管理部総務課		



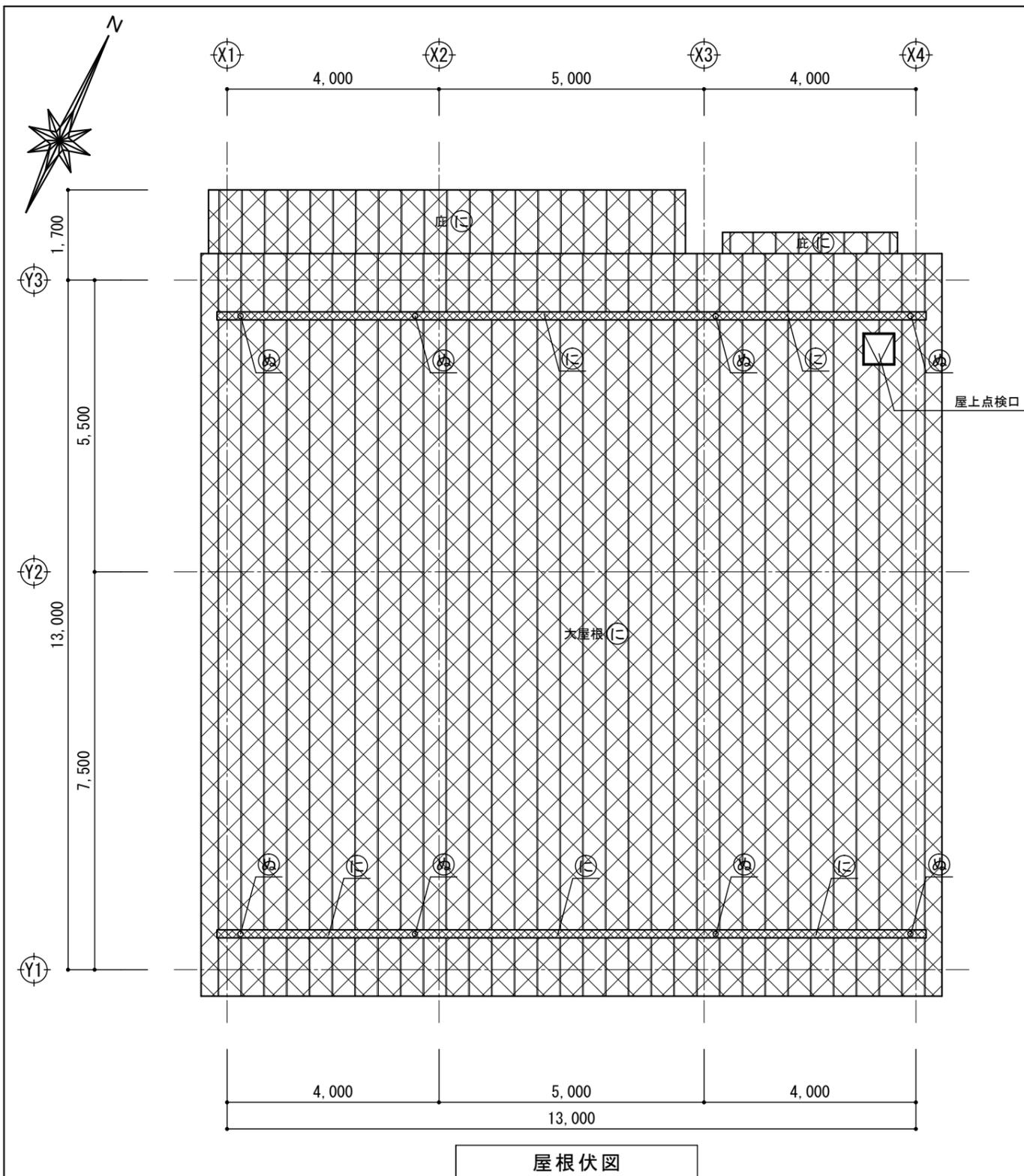
2階・3階平面図



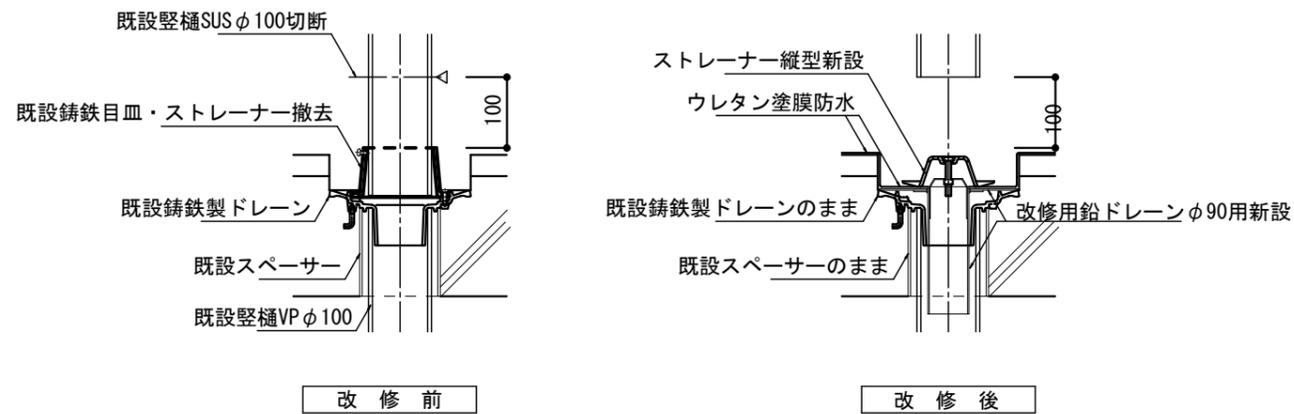
4階・5階平面図

改修仕上凡例		
	㊦ ウレタン塗膜防水 (LX4 X-2 密着) (浮き部: アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法)	㊨ 超低汚染ハイブリッド水性無塗料3分艶 (2色分け) 下塗: 一液水性架橋型サーフェーサー
	㊧ 厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗り床	㊩ 外装厚塗材E (ウレタン系)
	㊨ 厚膜型エポキシ樹脂塗床 (防滑工法) (浮き部: アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法)	㊪ アクリルシリコン樹脂系 3分艶 (クリヤー仕上げ) (高浸透形吸水防止コンクリート打放し工法)
	㊩ 耐候性塗料塗り (B種、3級)	㊫ 改修用引きドリレンφ90 (既設目皿、ストレーナー撤去)
	㊪ 薬品洗浄 (浮き部: アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法)	㊬ ノンタール系変性エポキシ樹脂塗料 (既設鋳鉄製ドリレンφ100)
	㊫ 目地シーリング打替え (PU-2)	
	㊬ 目地シーリング打替え (MS-2)	
	㊭ 耐震スリット部 (シーリングMS-2: 30×10撤去新設)	

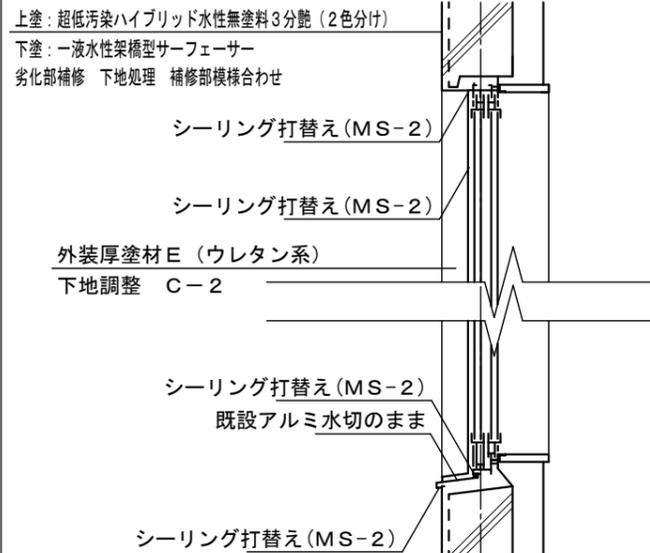
一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号 <b>高村設計事務所</b> 管理建築士: 一級建築士登録第326449号 <b>高村 康之</b>	総括管理責任者 <b>高村</b> 作図年月 <b>R7.3</b>	附記事項  	年月 <b>令和7年3月</b> 縮尺 <b>1:100</b>	課長 副課長 担当	工事名称 <b>災害待機下山手宿舎改修工事</b> 図名 <b>2階・3階・4階・5階平面図 (改修)</b>	全 <b>A24/A13</b> 号
	<b>兵庫県危機管理部総務課</b>					



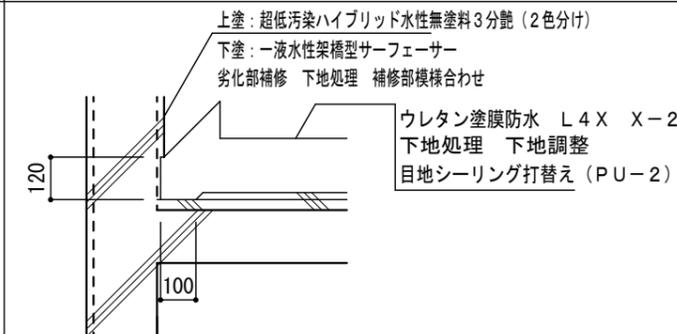
ハルコニー中継用ドレーン廻り改修 断面詳細図 (S=1/10)



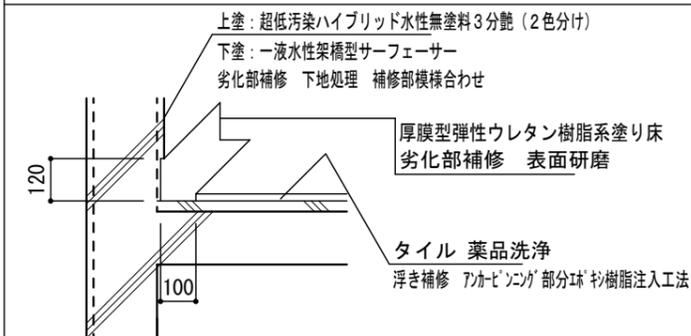
サッシ廻りシーリング打替え及び外壁改修 断面詳細図 (S=1/20)



バルコニー溝 断面詳細図 (S=1/20)



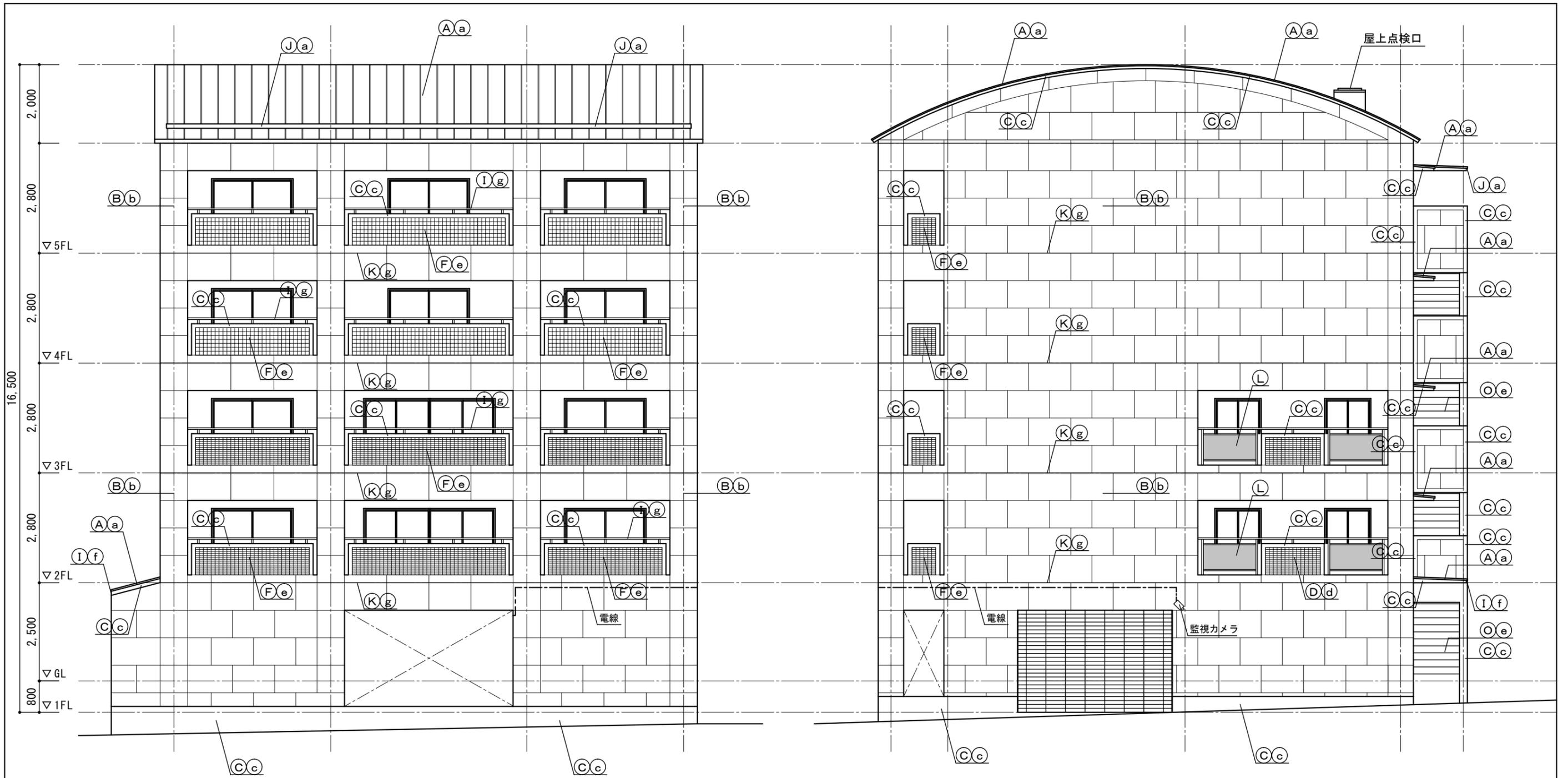
廊下廻り溝 断面詳細図 (S=1/20)



屋根伏図

改修仕上凡例		
	① ウレタン塗膜防水 (LX4 X-2 密着) (浮き部: アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法)	⑧ 超低汚染ハイブリッド水性無塗料3分艶 (2色分け) 下塗: 一液水性架橋型サーフェーサー
	② 厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗り床	⑨ 外装厚塗材E (ウレタン系)
	③ 厚膜型エポキシ樹脂塗床 (防滑工法) (浮き部: アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法)	⑩ アクリルシリコン樹脂系 3分艶 (クリヤー仕上げ) (高浸透形吸水防止コンクリート打放し工法)
	④ 耐候性塗料塗り (B種、3級)	⑪ 改修用引きドレーンφ90(既設目皿、ストレーナー撤去)
	⑤ 薬品洗浄 (浮き部: アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法)	⑫ ノンタール系変性エポキシ樹脂塗料 (既設鋳鉄製ドレーンφ100)
		⑬ 目地シーリング打替え (PU-2)
		⑭ 目地シーリング打替え (MS-2)
		⑮ 耐震スリット部 (シーリングMS-2 : 30×10撤去新設)

一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号 <b>高村設計事務所</b> 管理建築士: 一級建築士登録第326449号 <b>高村 康之</b>	総括管理責任者 <b>高村</b>	作図年月 R7.3	附記事項	年月 令和 7 年 3 月	縮尺 1 : 100	工事名称 災害待機下山手宿舎改修工事	全 A24 / A14 号
	担当 <b>高村</b>	課長 副課長 担当	図名 屋根伏図 (改修)・断面詳細図	兵庫県危機管理部総務課			



南側立面図

西側立面図

現況：外部仕上凡例

- (A) フッ素樹脂鋼板(7)0.8 フラット葺き
- (B) コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り)
- (C) コンクリート打放シ補修の外装薄塗材
- (D) コンクリート打放シ補修の上リシン吹付
- (E) ケイカル板(7)6.0の上リシン吹付
- (F) 磁器質タイル貼り(小口平)
- (G) 縦樋 φ100 ステンレス製
- (H) 養生管 スチール製(7)外酸樹脂(7)塗)L=2000、φ150

現況：外部仕上凡例

- (I) 軒樋 硬質塩ビ雨樋
- (J) 軒樋 内樋 フッ素樹脂鋼板(7)0.8 加工品
- (K) 打継目地
- (L) 飾り格子 アルミ製(アルテック格子型)
- (M) 目隠しパネル FWG6.8mm
- (N) コンクリートコテ押エ
- (O) 磁器質タイル貼り(100角)
- (P) モルタル巾木

改修：外部仕上凡例

- (a) 下地処理 RB種、錆止め E種  
耐水性塗料塗り(B種、3級)
- (b) 劣化部補修 下地処理 補修部模様合わせ  
下塗：一液水性架橋型サーフェーサー  
上塗：超低汚染ハイブリッド水性無塗料3分艶(2色分け)
- (c) 下地調整 C-2  
外装厚塗材E(ウレタン系)

改修：外部仕上凡例

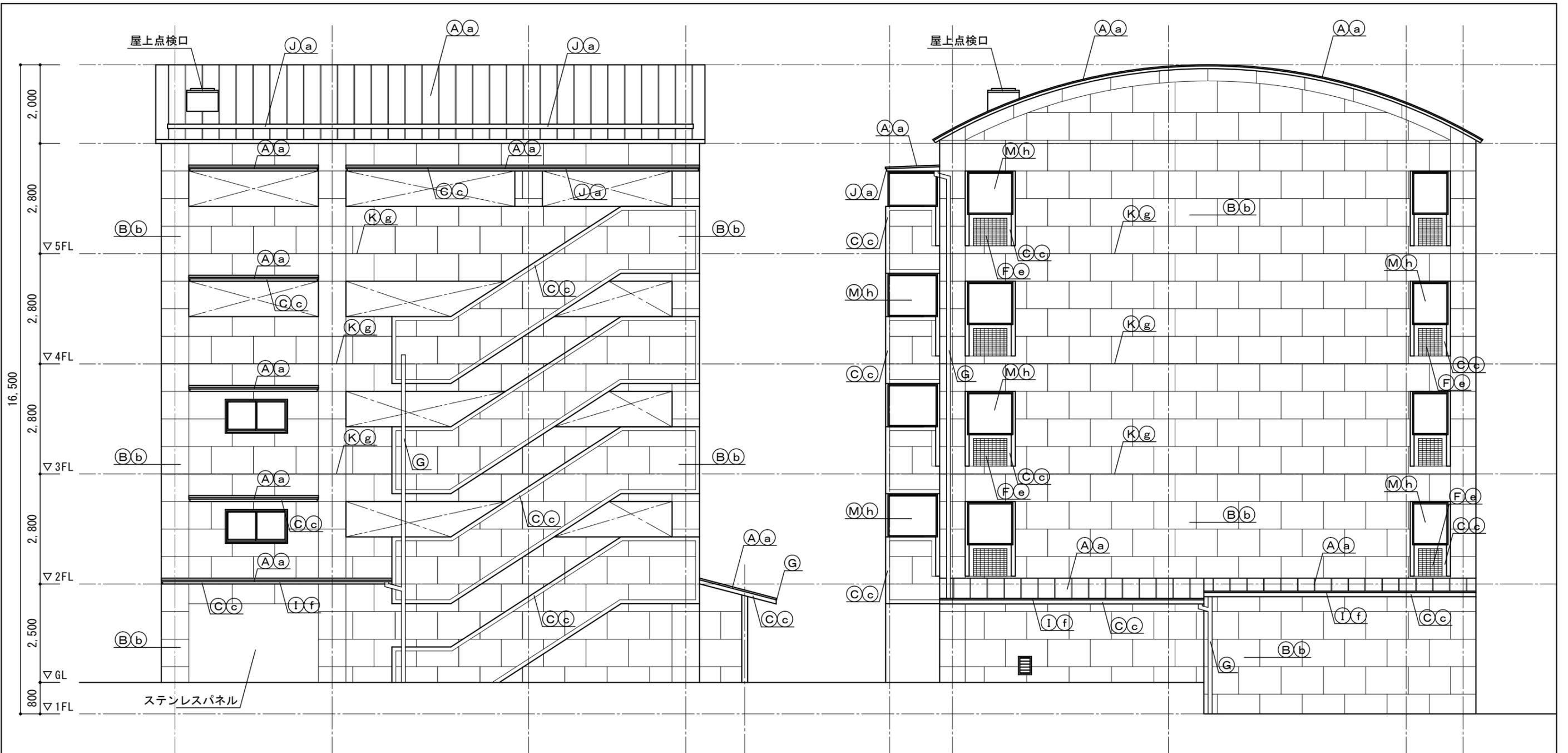
- (d) 下地調整 E  
外装薄塗材Si(吹付)
- (e) 浮き補修 アンカーピン部分ポリウレタン樹脂注入工法  
薬品洗浄
- (f) 軒樋 硬質塩ビ雨樋 角型120(前高型)新設(受金物共)
- (g) シーリング打替え(PU-2)
- (h) ガラスビード撤去、ガラスシール新設

改修：外部仕上凡例

- (i) 劣化部補修 表面研磨  
厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗り床
- (j) 下地処理 下地調整  
ウレタン塗膜防水 L4X X-2
- (k) 劣化部補修 下地処理  
厚膜型エポキシ樹脂塗床

外壁・床補修内容	設計	実施
床浮き・アンカーピン部分エポキシ樹脂注入工法	25.0 m <sup>2</sup>	
床欠損補修：ポリマーモルタル充填工法	5.0 m <sup>2</sup>	
壁浮き・アンカーピン部分エポキシ樹脂注入工法	10.0 m <sup>2</sup>	
壁クラック：自動式低圧樹脂注入工法	45.0 m	

 一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号 <b>高村設計事務所</b> 管理建築士：一級建築士登録第326449号 <b>高村康之</b>	総括管理責任者 <b>高村</b> 担当 <b>高村</b>	作図年月 <b>R7.3</b>	附記事項	年月 <b>令和7年3月</b> 課長 副課長 担当	縮尺 <b>1:100</b>	工事名称 <b>災害待機下山手宿舎改修工事</b>	図名 <b>南側立面図・西側立面図(現況・改修)</b>	全 <b>A24/A15</b> 号
	<b>兵庫県危機管理部総務課</b>							



北側立面図

東側立面図

現況：外部仕上凡例

- (A) フッ素樹脂鋼板(7)0.8 フラット葺き
- (B) コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り)
- (C) コンクリート打放シ補修の外装薄塗材
- (D) コンクリート打放シ補修の上リシン吹付
- (E) ケイカル板(7)6.0の上リシン吹付
- (F) 磁器質タイル貼り(小口平)
- (G) 縦樋 φ100 ステンレス製
- (H) 養生管 スチール製(7)酸樹脂(7)塗)L=2000、φ150

現況：外部仕上凡例

- (I) 軒樋 硬質塩ビ雨樋
- (J) 軒樋・内樋 フッ素樹脂鋼板(7)0.8 加工品
- (K) 打継目地
- (L) 飾り格子 アルミ製(アルテック格子型)
- (M) 目隠しパネル FWG6.8mm
- (N) コンクリートコテ押エ
- (O) 磁器質タイル貼り(100角)
- (P) モルタル巾木

改修：外部仕上凡例

- (a) 下地処理 RB種、錆止め E種  
耐水性塗料塗り(B種、3級)
- (b) 劣化部補修 下地処理 補修部模様合わせ  
下塗：一液水性架橋型サーフェーサー  
上塗：超低汚染ハイブリッド水性無塗料3分艶(2色分け)
- (c) 下地調整 C-2  
外装厚塗材E(ウレタン系)

改修：外部仕上凡例

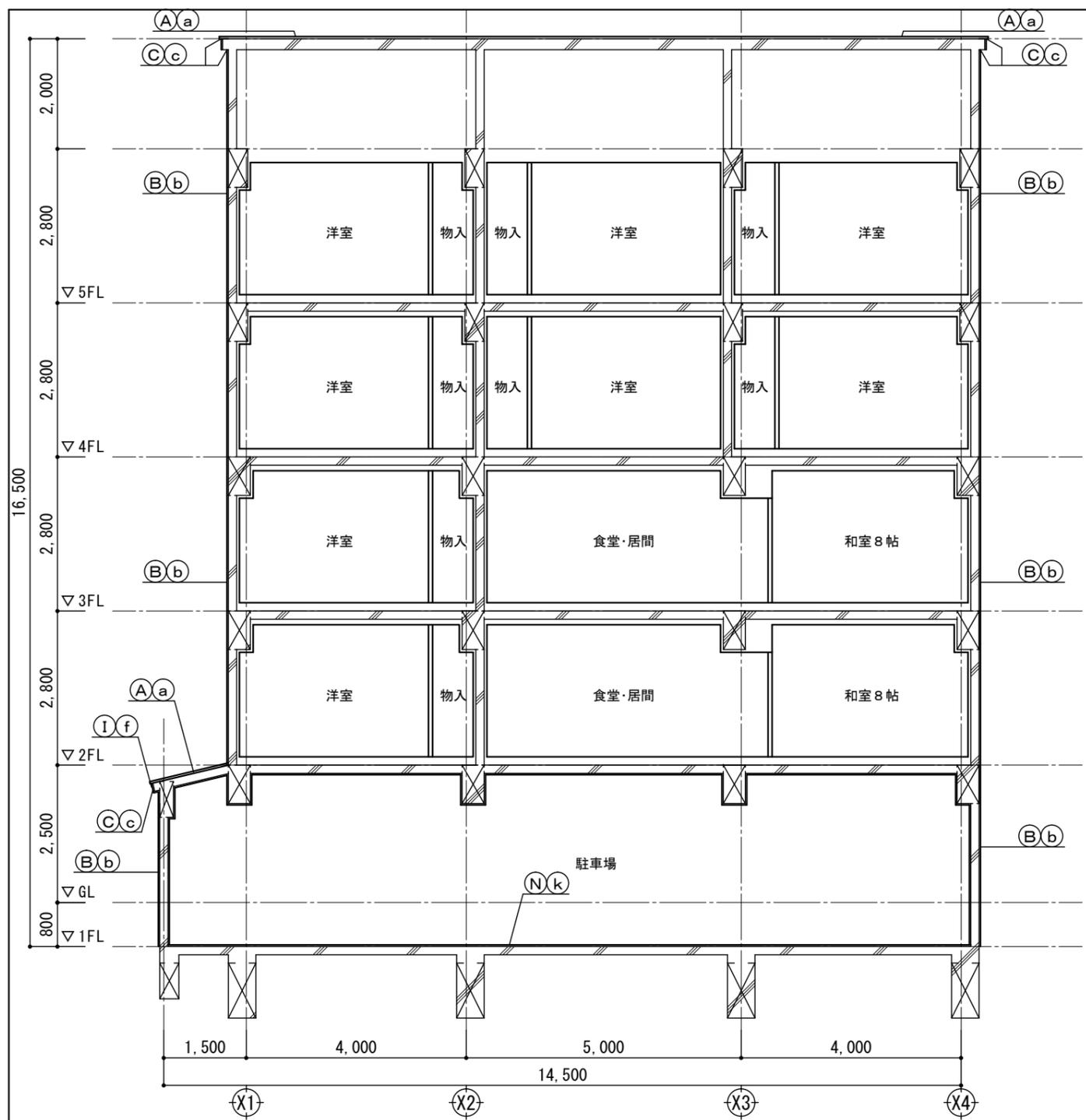
- (d) 下地調整 E  
外装薄塗材Si(吹付)
- (e) 浮き補修 アカビシソニック部分球状樹脂注入工法  
薬品洗浄
- (f) 軒樋 硬質塩ビ雨樋 角型120(前高型)新設(受金物共)
- (g) シーリング打替え(PU-2)
- (h) ガラスビード撤去、ガラスシール新設

改修：外部仕上凡例

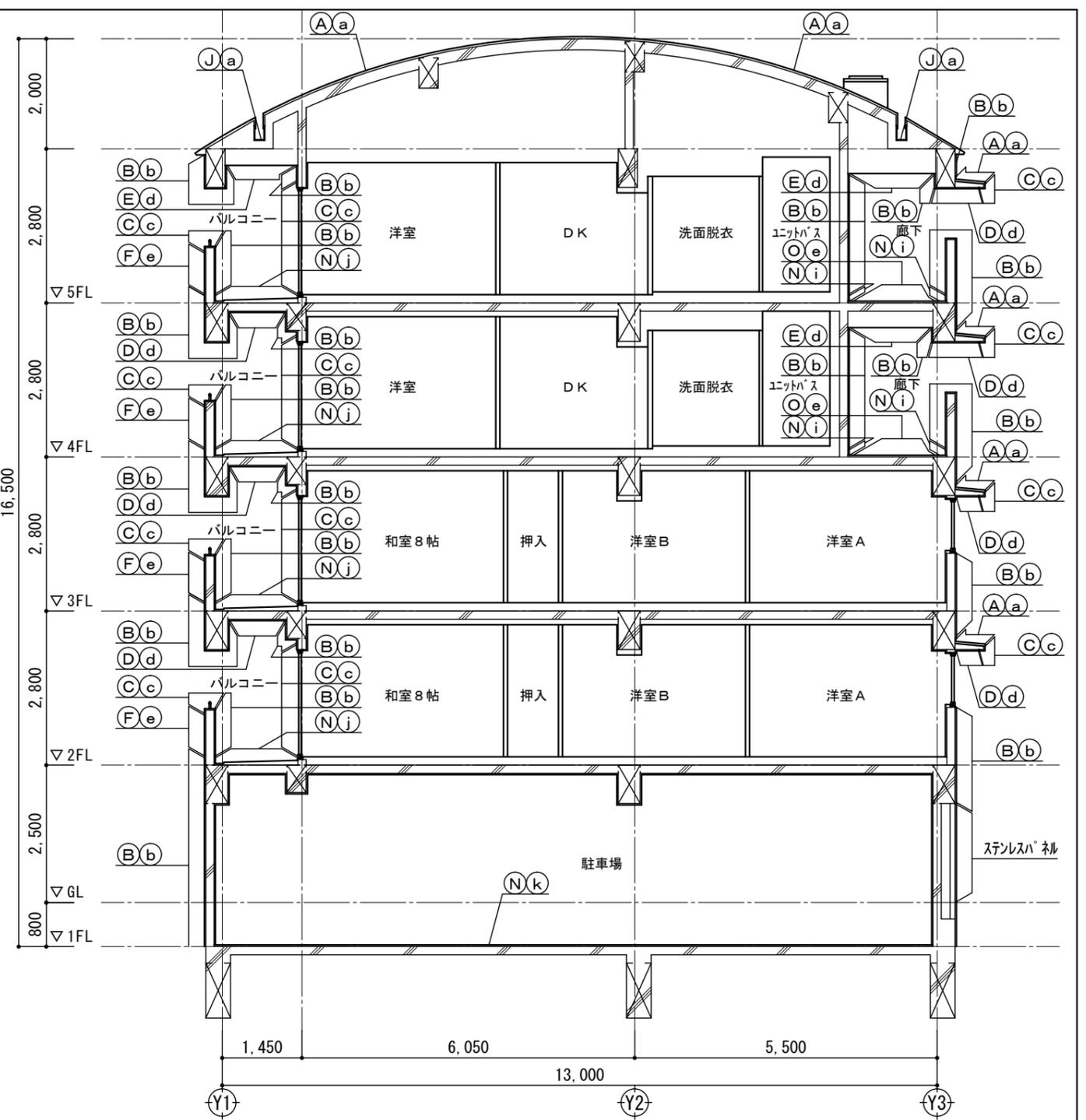
- (i) 劣化部補修 表面研磨  
厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗り床
- (j) 下地処理 下地調整  
ウレタン塗膜防水 L4X X-2
- (k) 劣化部補修 下地処理  
厚膜型エポキシ樹脂塗床

外壁・床補修内容	設計	実施
床浮き：アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	25.0 m <sup>2</sup>	
床欠損補修：ポリマーセメントモルタル充填工法	5.0 m <sup>2</sup>	
壁浮き：アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	10.0 m <sup>2</sup>	
壁クラック：自動式低圧樹脂注入工法	45.0 m	

 <p>一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号 高村設計事務所 管理建築士：一級建築士登録第326449号 高村康之</p>	総括管理責任者 高村	作図年月 R7.3	附記事項	年月 令和7年3月	縮尺 1:100	工事名称 災害待機下山手宿舎改修工事	全 A24/A16 号
	担当 高村	課長 副課長 担当	図名 北側立面図・東側立面図(現況・改修)	兵庫県危機管理部総務課			



X-X断面図



Y-Y断面図

現況：外部仕上凡例

- (A) フッ素樹脂鋼板(7)0.8 フラット葺き
- (B) コンクリート打放シ補修の上砂岩吹付(目地有り)
- (C) コンクリート打放シ補修の上外装薄塗材
- (D) コンクリート打放シ補修の上リシン吹付
- (E) ケイカル板(7)6.0の上リシン吹付
- (F) 磁器質タイル貼り(小口平)
- (G) 縦樋 φ100 ステンレス製
- (H) 養生管 スチール製(7)酸樹脂(7)塗)L=2000、φ150

現況：外部仕上凡例

- (I) 軒樋 硬質塩ビ雨樋
- (J) 軒樋・内樋 フッ素樹脂鋼板(7)0.8 加工品
- (K) 打継目地
- (L) 飾り格子 アルミ製(アルテック格子型)
- (M) 目隠しパネル FWG6.8mm
- (N) コンクリートコテ押エ
- (O) 磁器質タイル貼り(100角)
- (P) モルタル巾木

改修：外部仕上凡例

- (a) 下地処理 RB種、錆止め E種  
耐水性塗料塗り(B種、3級)
- (b) 劣化部補修 下地処理 補修部模様合わせ  
下塗：一液水性架橋型サーフェーサー  
上塗：超低汚染ハイブリッド水性無塗料3分艶(2色分け)
- (c) 下地調整 C-2  
外装厚塗材E(ウレタン系)

改修：外部仕上凡例

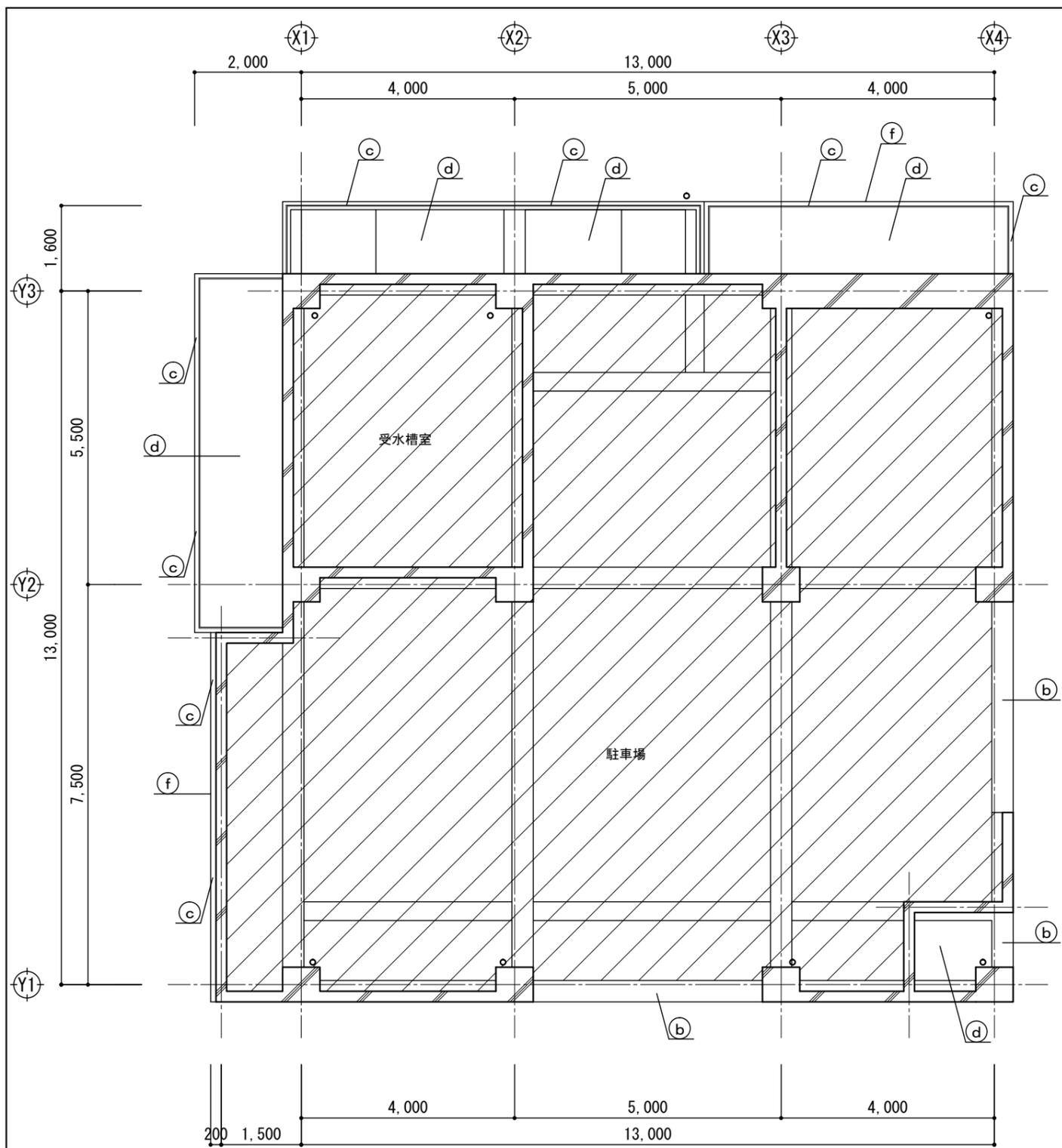
- (d) 下地調整 E  
外装薄塗材Si(吹付)
- (e) 浮き補修 アンカーピン部分エポキシ樹脂注入工法  
薬品洗浄
- (f) 軒樋 硬質塩ビ雨樋 角型120(前高型)新設(受金物共)
- (g) シーリング打替え(PU-2)
- (h) ガラスビード撤去、ガラスシール新設

改修：外部仕上凡例

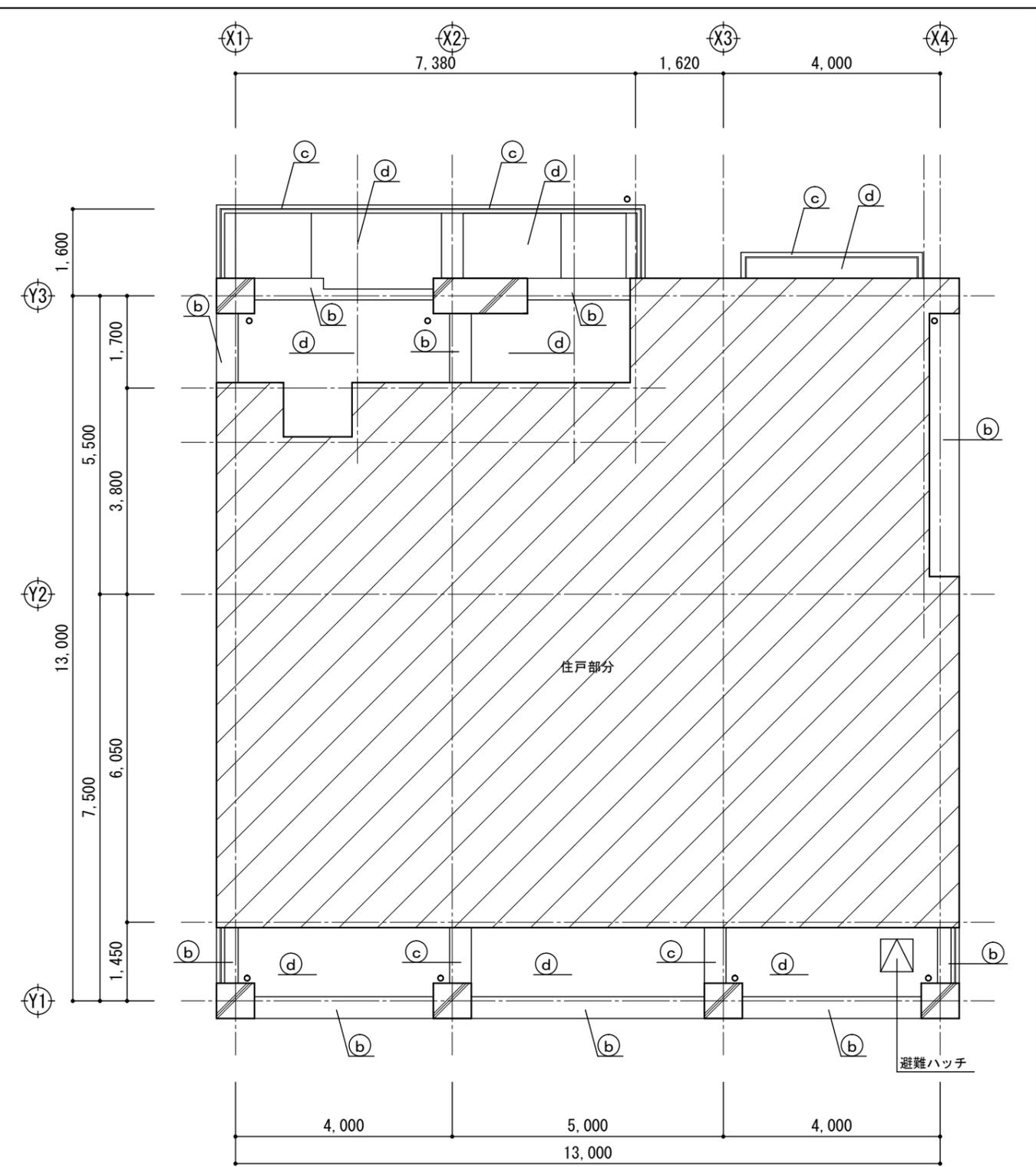
- (i) 劣化部補修 表面研磨  
厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗り床
- (j) 下地処理 下地調整  
ウレタン塗膜防水 L4X X-2
- (k) 劣化部補修 下地処理  
厚膜型エポキシ樹脂塗り床

外壁・床補修内容	設計	実施
床浮き・アンカーピン部分エポキシ樹脂注入工法	25.0 m <sup>2</sup>	
床欠損補修：ポリマーセメントモルタル充填工法	5.0 m <sup>2</sup>	
壁浮き・アンカーピン部分エポキシ樹脂注入工法	10.0 m <sup>2</sup>	
壁クラック：自動式低圧樹脂注入工法	45.0 m	

一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号 <b>高村設計事務所</b> <small>管理建築士：一級建築士登録第326449号</small> <b>高村 康之</b>	総括管理責任者 <b>高村</b>	作図年月 <b>R7.3</b>	附記事項	年月 <b>令和 7 年 3 月</b>	縮尺 <b>1 : 100</b>	工事名称 <b>災害待機下山手宿舎改修工事</b>	全 <b>A24 / A17</b> 号
	担当 <b>高村</b>	課長 副課長 担当	図名 <b>断面図(現況・改修)</b>	兵庫県危機管理部総務課			



1階軒天伏図



2階・3階軒天伏図

改修：外部仕上凡例

- (a) 下地処理 RB種、錆止め E種  
耐水性塗料塗り (B種、3級)
- 劣化部補修 下地処理 補修部模様合わせ
- (b) 下塗：一液水性架橋型サーフェーサー  
上塗：超低汚染ハイブリッド水性無塗料3分艶 (2色分け)

改修：外部仕上凡例

- (c) 下地調整 C-2  
外装厚塗材E (ウレタン系)
- 下地調整 E  
外装薄塗材S i (吹付)

改修：外部仕上凡例

- (e) 浮き補修 アカビシ工法 部分珪砂樹脂注入工法  
薬品洗浄
- (f) 軒樋 硬質塩ビ雨樋 角型120(前高型)新設 (受金物共)
- (g) シーリング打替え (PU-2)
- (h) ガラスビード撤去, ガラスシール新設

改修：外部仕上凡例

- (i) 劣化部補修 表面研磨  
厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗床
- 下地処理 下地調整  
(j) ウレタン塗膜防水 L4 X X-2

改修：外部仕上凡例

- (k) 劣化部補修 下地処理  
厚膜型エポキシ樹脂塗床

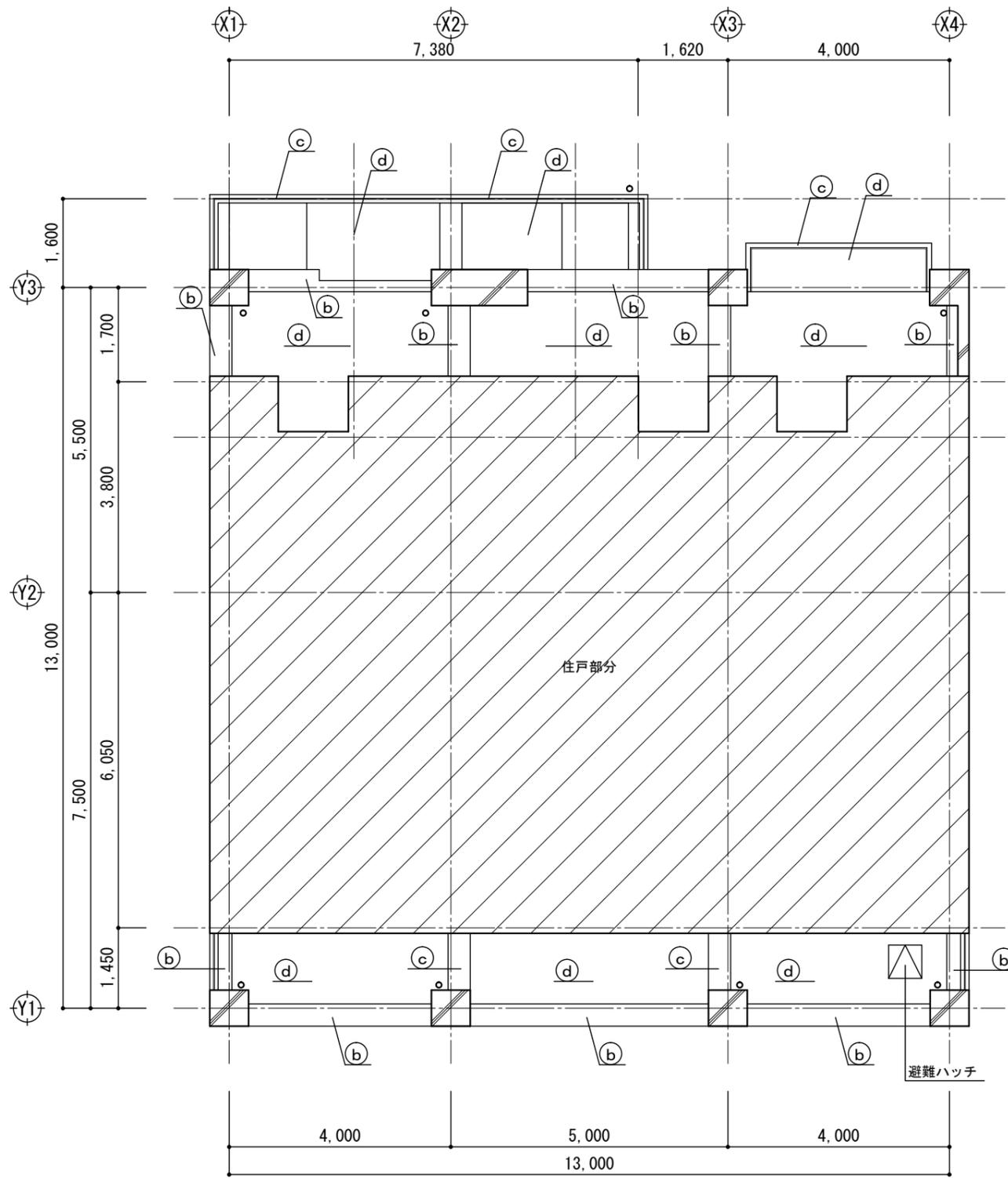
一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号  
**高村設計事務所**  
 管理建築士：一級建築士登録第326449号  
**高村康之**

総括管理責任者	高村	作図年月	R7.3
担当	高村		

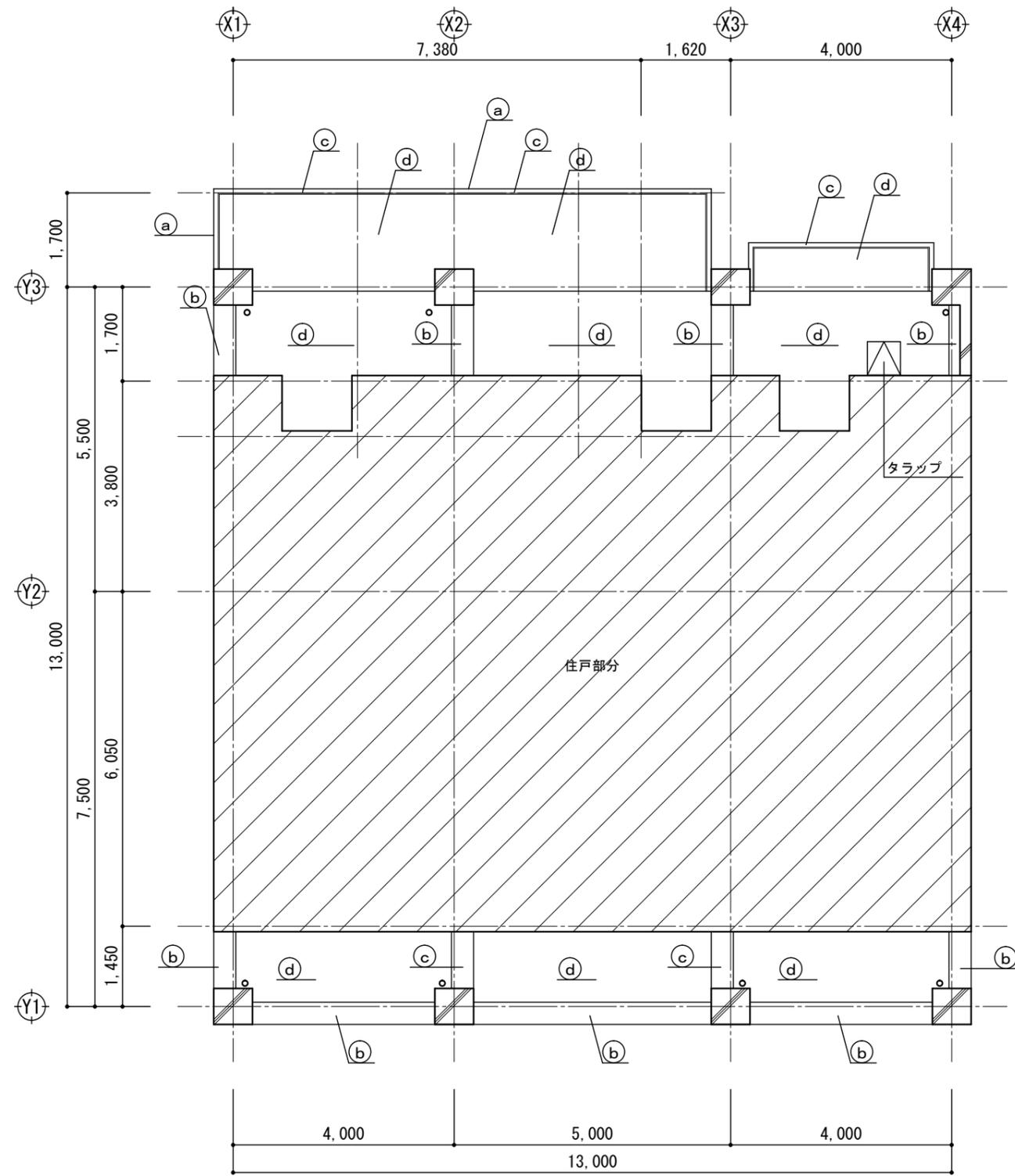
年月	令和7年3月	縮尺	1:100
課長	副課長	担当	

工事名称	災害待機下山手宿舎改修工事
図名	1階・2階・3階軒天伏図(改修)
兵庫県危機管理部総務課	

全 A24/A18 号



4階軒天伏図



5階軒天伏図

改修：外部仕上凡例

- (a) 下地処理 RB種、錆止め E種  
耐候性塗料塗り (B種、3級)
- 劣化部補修 下地処理 補修部模様合わせ
- (b) 下塗：一液水性架橋型サーフェーサー  
上塗：超低汚染ハイブリッド水性無塗料3分艶 (2色分け)

改修：外部仕上凡例

- (c) 下地調整 C-2  
外装厚塗材E (ウレタン系)
- 下地調整 E  
外装薄塗材Si (吹付)

改修：外部仕上凡例

- (e) 浮き補修 アカビシ部分球\*樹脂注入工法  
薬品洗浄
- (f) 軒樋 硬質塩ビ雨樋 角型120(前高型)新設 (受金物共)
- (g) シーリング打替え (PU-2)
- (h) ガラスビード撤去, ガラスシール新設

改修：外部仕上凡例

- (i) 劣化部補修 表面研磨  
厚膜型弾性ウレタン樹脂系塗床
- 下地処理 下地調整
- (j) ウレタン塗膜防水 L4 X X-2

改修：外部仕上凡例

- (k) 劣化部補修 下地処理  
厚膜型エポキシ樹脂塗床



一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号  
高村設計事務所  
管理建築士：一級建築士登録第326449号  
高村 康之

総括管理責任者  
高村  
担当  
高村

作図年月  
R7.3

附記事項

年月 令和7年3月  
課長 副課長 担当

縮尺 1:100

工事名称 災害待機下山手宿舎改修工事  
図名 4階・5階軒天伏図(改修)

兵庫県危機管理部総務課

全 A24/A19 号

記号	数量	AW 1	10	AW 2	2	AW 3	2	AW 4	4		
姿図											
形式	場所	引違い窓(小窓付)	1DK洋室・3LDK和室	引違い窓(小窓付)+はめ殺し窓	3LDK食堂居間	引違い窓	3LDK洋室A	引違い窓(小窓付)	3LDK洋室A・洋室B		
見込	材質	70	B-2	70	B-2	70	B-2	70	B-2		
硝子	仕上	PWG-6.8	B-2	PWG-6.8	B-2	PWG-6.8	B-2	PWG-6.8	B-2		
金物	クレセント・アングル・ビス・二重水切り・網戸										
改修方法	シーリング打替え：4方+水切										
記号	数量	SD 1	1	SD 3	10	SD 4	6	SD 5	2	SD 6	2
姿図											
形式	場所	両開き戸	受水槽室	片開き戸	住戸玄関	両開き戸	1DK MB	両開き戸	3LDK MB	両開き戸	1LDK MB
見込	材質	枠：80 建具：40	S：フタル酸樹脂エマル塗	枠：80 建具：40	デザイン鋼板	枠：50 建具：25	S：フタル酸樹脂エマル塗	枠：50 建具：25	S：フタル酸樹脂エマル塗	枠：50 建具：25	S：フタル酸樹脂エマル塗
硝子	仕上	S：フタル酸樹脂エマル塗		S：フタル酸樹脂エマル塗		S：フタル酸樹脂エマル塗		S：フタル酸樹脂エマル塗		S：フタル酸樹脂エマル塗	
金物	沓入り(SUSヘアライン)・シリンダー本締錠・SUSレバーハンドル 丁番・ドアチェック・フラス落シ										
改修方法	シーリング打替え：4方・塗装改修：扉・枠共										
記号	数量	SD 7	3	G 1	1	SS 1	1				
姿図											
形式	場所	両開き戸	PS(2,3,4F)	ガラリ	受水槽室	パイプシャッター	駐車場				
見込	材質	枠：50 建具：25	S：フタル酸樹脂エマル塗		S：SOP塗		ステンレス HL				
硝子	仕上	S：フタル酸樹脂エマル塗			S：SOP塗		ステンレス HL				
金物	沓入り(SUSヘアライン)・シリンダー本締錠・SUSレバーハンドル 丁番・フラス落シ										
改修方法	シーリング打替え：3方・塗装改修：扉・枠共										
						※改修ドアの脱着は無しとする。 ※施工上、網戸の取外しが必要な場合は、施工者に依り仮撤去復旧を行なうこと。					



一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号  
**高村設計事務所**  
 管理建築士：一級建築士登録第326449号  
**高村 康之**

総括管理責任者  
**高村**  
 担当  
**高村**

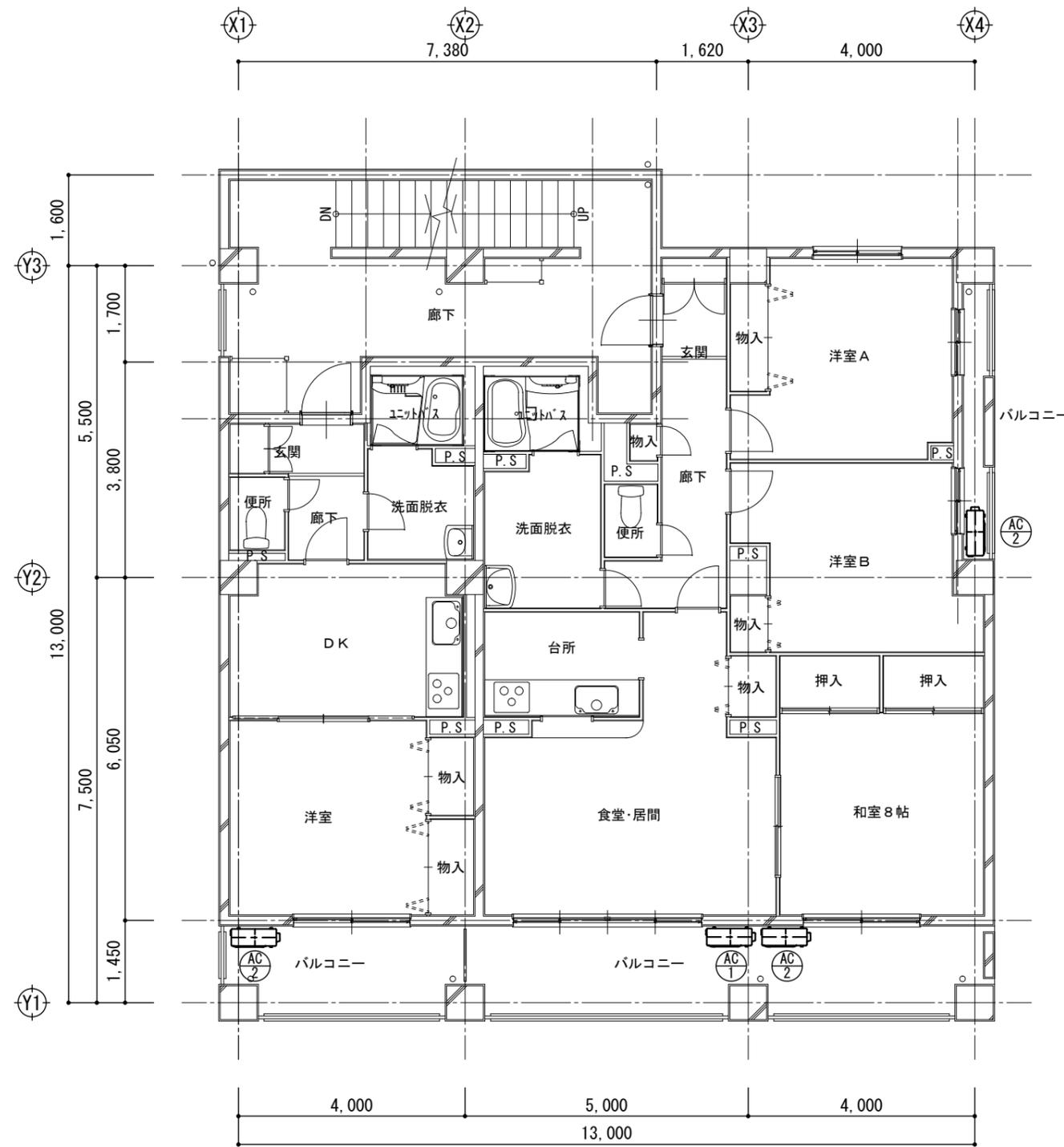
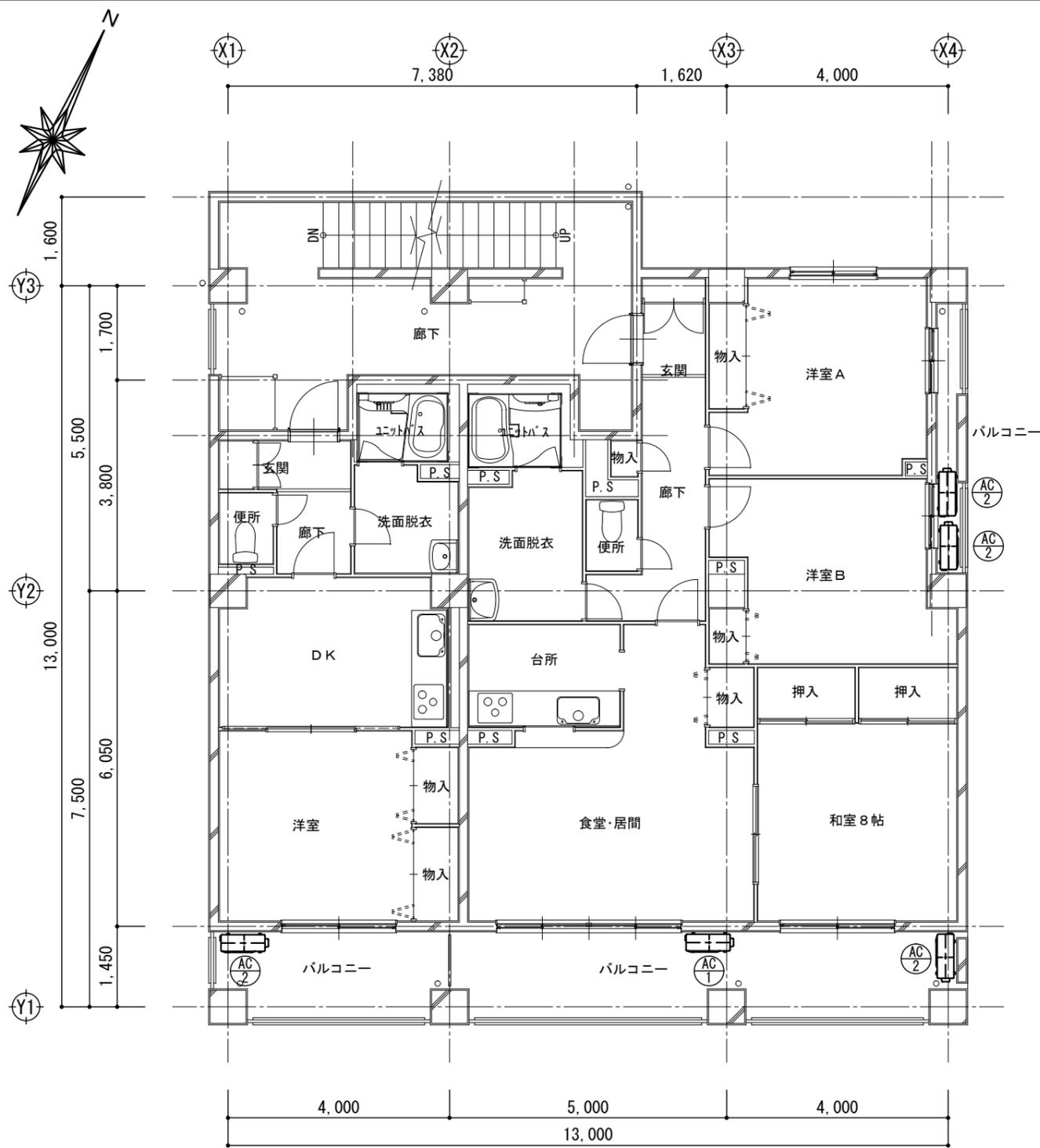
作図年月  
 R7.3

附記事項

年月 令和 7 年 3 月  
 縮尺 1 : 5 0  
 課長 副課長 担当

工事名称 災害待機下山手宿舎改修工事  
 図名 建具リスト  
 兵庫県危機管理部総務課





2階空調平面図

3階空調平面図

記号	名称	仕様・付属品	2階		3階		4階	5階	合計
			1DK	3LDK	1DK	3LDK	1DK	1DK	
AC-1	空冷ヒートポンプ式 ルームエアコン	壁掛形インバータータイプ 冷房能力 3.2 kW 暖房能力 4.5 kW 圧縮機 0.80 kW 室外機床置き 送風機(内)0.019 kW (外)0.021 kW		1		1			2台
AC-2	空冷ヒートポンプ式 ルームエアコン	壁掛形インバータータイプ 冷房能力 2.5 kW 暖房能力 3.6 kW 圧縮機 0.75 kW 室外機床置き 送風機(内)0.019 kW (外)0.020 kW	1	3	1	2	1	1	13台

※既設ルームエアコンの室外機は、外壁改修に伴い持ち上げ、復旧を行うこと。  
 ※既設ルームエアコンの室外機の持ち上げ、復旧に際して冷媒管の脱着、  
 冷媒ガスの真空引きは含まない。



一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号  
**高村設計事務所**  
 管理建築士：一級建築士登録第326449号  
**高村康之**

総括管理責任者  
**高村**  
 担当  
**高村**

作図年月  
**R7.3**

附記事項

年月  
**令和 7 年 3 月**

縮尺  
**1 : 100**

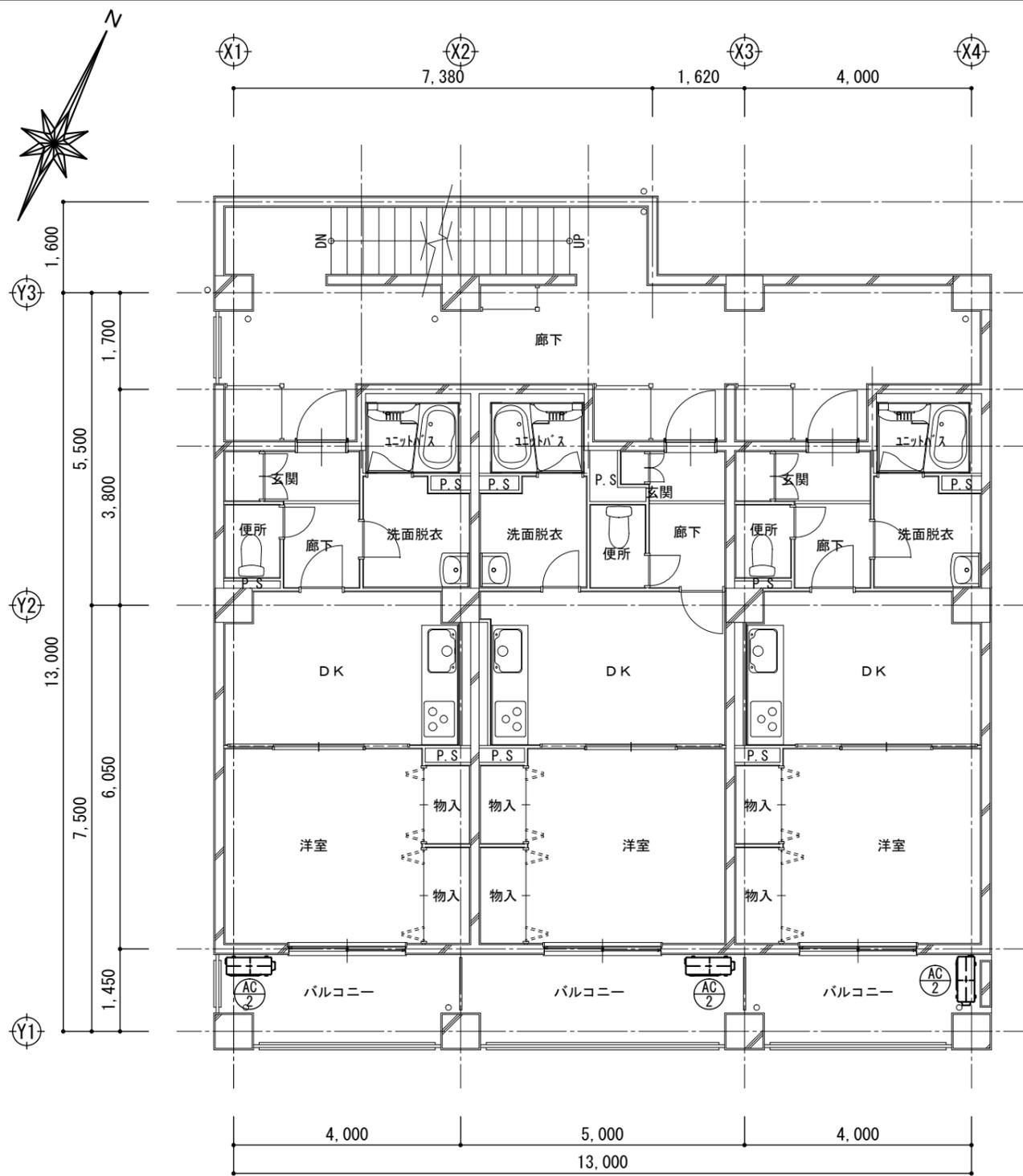
課長  
 副課長  
 担当

工事名称  
**災害待機下山手宿舎改修工事**

図名  
**2階・3階空調平面図**

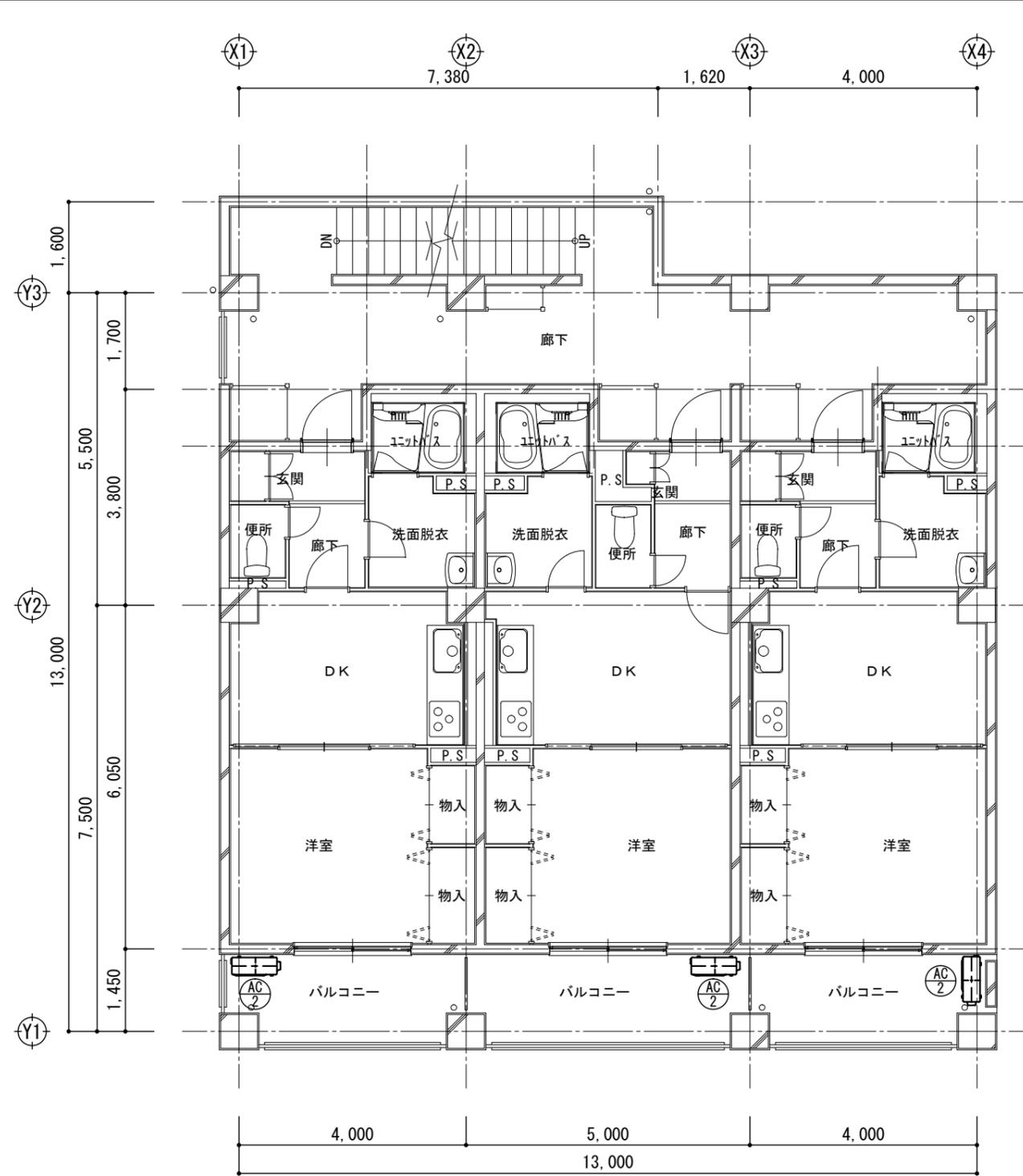
兵庫県危機管理部総務課

全  
 A24/A22  
 号



4階空調平面図

記号	名称	仕様・付属品	2階		3階		4階	5階	合計
			1DK	3LDK	1DK	3LDK	1DK	1DK	
AC-1	空冷ヒートポンプ式 ルームエアコン	壁掛形インバータータイプ 冷房能力 3.2 kW 暖房能力 4.5 kW 圧縮機 0.80 kW 室外機床置き 送風機(内)0.019 kW (外)0.021 kW		1		1			2台
AC-2	空冷ヒートポンプ式 ルームエアコン	壁掛形インバータータイプ 冷房能力 2.5 kW 暖房能力 3.6 kW 圧縮機 0.75 kW 室外機床置き 送風機(内)0.019 kW (外)0.020 kW	1	3	1	2	1	1	13台



5階空調平面図

※既設ルームエアコンの室外機は、外壁改修に伴い持ち上げ、復旧を行うこと。  
 ※既設ルームエアコンの室外機の持ち上げ、復旧に際して冷媒管の脱着、  
 冷媒ガスの真空引きは含まない。



一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号  
**高村設計事務所**  
 管理建築士：一級建築士登録第326449号  
**高村康之**

総括管理責任者  
**高村**  
 担当  
**高村**

作図年月  
**R7.3**

附記事項

年月 令和 7 年 3 月  
 課長 副課長 担当

縮尺 1:100

工事名称 災害待機下山手宿舎改修工事

図名 4階・5階空調平面図

兵庫県危機管理部総務課

全 A24/A23 号

災害待機下山手宿舎改修工事工程表（案）

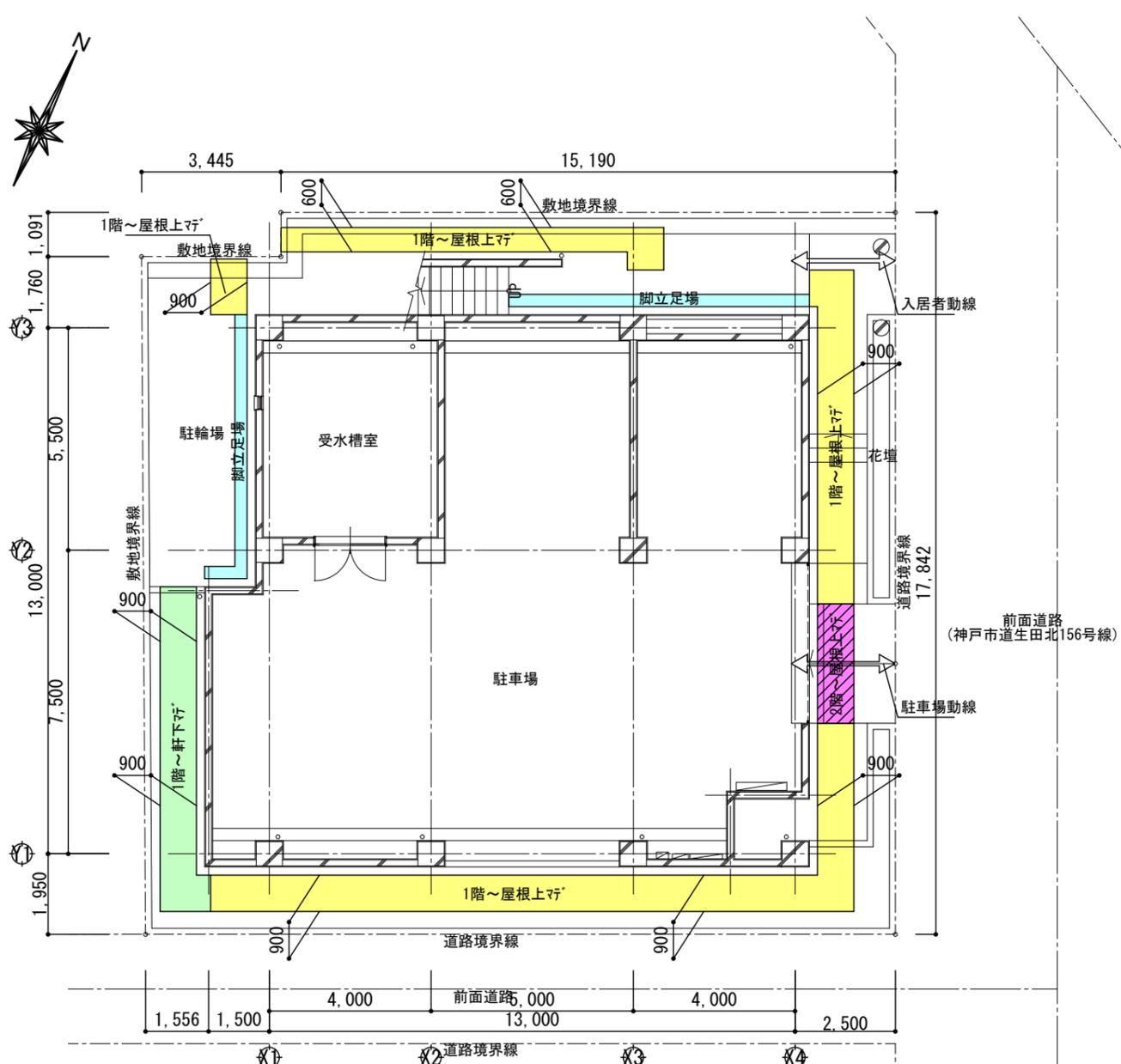
	2025年											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
共通仮設工事						▼現場事務所・仮設MILの設置				▼現場事務所撤去		
【建築工事】												
直接仮設工事						▼足場設置・養生				▼足場撤去・美装		
防水改修工事						▼密着防水・タイル葺替						▼検査
外壁改修工事						▼事前調査・水洗い	▼外壁・床・巾木・軒天 撤去					▼引渡し
塗装改修工事							▼美装改修：屋根・天井・壁					
植栽改修工事					準備期間	▼植栽伏根						
発生材処理										▼積込・運搬・処分		

南・東面：メッシュシート  
北・西面：防音シート  
くさび緊結式足場：W600～W900

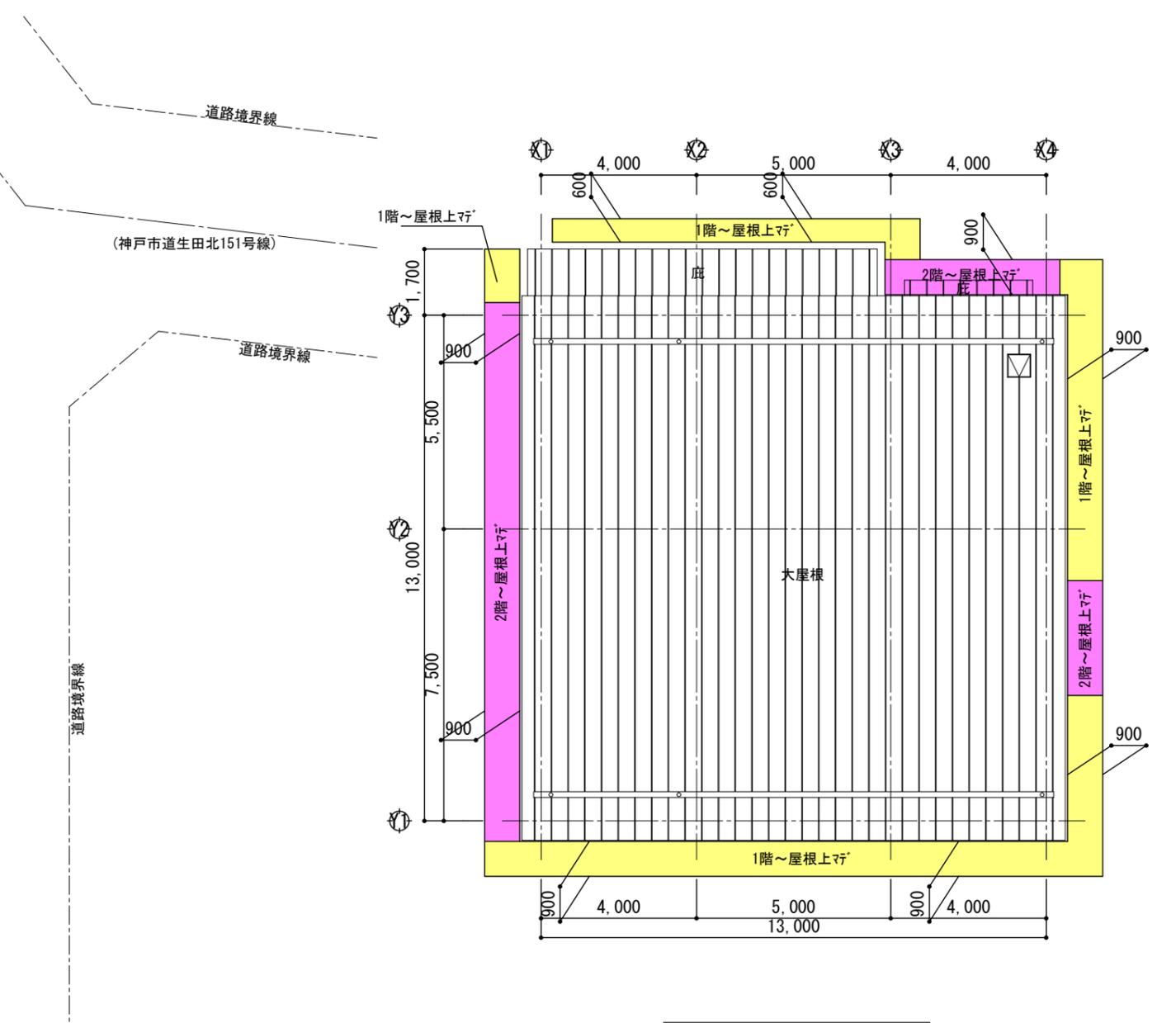
- 1階～軒下マヅ
- 1階～屋根上マヅ
- 2階～屋根上マヅ
- 脚立足場
- 水平安全柵張り

※階段仕上足場  
住民が通行できるように設置すること。  
※共用廊下・バルコニー：脚立足場

※敷地内に、現場事務所・工所用駐車場・パッカンのスペースは確保できない。



1階仮設計画図



屋根伏仮設計画図

 一級建築士事務所兵庫県知事登録第01A04501号 <b>高村設計事務所</b> 管理建築士：一級建築士登録第326449号 高村 康之	総括管理責任者 高村	作図年月 R7.3	附記事項	年月 令和 7 年 3 月	縮尺 1 : 150	工事名称 災害待機下山手宿舎改修工事	全 A24 / A24 号
	担当 高村	課長 副課長 担当	図名 仮設計画図（案）	兵庫県危機管理部総務課			
	39						